



中間市 第5次総合計画

夢がかなうまち なかま

2024～2033





「夢がかなうまち なかま」を目指して

このたび、今後10年間のまちづくりの指針となる「中間市第5次総合計画」を策定しました。本計画は、市民の皆様と進めるまちづくりの方向を示す大切な計画です。

中間市は、昭和33年に市制を施行し「炭鉱のまち」から「快適な住宅都市」へと発展を遂げてきました。しかしながら、我が国の人口が減少傾向をたどる近年、本市においても人口減少や少子高齢化が顕著に進んでいます。全国的な人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小や激甚化・頻発化する自然災害への対応などの課題に加え、デジタル化の進展やSDGs(持続可能な開発目標)の考え方が浸透するなど、変化する社会情勢に即応していかなければなりません。

また、人々の価値観やライフスタイルは多様化してきており、新たな地域課題や市民ニーズに対する柔軟かつきめ細かな対応が求められています。本計画は、行政がこのような課題や変化に対応しつつ、市民の皆様と未来を共有し、協働することにより、持続可能なまちづくりを進めるとともに、充実した生活環境を未来へ引き継いでいくための羅針盤となるものです。

都市間競争が激しさを増す中、まちの個性を確立しなければなりません。中間市が目指す将来像として『夢がかなうまち なかま』を掲げ、世代を超えた多くの方が中間市の魅力を感じ、中間市に「来たい」「住み続けたい」と思っただけのまちづくりを目指して参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、さまざまな機会を通じて市民、地域団体、学識経験者の皆様など、多くの方にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後は、この総合計画が円滑に、また着実に推進できますよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



中間市長 福田 健次

基本構想

01

序論

第1章 計画策定の概要	02
第2章 時代の流れからのまちづくりの課題	09
第3章 本市の状況	12

本論

1 将来像	13
2 将来都市構想	14
3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標	17
4 人口の将来展望	18
5 土地利用構想	20
6 施策の大綱	21

基本計画

22

第1章 基本計画の概要	23
第2章 政策の課題と方向性	24
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	24
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	24
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	25
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	25
政策5 人権を尊重し、 中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	26
政策6 安全・安心なまちづくり	27
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	27
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	28
重点分野の概要	30
SDGsの視点を踏まえた計画の推進	31
SDGsの17のゴール 施策別対応表	32

用語解説	34
------	----

*印は用語解説（34、35）を参照してください

資料編1 策定資料

策定方針	37
中間市総合計画策定審議会審議経過	38
中間市総合計画条例	39
中間市総合計画条例施行規則	41
諮問書	42
中間市第5次総合計画について(答申)	43
中間市総合計画策定審議会委員名簿	44

資料編2 統計資料

人口推移	45
人口・世帯数の推移	45
人口ピラミッド	46
出生・死亡・転出・転入の推移	46
普通交付税及び臨時財政対策債	47
歳入と歳出の推移	47
財政調整基金残高と財政調整基金取崩し金	48
特別会計(社会保障関連経費)への繰出金の推移	48
分類別公共施設集計表	49
分類別公共施設割合グラフ	50

資料編3 中間市第4次総合計画の検証

都市計画	51	下水道	61	観光	69
土地利用	51	消防	62	幼児教育	69
水利用	52	防災	63	小中学校教育	69
道路・橋りょう	52	交通安全	63	社会教育	70
住宅	53	情報化	64	社会体育	71
保健・予防の充実	53	し尿処理	64	青少年健全育成	71
医療の充実	54	じん芥処理	65	芸術・文化の振興	72
児童福祉	54	環境保全	65	文化財保護	72
母子(父子)・寡婦福祉	56	農業	65	生涯学習	73
障がい者福祉	57	商業	66	人権	73
障害者地域活動支援センター事業	57	消費生活の安定	66	住民基本台帳カードの普及・奨励	74
高齢者福祉	58	工業	67	男女共同参画	74
低所得者福祉	58	失業対策諸事業	67	国際交流	75
介護保険	59	高齢者雇用対策	68	広報・広聴機能の充実	75
国民健康保険	59	障がい者雇用対策	68	行財政計画	76
国民年金	60	中小企業雇用対策	69	広域行政	78
上水道	61				



中間市第5次総合計画

基本構想

序論

第1章 計画策定の概要	02
第2章 時代の流れからのまちづくりの課題	09
第3章 本市の状況	12

本論

1 将来像	13
2 将来都市構想	14
3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標	17
4 人口の将来展望	18
5 土地利用構想	20
6 施策の大綱	21

【*印は用語解説(34、35)を参照してください】

第1章 計画策定の概要

計画策定の趣旨

01

本市においては、第4次総合計画・後期基本計画の計画期間を、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までと定めておりましたが、その理念は現在も継承しつつ、中間市第4次総合計画実施計画及び地方創生をテーマとした「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき継続的な市政運営に取り組んできました。

今回、第4次総合計画の理念を検証し、また、時代の変遷に対応するよう、「まちづくりの方針」や「政策の大綱」の再整理を行い、本市の行政経営の指針となる「中間市第5次総合計画」(以下「本計画」という。)の策定を行いました。

なお、第4次総合計画の計画期間の満了から8年が経過し、その間にSDGs^{*}、DXなどのさまざまな取組や、新型コロナウイルス感染症への対応など、さまざまな課題が生じています。

このため、以下に示す第4次総合計画の検証による成果と課題をきめ細かに反映させるとともに、新たな変化にも順応させた計画とします。

第4次総合計画における基本目標の検証結果

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

成果

住環境や商業地域、交通環境の充実など、計画的なまちづくりを推進し、農地法や景観条例などの各種法規制に基づく適切な土地利用を行い、中間市都市計画マスタープランの全体構想において将来の土地利用の方針を示して、適正な土地利用の規制・誘導を促しました。

また、都市公園や児童遊園においては、長寿命化計画に基づく施設の更新や安全で利用しやすい整備の実施、水の安定供給のために唐戸浄水場の改修工事に着手し、下水道事業については、普及率・水洗化率が上昇しました。

さらに、JR筑豊本線と県道中間宮田線との立体交差工事、県道中間水巻線(都市計画道路仮家大膳橋線)の拡幅工事や、緊急車両の通行に支障のある路線の道路改良工事を行い事態の解消を図りました。

課題

中間市都市計画マスタープランを改定し、将来の土地利用の方針を定めること、住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)において、将来の都市づくり目標との整合を図り、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進していく必要があります。

また、道路整備については、広域幹線道路網の構築、都市計画道路の早期完了を目指した道路網の充実、段差のないバリアフリー化の推進、公営住宅については、長寿命化計画に基づく改善や修繕、建替えなどの計画的な整備進行が重要です。

なお、水利用については、水道施設の改修や老朽管の更新工事に耐震管を採用するなど計画的な実行とともに、健全な経営を行っていく必要があります。

②生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

成果

健康管理システムの導入により生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備しました。母子の保健事業については、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師などの専門職が関係機関と連携を図り、妊娠期から出産・子育てまでのさまざまなニーズに対して総合的かつ切れ目のない支援を行っています。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、特に要支援児童及び要保護児童などに対する支援の強化・充実を図りました。

高齢者支援においては、地域包括支援センターが中心となり、市全域及び各小学校区に協議体を設置し、住民主体の活動の下、地域資源の充実した地域づくりを進めるとともに、介護予防事業を実施し健康寿命の延伸に取り組みました。

課題

こども家庭センターにおいて、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を一体的に実施することにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくこと、子育て支援を行う施設が同センターとの連携強化を図ることにより、地域の社会資源機能を強化、充実させていくことが求められます。

また、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に、高齢者の社会参加を促進させるとともに、庁内連携を強化し地域支援の輪を拡大していく必要があります。

③豊かな生活環境の創造

成果

防災については、消防体制の充実強化及び近代化を図り、事業所や地域と連携した各種防災訓練などを通じ、地域防災力を推進することができ、また、すべての自治会に自主防災組織を結成することができました。

環境保全事業として実施している「やっちゃんエコライフ」活動を継続して行い、二酸化炭素排出削減に向けて省エネの意識の醸成を図っています。



課題

防災については、地域住民と連携した消防訓練などを通じ防災意識の高揚を図るとともに、自助、共助による取組を一層推し進める必要があることから、校区まちづくり協議会を中心とした活動を積極的に支援し、多くの校区住民がその活動に参加していくことが重要です。

情報化については、システムの標準化・共通化、申請手続きのオンライン化、BPR^{*}を活用し、行政サービスの利便性を向上させ、さらなる効率化を図ることで住民サービスの転換を行っていくことが重要です。

また、製品プラスチックの資源化の検討や、2030(令和12)年度までに公共施設への再エネ100%電力の導入、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現に努める必要があります。

④新世紀に適応した産業の振興

成果

農業については、「新鮮市場さくら館」がオープンし、近隣及び地元農業者から新鮮な旬の野菜などが出荷され、地産地消を推進することができています。

商工業については、大型小売店舗のリニューアルオープンや新規大型店舗の進出により、市内外からの集客力は確実に高まっており、加えて中間市チャレンジショップ事業による市内における新規開業を促進する環境整備を図りました。

観光については、「遠賀川水源地ポンプ室」がユネスコ世界文化遺産に登録され、観光資源化の基盤ができました。

課題

農業については、後継者や新規就農者に係る支援、商業については、既存店舗の活性化や空き店舗への新規出店の促進、工業については、空いている市の事業用地が少ないため企業ニーズに応えることができず損失が生じており、大規模開発とまではいかないものの事業用地の確保が求められます。

観光については、中間市への観光来訪者数の増加及び滞在時間の確保策を検討する必要があります。



⑤次世代を担う教育の充実

成果

小学生の学力は全国平均を超えることが多くなり、基礎基本の知識を活用して新たな課題を解決するための思考力・判断力・表現力が育まれています。

生涯スポーツの推進に向けて、利用者が安全で快適に利用できるよう社会体育施設の整備を行ったことによる利便性の向上に加えて、総合型地域スポーツクラブを設立し、幼児から高齢者までの体力、運動能力の向上、運動不足の解消を図りました。

社会教育については、団体間、世代間の交流を促し、自主的な学習活動の支援を行うなど、市民のライフステージに応じた学習機会の提供ができました。

課題

幼児教育については、家庭や地域社会における教育力を補いつつ相互連携による充実を図り、小中学校教育については、学校施設再編による時代のニーズに対応した新しい学校施設の整備・充実を図り、児童生徒が安全安心に学び生活できる教育環境の構築が求められます。さらには、教職員の働き方改革の推進に努め、教職員の人材育成を継続実施することが重要です。

社会教育及び社会体育については、老朽化した施設の設備更新や満足度の高い講座の企画・実施、優れた文化や芸術に触れる機会の創出、子どもから高齢者まで誰もがより一層の健康管理を行えるような体制の構築が必要です。

⑥ 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

成果

人権については、あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のない中間市を実現することを目指し、教育・啓発を推進しました。

また、行財政計画としては予算編成に枠配分方式を導入するなど、財政構造の改善を図ることができ、広報・広聴については、市内外へ発信・交流できるツールとしてFacebookやLINEなどのSNSの活用を行い、広報・広聴機能の充実を図りました。

市民との協働については、「町内会」と「町内公民館」の2つの組織を「自治会」に一本化したことによる負担軽減、また、小学校校区内の自治会、婦人会、老人会、PTAなどの諸団体が集まり結成された「校区まちづくり協議会」を設立したことで、地域の課題解決が図りやすくなりました。

課題

差別と偏見を解消するため、あらゆる機会を捉えて、引き続き人権・男女共同参画に関する教育や啓発活動を実施し、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、教育・啓発などの一層の充実を図っていかねばなりません。

行財政計画としては、組織全体が疲弊しつつある現状を打破すること、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行う必要があります。

広域行政については、本市の産業特性や地理的特性、生活圏を考慮した上で地域のさらなる活性化を図っていかねばなりません。





本計画は、以下の点を基本に策定しました。

1

行政経営の指針となる計画

各部局の責任と権限において、自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指します。

2

選択と集中

限られた財源を有効的に活用するため、施策推進に当たっては選択と集中を図ります。
なお、基本事業階層で重点分野を設定し、限られた資源の有効活用を図ります。

3

第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に基づく「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した総合計画とします。

4

市民参画

市民とまちづくりに関する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努めます。

5

分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫します。

将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性などを階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、第4次総合計画と同様に、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。

1

基本構想

本市が目指す将来像、人口の将来展望、土地利用構想を定め、まちの動向を示す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

また、将来像の実現を目指すため7つの政策を設け、総合的・計画的に推進していきます。

計画期間は、大きな社会構造の転換などが発生しない限りは、本市の目指す方向性に大きな変更はなく、一定の普遍的な視野に立ったものとするため、2024(令和6)年度からの10年間とします。

なお、これまで計画ごとにその時代に合わせ微妙に変化をさせながら定めてきた将来像ですが、本来普遍的であるべきという考え方から、本計画は1977(昭和52)年に制定した市民憲章に謳^{うた}われています市民が願う都市像とします。

2

基本計画

基本構想で定めた7つの政策に対し、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や、地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、2024(令和6)年度からの10年間としますが、時代の流れに合わせて必要に応じて適宜見直すこととします。

3

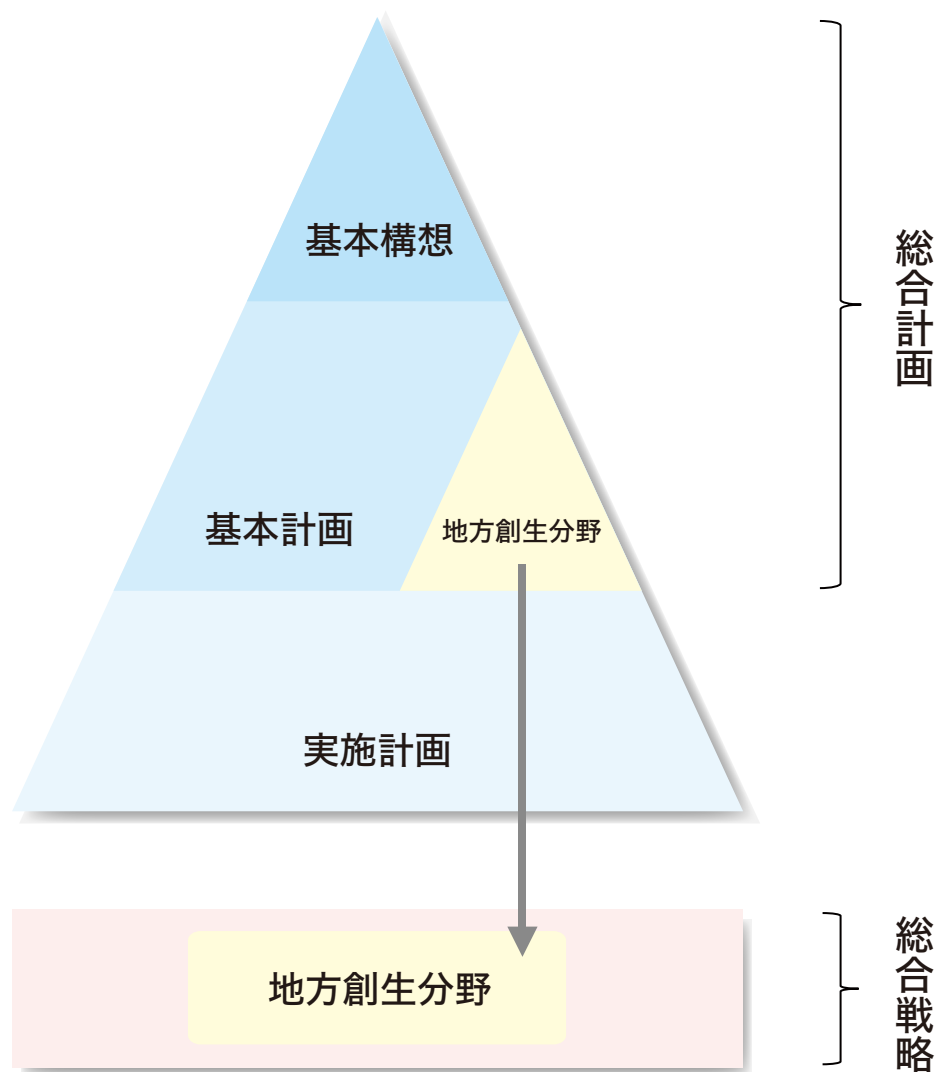
実施計画

基本計画の施策体系に示す基本事業の目標を達成するために実施する具体的な事業展開のロードマップを定めるものとします。

計画期間は、2024(令和6)年度からの3年間としますが、事業費や実施手法などについては、事務事業評価結果及び財源の状況を踏まえ、毎年度見直すものとします。

総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。他方で、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本計画を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI^{*}」の整合を図ることで、一体的に推進していきます。



第2章 時代の流れからのまちづくりの課題

人口減少と少子高齢化の進行

01

本市の人口は、1985(昭和60)年をピークとして5年ごとに概ね3から5%ずつ減少を続けています。高齢化率は38.2%(2024(令和6)年3月現在)となっており、福岡県内で比較しても非常に高く、少子高齢化が進行しています。

人口減少により、消費が減少することで、地域経済全体の縮小につながります。そして、市の歳入源である税収や普通交付税^{*}が減少する一方で、歳出は社会保障関連経費を中心に高い水準で推移していくものと予想されます。

このため、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策の実施が求められます。

財政再建に向けた行財政運営

02

本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015(平成27)年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金^{*}などの取崩しで補う状況が続きました。

その結果、2019(令和元)年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況となるほどの財政危機となりました。

このため、事業整理、地方債の借換えの実施、ふるさと納税の取組強化などさまざまな行財政改革に取り組み、また、土地の売却収入など臨時的な要因も合わせ、2020(令和2)年度は財政調整基金の取崩しを行わずに決算を迎えることができました。

しかし、今後予測されているさまざまな行政需要に伴う財源の確保や、人口減少、景気の下振れなどに起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の再構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。

社会資本整備と老朽化対策

03

高度成長期に整備された多くの公共施設(学校を含む。)や道路、橋りょう、水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあります。今後、財源が限られる状況が続く中、多額の費用負担に対処するためには、人口減少に伴う将来需要の変化を考慮した長期的な視点での公共施設の適正配置と維持管理が必要です。

将来世代に対して過度な負担を残さないためにも、早期の取組が必須と言えます。



地方創生に向けた取組

04

我が国の人口は、2008(平成20)年以降減少傾向をたどり、今後加速度的に減少傾向が進むことが予想されています。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな影響を及ぼします。このため、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するための一体的な推進を図ることなどを目指し、2014(平成26)年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本市においても、「国の総合戦略」の内容を勘案しつつ、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたり自律的で持続的な地域社会を創生するため、「中間市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための就労機会の拡大や子ども・子育て支援の充実など、移住・定住の促進に向けた施策を展開してきました。

その後、国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用した地方創生を加速化・深化することを目的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての見直しを行い、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化などの諸課題に取り組んでいく必要があります。

移住・定住の促進

05

人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策として、若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくりが挙げられます。本市では、移住・定住を支援し促進するための取組として、「空き家バンク制度」、「あかちゃん訪問事業」、「小規模保育事業(地域型保育事業)」、「18歳になる年度末までの子どもの医療費助成」、「中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業」など幅広い事業展開を行っています。

今後も魅力あるまちづくりに向け、移住・定住につながる新しい施策に取り組む必要があります。



人口減少による消費・経済力の低下は我が国の直面している課題であり、この課題解決策が society5.0でのIoT^{*}、ロボット、人工知能(AI)^{*}などの最先端技術の活用による社会構造の変革とされています。

人口減少の進行は、歳入が減少することに加え、職員が減少する一方で、住民ニーズは多様化し、増加する事業によりマンパワーの限界を迎えることが想定されることから、本市においても大きな影響を及ぼす可能性があります。

これらの課題に対する解決策の1つが自治体DXであり、「自治体フロントヤード改革の推進」、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「公金収納におけるeLTAXの活用」、「自治体のAI・RPA^{*}の利用推進」、「テレワークの推進」などを実施することによる住民サービスの向上、行政事務のさらなる効率化・省力化を目指す必要があります。自治体DXを推進することで、住民にとっては「何か手続きをしようとするときに市役所を訪れる必要がなくなる」、「災害時の被害状況をいち早く知ることができる」など、さまざまな利点につながります。

少子高齢化の進行や施設・インフラの老朽化、社会保障関連経費の増加など、社会経済情勢や住民ニーズの多様化により、既存の取組だけでは自治体の運営が困難な状況となっています。

本市においても、人口減少を見据えた行政運営を行う必要があり、行政資源などが限られる中、公共サービスへの市民ニーズに対応するためには、既存の取組にとらわれず、民間企業が持つ多様なノウハウや技術を地域課題の解決につなげるという官民連携の視点が重要となります。

また、民間企業などでは、近年、社会的責任意識の高まりや独自のノウハウを活用した官民連携ビジネスへの期待も増大しています。この官民連携ビジネスでは、行政運営と民間事業者のビジネスをつなぐキーワードが「持続可能な開発目標(SDGs) 実施指針」であり、SDGsのさまざまな問題提起やパートナーシップの理念に基づく施策を持続的に実施していくことが必要です。

第3章 本市の状況

地理的位置

01

本市は、福岡県の北部に位置し、東及び南側は北九州市八幡西区に、西及び南側は遠賀郡遠賀町と鞍手郡鞍手町に、北側は遠賀郡水巻町と接しています。

また、本市はJR筑豊本線中間駅及び筑前垣生駅の2駅、筑豊電気鉄道希望が丘高校前駅、筑豊中間駅、東中間駅、通谷駅の4駅を有しており、さらに西鉄バスや北九州市営バス[※]、コミュニティバスが市内を運行しています。

隣接市町には国道3号線や九州自動車道が走っており、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあります。

※北九州市営バスについては、令和7年4月以降の市内での運行予定はありません。



地勢

02

市域は、面積15.96km² 東西6.98km 南北4.45kmとなっており、市の中央部を南北に貫流する遠賀川によって東西に二分されています。東部地区は、主に北九州市との市境沿いに丘陵地帯が連なり、住宅地を形成しています。西部地区は、農耕地で占められた広い沖積平野となっており、また、2つの工業団地が立地しています。

沿革

03

本市は、1958(昭和33)年11月1日に中間市として市制施行しました。

炭鉱のまちとして繁栄しましたが、エネルギー革命による炭鉱閉山に伴う人口の流出や経済の低迷により1962(昭和37)年12月に財政再建準用団体の指定を受けました。そこで再生を目指して北九州市に隣接する地理的条件を活かし住宅都市へ方向転換することとしました。

筑豊電気鉄道沿線に住宅団地開発を進め、西部地区に工業団地を造成し、1978(昭和53)年からは多くの公共施設を新築(改築)したことにより、人口は5万人を超えるまでに至りました。

その後、少子高齢化の進行やその他の要因も重なり、人口減少に伴って地方交付税が削減されるなど、再び財政難の兆しが見え始めました。この時、多くの自治体では市町村合併への道を模索し、本市においても北九州市との合併協議を行いました。単独市としての道を歩むことになりました。

大規模な宅地開発などの施策により一時5万人を超えていた人口も、少子高齢化などの影響により、1990年代後半からは減少幅が大きくなり、2024(令和6)年3月末現在で39,320人となっています。



1 将来像

豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

本市は、遠賀川を中心に温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、2015(平成27)年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」をはじめ、貴重な地域資源である水とともに歴史を歩んできました。

そして、これからも多くの人々がその恩恵を受けながら心穏やかに暮らし続けていくことができる、そのようなまちづくりを目指していきます。

1977(昭和52)年に制定された市民憲章は、市民がみんなで約束ごとをつくり、みんなでこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものです。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育んでいくための手がかりを見つけてくれるものとされています。

この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、中間市は「夢」がかなうまち、「夢」をつかめるまちであるべきだと考えています。

中間市民が願う市民憲章を基本に、豊かな自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、限られた行政資源を有効活用しつつ経済や社会の変化に対応し、将来にわたって持続可能となる「夢がかなうまち なかま」を目指したまちづくりを進めます。

中間市民憲章

わたしたち中間市民は、相互の信頼と協力をもとにして、
調和のとれたまちづくりをめざします。

わたしたち中間市民は、限りない明日への躍進を願い、
ここに「憲章」を定め、わたしたちの心がけとします。

- 一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります
- 一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります
- 一、人をだいにし心ゆたかなまちをつくります
- 一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります
- 一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります

(昭和52年5月3日 制定)

2 将来都市構想

本計画では、本市が描く将来像である「夢がかなうまち なかま」をみんなでつくっていくことを目指しています。この将来像を実現するためには、本市の魅力向上を図ることにより、若い世代の流入と住民の定着を促すことに加え、地域資源の増加へとつなげていく好循環を生み出すことが重要です。

「なかま」の魅力向上

01

この好循環を生み出すためには、次世代を担う子どもたちや若い世代を支えていくため、保育所の待機児童を常に解消するとともに、地域住民同士での子育て支援を活性化させていくことが大切です。学校やこども家庭センターなどのさまざまな公共施設を「子育ての場」として提供し、学校や子育てサークルなどのさまざまな市民活動団体、地域が連携することで、親子と高齢者など世代間の交流が進み、子どもたちが健やかに成長でき、子どもたちの笑顔があふれる子育てしやすい教育環境が整ったまちとなります。

さらには、地域住民の暮らしやすさや働きやすさを一層向上させ、今後10年の間に、より子育てがしやすく、利便性に富んだコンパクトなまちづくりを進めていくことで、「なかま」の魅力が向上していきます。「なかま」の魅力向上が実現すると、若い世代の流入と住民の定着が進んでいきます。

これにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、本市の強みをより引き出す取組の推進、快適で利便性の高い交通環境や安全安心な暮らしができる地域づくりなど、これまで^{つちか}培われた本市の強みや特徴を磨き上げることで、さらなる「なかま」の魅力向上につながっていきます。



本市は、面積が約16km²とコンパクトなまちであり、このコンパクトさを活かしたまちづくりを進め、市内には生活に必要な公共施設や商工業エリアの充実が図られています。また、地理的な優位性もあり、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあるため、市内外への通勤・通学・買い物などの利便性に富み、働く世代や学ぶ世代が暮らしやすいまちとして、若い世代を中心に人々の流入につながる要素が十分にあります。

さらに将来的には、学校施設の再編や公共施設の統廃合に伴う跡地活用を進め、その手段として民間活力を取り入れることも視野に入れて、市外からより多くの買い物客や観光客を呼び込めるような施策の展開を図ります。これにより、観光・商業が活性化することで、若い世代のみにとどまらず、さまざまな人々の交流が生まれ、活力あるにぎやかなまちへと発展していくことが期待できます。

そして、コンパクトシティ^{*}の形成を目指し、都市環境の一層の向上を図ることで、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての市民の移動しやすさを向上させます。また、自動車による道路混雑を緩和することにより、二酸化炭素の削減効果も生まれます。人と環境にやさしい地域をつくっていくことで、住民の安心な暮らしを支えていきます。こうしたまちづくりを進めることにより、若い世代をはじめとして人々の流入が促され、まちに定着していくことで、「ひと」という貴重な「なかま」の地域資源の増加につながっていきます。

このように、これまで培^{つちか}ってきた地域資源を活用するとともに、新たに生まれてくる地域資源とを組み合わせることにより、さらに次世代へとつながる地域資源を創出していく好循環が生み出され、人々の暮らしや地域経済、そして環境などのバランスのとれた発展が進みます。

地域力を高める

03

まちの発展とともに人々の暮らしもより豊かなものとなり、目指すべき「夢がかなうまち」へと向かっていくことになります。

「なかまの魅力向上」から「若い世代の流入と住民の定着」、そして「地域資源の増加」へとという好循環を生み出し、「夢がかなうまち」を実現するためには、自助・共助・公助の考え方を基本として、市民、市民活動団体、事業者などすべての主体がまちづくりの担い手として参加・参画する「協働によるまちづくり」を進めていくことが重要です。さらに、地域力を高め全市的に波及させていくことにより、今後乗り越えなければならない重点課題の克服につながります。

地域のつながりをつくり、その力を一層向上させていくことが求められています。



将来にわたって持続可能なまちを目指すには、未来を見据えた上で今後10年のあり方を考え、まちづくりに取り組む必要があります。持続可能なまちとなるためには、未来を担う子どもを大切に育てること、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人たちがいつまでも健康でいきいきと活躍でき、そして安心して暮らすことができる環境を整えることが肝要で、そのためには地域のつながりをつくることなどが重要です。

また行政は、厳しい財政状況の中、今後予測されている行政需要を見据え、不断の行財政改革を実行し、収支バランスの取れた行財政基盤の構築を着実に進めていくことが大切です。そして、その一方で未来の「なかま」の姿について市民や市民活動団体、事業者などと思いを共有し、そのために必要な施策を迅速かつ柔軟に展開します。

そして、本計画を推進することにより実現していく10年後の「なかま」と、その先にある夢と希望にあふれた未来の「なかま」の実現を目指して、持続可能な地域をみんなでつくっていくことが求められています。

そのためには、経済環境や社会情勢の変化、都市間競争が激しさを増す中、まちの個性を確立し、人々が「なかま」を選ぶ行動に至るまでの戦略的な取組を進めていきます。この取組により新たなまちの個性や魅力、そして強みを創り出し、「なかま」というブランドイメージを向上させることで、対外的な評価を高めていきます。

みんなで夢と希望にあふれた未来の「なかま」を紡いでいくことは、これまで築いてきたまちの豊かさをより高め、次の世代へとそれを引き継いでいくための大切な営みです。「なかま」には、夢と希望を実現するための環境や地域資源、人々や組織の活力があふれています。

本計画は、「夢がかなうまち なかま」へと向かうための道筋となります。



3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標

まちの動向を表す以下の指標をもって将来像の達成状況を測ることとし、基本計画の推進により、それぞれの指標の向上を目指します。

本市の人口	39,320 人	出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在
生産年齢人口 [*]	20,124 人	出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在
合計特殊出生率 [*]	1.46	出典：厚生労働省「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」
人口増減数 [*]	337人減	出典：市「住民基本台帳」2023(令和5)年度
本市を好きと感じている市民割合	76.0%	出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年
本市に住み続けたいと思っている市民割合	46.7%	出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年
昼夜間人口比率 [*]	87.7%	出典：国勢調査2020(令和2)年
納税者1人当たり所得	268.3万円	出典：総務省「2021(令和3)年度市町村税課税状況等の調」
市内総生産額 [*]	796.77億円	出典：福岡県「市町村民経済計算」2020(令和2)年度
地域経済循環率 [*]	57.2%	出典：地域経済分析システム(RESAS)2018(平成30)年
財政力指数 [*]	0.455	出典：市資料「決算カード」2023(令和5)年度

4 人口の将来展望

現状と将来推計

01

本市の総人口は、1960(昭和35)年の42,418人から1964(昭和39)年の最後の炭鉱閉山に伴い、1970(昭和45)年には、33,734人まで減少しましたが、その後、北九州市に隣接しているという地理的特性を活かし住宅都市として増加に転じ、1985(昭和60)年には50,294人にまで至りました。

しかし、近年では、1995(平成7)年以降は減少傾向で推移し、2020(令和2)年に実施された国勢調査の結果では40,362人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の2023(令和5)年度の将来推計によると、今後人口は減少し続け2050(令和32)年には、26,055人になるものと推計されています。人口減少率は2020(令和2)年の40,362人と比較して35.4%の減少となる見込みです。

将来展望

02

人口の現状や将来推計を踏まえ、「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、目指すべき人口規模を下記のとおり「2060(令和42)年に23,026人を上回ることを」を展望しています。将来展望の実現には、総合戦略の施策を着実に実施し、施策の効果を出すことが必要であり、そのためには、行政をはじめ、市民、地域、各種団体、企業など市全体で市の課題を共有し、地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。



第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望

2060(令和42)年に23,026人を上回ることを展望する。

人口の将来展望における目標値

合計特殊出生率

合計特殊出生率を段階的に上昇させ、1.8[※]以上とする。

※ 福岡県「子育て等に関する県民意識調査」2014(平成26)年3月での県民の希望する子ども数に基づく出生率

人口移動の上昇

各種施策により転出超過の状況を改善し、段階的に転出数と転入数を同数とし、その後、転入超過へと改善を図る。



基本的な視点

03

人口減少対策は、次の4つの基本的な視点から取り組みます。

- 1 安定した雇用の創出と働きやすい環境づくり
- 2 若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくり
- 3 中間市の地域資源を活かした新しい人の流れの創出
- 4 地域間の連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った地域づくり

本計画における人口目標

04

2033(令和15)年の定住人口目標 36,000人

第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる人口の将来展望を本計画においても踏襲しつつ、人口減少率を抑えるために、市の魅力を向上させる施策などを着実に実施します。

2020(令和2)年の国勢調査による本市の人口40,362人を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する30年後の2050(令和32)年の人口26,055人を踏まえ、本計画期間である10年後の2033(令和15)年の推計定住人口は34,551人となりますが、子育て支援策や教育環境の整備充実などの施策を展開し人口減少率を抑えることで36,000人を目指します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画期間の満了により改定していくこととなりますが、本計画との整合性を図った計画とします。

5 土地利用構想

学校施設の再編や公共施設の統廃合により生じる余剰地などの利活用を進め、活力あるまちづくりを目指します。

また、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す中間市都市計画マスタープランを、時代とともに求められる都市を取り巻く状況の変化に即応した計画にするとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用に取り組みます。

都市的^{*}土地利用を行う地域

01

市街化区域^{*}は都市的な土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を推進します。

市街化調整区域^{*}であっても九州自動車道、北九州都市高速道路、国道3号、国道200号などへのアクセスが非常に良いという本市の置かれている地理的な特性などを活かす視点に立ち、周辺の自治体との連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については、社会や地域の状況に対応して、農業との調整を図りながら、都市計画制度を活用し、地域の活性化につながる土地利用を図ります。

自然的土地利用を行う地域

02

都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場として、営農環境の維持改善を基本としつつ、多角的視点からの土地利用の検討を行います。

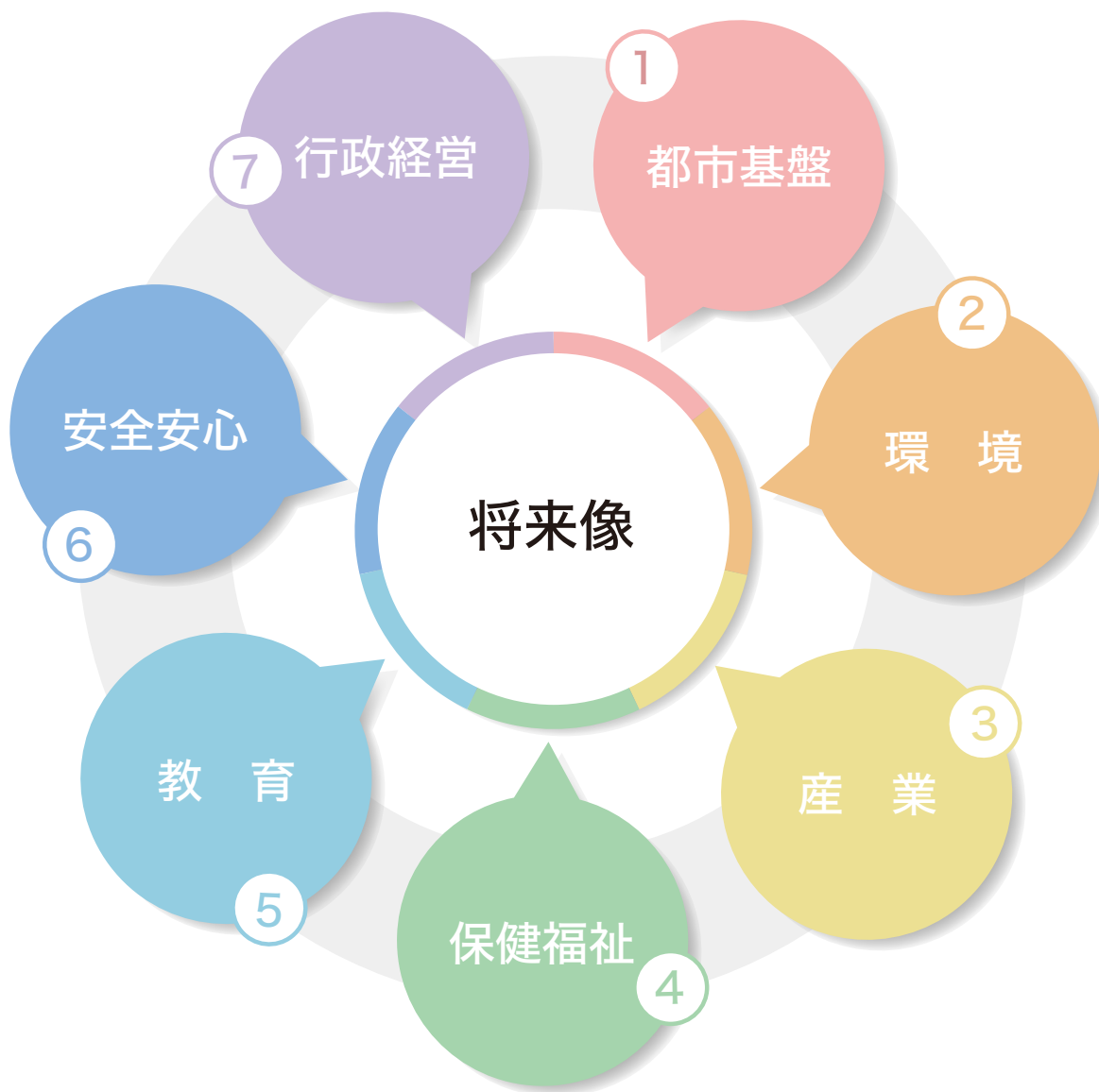


6 施策の大綱

政策の設定

「将来像」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

本計画では、7つの行政分野に政策を設け、それぞれが以下のように相互連携を図り、「将来像」の実現に向けて、総合的・計画的に展開をしていきます。





中間市第5次総合計画

基本計画

第1章 基本計画の概要	23
第2章 政策の課題と方向性	24
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	24
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	24
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	25
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	25
政策5 人権を尊重し、 中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	26
政策6 安全・安心なまちづくり	27
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	27
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	28
重点分野の概要	30
SDGsの視点を踏まえた計画の推進	31
SDGsの17のゴール 施策別対応表	32

【*印は用語解説（34、35）を参照してください】

第1章 基本計画の概要

基本計画の考え方

01

基本計画は、基本構想で定めた7つの政策に対して、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、2024(令和6)年度からの10年間としますが、時代の流れとともに必要に応じて適宜見直すこととします。



施策体系・各種分野の考え方

02

施策体系の考え方

基本構想で定めた7つの政策を実現する手段として、各政策に1～6、計27の施策を、また、施策を実現する手段として各施策に1～5、計80の基本事業を設定することで、将来像の実現に必要なまちづくりの分野を網羅した施策体系とします。

重点分野の考え方

ヒト・モノ・カネなどの行政資源には限りがあり、すべての施策・基本事業の成果を向上させることは困難な状況にあります。このような中で将来像を実現させるためには、メリハリのある行政資源の有効活用が求められます。

本計画では、時代の流れや本市の現状などを踏まえ、14の基本事業を「重点分野」に設定し、成果向上を図ることとします。

なお、本計画では基本事業名に「重点」と表記しています。

地方創生分野の考え方

地方創生分野については、施策実現の手段となる基本事業で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する。」というまち・ひと・しごと創生法の目的達成に資するものを設定します。

なお、本計画では基本事業名に「戦略」と表記しています。

施策推進の考え方

03

施策の推進に当たっては、主担当部署を定め責任を持って進捗管理を行いますが、必要に応じて他部署と連携・協力することで「施策の目指す姿」の実現に向けて効率的に事業を推進します。

また、施策間の連携・調整により効果的に政策の課題解決を図ります。

第2章 政策の課題と方向性

政策1 都市基盤

コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり

わたしたちの暮らしを支える基盤である道路や橋りょう、水道などのインフラ資産は老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えます。人口減少や少子高齢化が進み、ライフラインに係る各事業を取り巻く行政経営の環境は今後も大きく変化していくことが予想される中、より効果的かつ効率的な施設機能の維持及びライフライン施設を持続可能にする維持管理経費負担のあり方を再構築することが求められます。

また、中心市街地の周辺道路などの安全対策を推進していくこと、高密度で各種機能が集積した市街地特性を活かしながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGsなどの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、JR筑豊本線中間駅から筑豊電気鉄道通谷駅までの沿線の再開発を視野に入れた商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成すること、都市計画道路の整備

により、市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上を図ることが重要です。

公共交通については、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念され、地域の課題はさらに深刻化することが見込まれますが、市民生活に影響することがないように利便性を高める対策を講じていく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「コンパクトで、快適に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。



政策2 環境

環境にやさしい、自然と調和するまちづくり

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が日本各地で多発しており、市民生活、社会、経済及び自然生態系に多大な被害をもたらしています。

環境問題の多くは、行き過ぎた快適性や利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じています。行政が無駄の少ない循環型社会の形成に向けた積極的な啓発行動を展開するとともに、環境に配慮したまちを目指さなければなりません。

本市は、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す中間市ゼロカーボンシティ宣言を表明しており、目標を達成するためにはこれまで以上に省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の削減などを推進していくことが重要です。

そして、すべての人々が主体となって正しく問題を認識し、環境に対する意識の高揚と自主的な取組を推進することにより、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「環境にやさしい、自然と調和するまち」を目指したまちづくりを推進します。





政策3 産業 活力とにぎわいのあるまちづくり

地域経済の活性化に向けた雇用の安定と拡大を目指す上で、魅力ある多様な就業の機会を創出することが重要であり、その機会の確保や商業集積など職住が近接し、生活利便性の高い環境を整えていくことが求められています。

そのためには、企業の技術開発や後継者の確保を支援しつつ、戦略的な企業誘致を進めるとともに、既存企業の定着支援、起業・創業支援など、各種産業の振興を図り、地域全体の産業競争力を高める必要があります。

また、農業における生産者の高齢化や担い手不足、販売単価の低迷や世界経済の影響による農業資材の高騰、さらには気候変動が原因の栽培環境の変化など、対応すべき課題は一層複雑さを増している状況です。

そのような中、6次産業化^{*}の推進や、農商工連携による特産品の開発、生産・出荷資材高騰対策及びSDGsの取組による化学肥料低減による緑

肥を活用した付加価値作物の生産、安定した農業製品の生産による農業者の確保などが求められます。このため、農地の基盤整備により働きやすい環境を整えて新規就農者や後継者の育成などを図り、農業経営における経費削減の方策についての検討や新規就農者への支援を強化し、農地中間管理機構との連携を図りながら農業基盤の維持・拡大につなげるとともに、地域でのイベントなどを通して、農業の魅力や役割を消費者へ発信する取組が重要です。

また、世界遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめ、歴史、文化、自然、お祭りといった地域資源を活かした観光の振興に取り組むことで、新たな人の流れやにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることも重要です。

上記課題を踏まえた施策の実施による「活力とにぎわいのあるまち」を目指したまちづくりを推進します。



政策4 保健福祉 元気の輪が広がるまちづくり

本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が指摘され、子育てや高齢者福祉に関する諸課題は、明確に顕在化してきています。このため、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子育て支援策の充実・強化を図る必要があります。2024(令和6)年度から、児童福祉法の改正に伴い、「こども家庭センター」の設置に努めることが地方自治体に義務づけられ、本市においても同センターを同年4月1日に設置しました。子どもの成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援策を一体的に講じることにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくことが重要です。

また、高齢化の進行に伴い医療や介護の需要が高まることが想定されることから、健康寿命の

延伸の達成が必要となってきます。このため、市民の健康増進に関する意識を高め、運動や食生活などの生活習慣の改善、健診などによる病の早期発見・早期治療を促し、さらには介護予防事業の充実を図るなど、保健事業と介護予防などの一体的事業を実施していくことにより健康増進と医療費・介護給付費の適正化に努めることが重要です。

高齢者や障がいのある人が自立した生活を継続できるように関係施策の充実と合わせて、地域みんなで支え合い共に住み続けられるよう、意識の醸成、体制づくりが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症など動物由来の病に関する問題に対し、ワンヘルズ^{*}という理念に基づき安全で安心できる社会づくりを目指す必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「元気の輪が広がるまち」を目指したまちづくりを推進します。

人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり

社会構造が大きく変化し、将来を予測することが困難な時代を迎え、市民には、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となって豊かな人生を切り拓き共に歩むことが望まれます。

そのような中、学校教育においては、これまでの教育活動の成果を踏まえつつ、ICTの活用やきめ細かな指導体制整備などによる個に応じた指導の充実と、子どもたちが身につけた知識や技能を活用し、他者と協働しながら見通しをもって主体的に問題解決に向き合うような教育活動が求められます。そのためには、教員をはじめとする教育に携わる人材の育成・活用を進めるとともに、これからの教育に対応できる施設・設備など、学校規模の適正化を図り、ソフト及びハードの両面から子どもたちに最適な教育環境を整備し、充実させる取組が必要です。このことから、学校施設の再編計画を加速させ、先行して新たな中学校の開校を目指します。

また、市民が健康で生きがいを感じながら暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる機会に、

あらゆる場所において学び、文化や芸術に触れ、スポーツに親しみ、その成果を活かしながら活動をつなぎ広げていくことが重要です。さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育むことも大切です。これらの活動を通じてにぎわいが創出されることにより、地域がさらに活性化していくことが期待されます。

そして、お互いの人権を尊重し合い、部落差別をはじめ、女性や高齢者、障がいのある人に対する差別、その他のあらゆる差別や人権侵害のない社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、セクシュアリティ*やダイバーシティ*、国際理解などを含め、さまざまな人権問題について正しく学び、理解し、当事者意識を持って人権意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、男女が共に支え合うまちづくりを推進していくために、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取組も求められています。

このような課題を踏まえた施策の実現により、教育の充実を進め、「中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり、だれもが人権を尊重し人権擁護の確立された差別のないまちづくり」を推進します。





安全・安心なまちづくり

現在、6月から9月ごろまでの梅雨期や台風時期は災害に備え、関係機関と協力し警戒に当たっていますが、近年は、突発的かつ局地的な集中豪雨が頻発するようになり、より迅速な対応が求められています。将来発生が想定されている「南海トラフ地震」や、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害などから市民の命と暮らしを守るためには、防災・減災の取組をさらに強化する必要があります。

それらを踏まえ、行政における防災、減災対策の充実を図るとともに、防災、減災において最も重要な「自分たちの命は、自分たちで守る」という自助、共助による取組を推し進める必要があります。そのためには、自主防災組織の充実・強化や活動への理解を深めることが重要であり、日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成が不可欠です。

また、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、管理不全となる空き家、高齢者を狙った犯罪、高齢者が関わる交通事故など、安全・安心に関する懸念事項が増加傾向にあり、これらへの対策も重要となっています。

上記課題を踏まえ「安全・安心なまち」を目指したまちづくりを推進します。



将来にわたって持続可能なまちづくり

本市が抱える行政経営上の課題として、市政運営体制の強化、財政構造の適正化、公共施設の老朽化などが挙げられます。

また、今日の市民ニーズは多様化、高度化しており、きめ細やかな対応ができるよう、多様な主体が担い手として積極的に参加し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要となります。

さらに、人口減少・少子高齢化社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、連携中枢都市圏構想の下で広域連携を推進することが重要であり、北九州市を中心に近隣の市町が連携する北九州都市圏域の構成自治体である本市としては、産業特性や地理的特性、生活圏などを考慮した上で地域の更なる活性化につなげていくことが必要となります。

これらのことから、ICTなどを活用し行政運営のさまざまな効率化を進め、市民と行政が協働しながら将来にわたって必要な公共サービスが安定

的に供給される地域社会を構築する必要があります。

また、老朽化が進む公共施設については、限られた予算の中で、適切に維持・管理していくために、計画的な長寿命化や統廃合などを十分に検討した上で推し進めていく必要があります。

上記課題を踏まえ、「自立・協働・効率」の3つの視点を基本として、各部門間の調整を図りつつ政策を推進することにより「将来にわたって持続可能なまち」の実現を目指します。



施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧

	政 策	施 策	基 本 事 業	重点	戦略
1 都市基盤	コンパクトで、 快適に暮らせる まちづくり	1 安全な水道水の安定供給	1 管網の整備		
			2 浄水・配水施設の維持管理		
			3 健全な上水道経営の推進		
		2 汚水処理の推進	1 公共下水道の整備推進		
			2 健全な下水道経営の推進		
			3 下水道広域化推進総合事業の推進		
		3 計画的な市域の整備	1 計画的な土地利用と市街地整備の充実	●	
			2 公園の整備・維持管理		
		4 公共交通の充実	1 生活交通の充実	●	
			2 鉄道利用環境の充実		
		5 道路・水路の整備と保全	1 道路の安全性向上	●	
			2 道路施設の維持管理		
			3 生活道路の整備推進と維持管理		
2 環境	環境にやさしい、 自然と調和する まちづくり	1 環境保全と循環型社会の推進	1 3R [*] の推進		
			2 脱炭素社会の構築	●	
3 産業	活力と にぎわいのある まちづくり	1 農業の振興	1 新たな担い手の育成・確保		●
			2 農業生産基盤の維持・管理		
			3 高収益作物の推進		
		2 産業・雇用の創出	1 企業誘致の推進	●	●
			2 雇用の安定と確保		●
			3 創業・事業開発への支援		●
		3 観光の振興	1 観光事業の推進		●
			2 観光情報の発信		●
4 保健福祉	元気の輪が 広がる まちづくり	1 子育て支援の充実	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進		
			2 保育サービス・子育て世帯の支援の充実	●	●
			3 子どもの健やかな成長の支援		●
		2 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善		
			2 病気の早期発見・重症化予防の推進	●	
			3 こころの健康づくりの推進		
			4 感染症予防の推進		
			5 国民健康保険財政の健全運営		
		3 高齢者福祉の充実	1 生きがい・健康づくりの推進	●	
			2 介護保険制度の適正な運用		
			3 介護予防の推進		
			4 認知症施策の推進		
			5 地域支援体制の強化		
		4 障がいのある人の福祉の充実	1 自立支援の促進		
			2 地域生活支援の促進		
			3 障がいのある人の人権擁護		
		5 セーフティネットの推進	1 生活困窮者の自立支援と適正な生活保護		
			2 市営住宅による住宅の確保		
		6 地域福祉の推進	1 支え合いの仕組みづくり		

	政 策	施 策	基本事業	重点	戦略
5 教育	人権を尊重し、 中間市の 未来を拓く 人材を育てる まちづくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上		●
			2 豊かな心と体の育成		
			3 教育環境の充実	●	●
		2 生涯学習・スポーツの推進	1 生涯学習の推進		
			2 生涯スポーツの推進		
			3 文化財の保護と活用		
			4 青少年教育・体験活動の啓発		
		3 男女共同参画社会の推進	1 男女共同参画社会実現に向けた啓発		
			2 男女に関する人権保護と相談体制の充実		
		4 人権尊重と人権教育の推進	1 市民や市内企業への人権教育・啓発	●	
			2 児童・生徒への人権教育・啓発		
6 安全安心	安全・安心な まちづくり	1 防災・減災対策の推進	1 防災・災害情報機能の充実		
			2 地域防災力の向上	●	
			3 災害時の支援体制の充実		
		2 安全な暮らしの推進	1 防犯対策の推進		
			2 交通安全活動の推進		
			3 消費生活の安定		
			4 青少年犯罪の抑制		
			5 空き家の適正管理		●
		3 消防・救急体制の整備充実	1 消防団の充実強化		
			2 防火意識の高揚		
			3 救急救命体制の充実		
			4 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底		
			5 各種消防力の整備		
7 行政経営	将来にわたって 持続可能な まちづくり	1 市民協働の推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	●	●
			2 市民活動の活性化		
		2 積極的な広報・広聴の展開	1 広報の充実		
			2 広聴の充実		
		3 持続可能な行政経営	1 事業選択の実践		
			2 ICTによる情報の適切な管理と利活用	●	
			3 転入の促進と転出の抑制		●
			4 広域連携の推進		
		4 持続可能な財政運営	1 税收等による歳入確保		
			2 計画的な財政運営		
			3 公共施設等のマネジメント推進	●	
		5 市民から信頼される 組織体制づくり	1 効率的かつ機能的な職場づくり		
			2 効果的な人材育成と適正な人事管理		
			3 健康で安心して働ける職場づくり		

重点分野の概要

	政 策	基本事業	取組の方向性
1 都市基盤	コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	計画的な土地利用と市街地設備の充実	用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図るとともに、時代のニーズに応じた地区計画を検討します。
		生活交通の充実	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。
		道路の安全性向上	中心市街地をはじめとした周辺道路環境を改良していくことで、歩行者や車両などの安全確保に努めます。
2 環境	環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	脱炭素社会の構築	市民や事業者、団体などと協働を進め、市域全体で脱炭素社会を目指すために、地域の特性に合わせた地球温暖化対策の取組を進めます。
3 産業	活力とにぎわいのあるまちづくり	企業誘致の推進	市内の工業団地において、現在は稼働していない事業所用地を活用した市内外企業の移転や誘致などに努め、新たな雇用の促進を図ります。
4 保健福祉	元気の輪が広がるまちづくり	保育サービス・子育て世帯の支援の充実	保育士などの確保と保育施設の整備に取り組み、待機児童解消に努めます。また、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ります。
		病気の早期発見・重症化予防の推進	長く健康を維持し、自立した生活を送り健康寿命の延伸ができるよう、健診の受診勧奨及び生活改善に向けた保健指導に取り組みます。
		生きがい・健康づくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、居場所づくりや介護予防に取り組みます。
5 教育	人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	教育環境の充実	ICT化などへの対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。
		市民や市内企業への人権教育・啓発	「女性」「子ども」「高齢者」「性の多様性」など、さまざまな人権問題に対し、一人ひとりが考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進します。
6 安全安心	安全・安心なまちづくり	地域防災力の向上	より多くの機会です災害・防災に関する情報(知識)の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練などを実施できるよう支援します。
7 行政経営	将来にわたって持続可能なまちづくり	地域コミュニティ活動の活性化	自治会、校区まちづくり協議会などが主体的に地域課題を解決していけるよう支援します。
		ICTによる情報の適切な管理と利活用	ICTの活用により、さらなる業務効率化を図り、行政サービスの利便性の向上に努めます。
		公共施設等のマネジメント推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全などの実施により長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。

SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略であり、2030(令和12)年までの長期的な開発の指針として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追求が、地域における諸課題の解決に貢献するものであることから、本市においても、本計画を推進するにあたっては、SDGsを常に意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

参考:SDGsの17のゴール



国際連合広報センターHP
(https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

SDGsの17のゴール 施策別対応表

政 策	施 策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1 都市基盤	コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	1 安全な水道水の安定供給					○
		2 汚水処理の推進					○
		3 計画的な市域の整備					○
		4 公共交通の充実					
		5 道路・水路の整備と保全					
2 環境	環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	1 環境保全と循環型社会の推進		○			○
3 産業	活力とにぎわいのあるまちづくり	1 農業の振興	○				
		2 産業・雇用の創出			○		
		3 観光の振興					
4 保健福祉	元気の輪が広がるまちづくり	1 子育て支援の充実	○	○	○		
		2 健康づくりの推進		○			
		3 高齢者福祉の充実		○			
		4 障がいのある人の福祉の充実		○	○		
		5 セーフティネットの推進	○	○			
		6 地域福祉の推進		○			
5 教育	人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	1 学校教育の充実			○		
		2 生涯学習・スポーツの推進			○		
		3 男女共同参画社会の推進			○	○	
		4 人権尊重と人権教育の推進			○	○	
6 安全安心	安全・安心なまちづくり	1 防災・減災対策の推進	○				
		2 安全な暮らしの推進		○			
		3 消防・救急体制の整備充実					
7 行政経営	将来にわたって持続可能なまちづくり	1 市民協働の推進					○
		2 積極的な広報・広聴の展開					
		3 持続可能な行政経営					
		4 持続可能な財政運営					
		5 市民から信頼される組織体制作り					

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と製造業の 革新をつなぐ	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		○		○						
		○		○						
		○		○		○				
		○		○						
		○		○						
○				○	○	○	○	○		
		○								
	○	○		○						
	○									
									○	
				○						
	○									
				○						
			○							
				○		○				
				○					○	
				○		○				
				○					○	○
									○	
				○						○
			○	○						
				○						

用語

解説

50音順

か

官民連携

行政、民間企業、市民がそれぞれ全部取り組むということではなく、協働して公共サービスを提供するための方法で、民間企業の持つ多様なノウハウや技術を活用して限られた予算を効率よく使うことで、業務の効率化、サービスの向上、地域課題や社会課題の解決を図ること。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。数値が高ければ人口が増加することを示し、低ければ人口が減少することを示す。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、またはそれを目指した都市政策のこと。

財政再建準用団体

1955(昭和30)年に制定された地方財政再建促進特別措置法を準用して、昭和30年度以降に赤字を生じ国の指導で財政再建をする地方公共団体。

財政調整基金

地方公共団体が年度間で生じる財源の不均衡を調整するために、積み立てておく基金のこと。

財政力指数

基準財政収入額(自治体の標準的な税収入の一定割合から算定された額)を基準財政需要額(自治体が必要とする一般財源の額)で除した値で自治体の財政力を示す。値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域のこと。

市街化調整区域

計画的に市街地の形成を誘導するために、市街化を抑制する地域のこと。

自治体 DX

目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が政府により示され、実現のためには、行政を担う自治体が積極的にDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進することと示されている。具体的には「自治体フロントヤード改革の推進」、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「公金収納におけるeLTAXの活用」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体のAI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」などの重点取組事項を行うこと。

市内総生産額

1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいい、経済規模を明らかにする指標のこと。

人口増減数

転入・出生から転出・死亡を差し引いた値のこと。

人工知能 (AI)

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもののこと。

生産年齢人口

生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口。労働力の中核として経済に活力を生み出す存在で、社会保障を支えている。

セクシュアリティ

人間一人ひとりの人格に不可欠な要素の集まりで、その人自身の性のあり方のこと。

た

ダイバーシティ

多様性を意味する言葉。一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出などにつながる。

地域経済循環率

地域の経済活動で「生産」された付加価値は、労働者や企業に分配されて「所得」となり、消費や投資として「支出」され、再び地域に還流される。地域経済循環率は「生産」を所得で除した値を指し、地域経済の自立度を示す。数値が低いと、「所得を他地域に頼っている」、「生産が低い」ということがわかる。



た

は

わ

B

I

K

R

S

3

6

用語

解説

50音順

昼夜間人口比率	夜間に常住する人口(夜間人口)100人当たりの昼間時における人口(昼間人口)の値。値が100より大きいと、人が通ってくるまち(流入超過)、100より小さいと昼間はまちの外に出た人が夜に戻って休むまち(流出超過)とみなされる。
都市的土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用のこと。
普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源に対し地方税収入などが不足する場合に、その不足額に応じて国から交付されるもの。
ワンヘルス	人と動物の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う1つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ろうという考え方。
BPR	「Business Process Re-engineering」の略で、プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革をすること。
IoT	IoT(Internet of Things)とは、モノ、ヒト、サービス、情報などがインターネットを通じて通信を行い、その情報に基づいて最適な制御を実現する仕組みのこと。 IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展している。
KPI	「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のこと。
RPA	「Robotic Process Automation」の略で、これまで人間のみが対応可能とされていた作業またはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習などを含む認知技術を活用して代行・代替する取組のこと。
SDGs	SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。日本では2016(平成28)年12月22日に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が定められ、優先課題としてPeople(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)の5つのPに取り組むことが示されている。
society5.0	2016(平成28)年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、「狩猟社会(society1.0)」、「農耕社会(society2.0)」、「工業社会(society3.0)」、「情報社会(society4.0)」に続くものとして提唱された日本が目指すべき未来社会を指す。 society5.0が実現されることで、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)は高度に融合され、IoT、ロボット、AIなどの先端技術やビッグデータの活用により、これまでの社会の在り方は変革し経済発展と社会的課題の解決を両立するとされている。これはSDGsにも通じるものである。
3R	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称で、資源を大切にするためのキーワード。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。





中間市第5次総合計画

資料編

資料編1 策定資料

策定方針	37
中間市総合計画策定審議会審議経過	38
中間市総合計画条例	39
中間市総合計画条例施行規則	41
諮問書	42
中間市第5次総合計画について(答申)	43
中間市総合計画策定審議会委員名簿	44

資料編2 統計資料

人口推移	45
人口・世帯数の推移	45
人口ピラミッド	46
出生・死亡・転出・転入の推移	46
普通交付税及び臨時財政対策債	47
歳入と歳出の推移	47
財政調整基金残高と財政調整基金取崩し金	48
特別会計(社会保障関連経費)への繰出金の推移	48
分類別公共施設集計表	49
分類別公共施設割合グラフ	50

資料編3 中間市第4次総合計画の検証

策定方針

総合計画とは、本市の将来像を見据え、考慮すべき課題や環境の変化に対応できるまちづくりに向けた、さまざまな取組を効果的かつ効率的に進めていくための基本的な指針です。

2011(平成23)年の地方自治法の一部改正により総合計画(基本構想)の策定義務がなくなり、策定については市町村の判断に委ねられたことから、本市においては第4次総合計画(平成18年度～27年度)以降改訂しておらず、中間市第4次総合計画実施計画及び地方創生をテーマとした「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき継続的な市政全般における運営に取り組んできました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は変化し続けており、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の縮小、社会保障費の増加に係る財源不足、公共施設や社会資本などの老朽化に伴う維持改修費用の深刻化・増加が見込まれています。また、激甚化する自然災害や新型コロナウイルスなどによる感染症などへの対応や、人手不足解消やオンライン化促進のためロボット・IoTの導入に対する取組が必要不可欠となっています。

今後、時代の変遷に対応しながら、市民の暮らしの安全・安心を守っていく必要があるため、本市における新たな指針となる「中間市第5次総合計画」の策定が急務です。

以上の観点から、中間市第5次総合計画を策定します。その上で、急務となる重点項目を定め、具体的な取組を実施していきます。

中間市総合計画策定審議会審議経過

年 月 日	区 分	内 容
令和4年10月 3日	第1回中間市総合計画策定審議会の開催	中間市第5次総合計画(素案)の諮問 中間市第5次総合計画・基本構想(素案)の説明及び審議 今後のスケジュールについて
令和4年11月28日	第2回中間市総合計画策定審議会の開催	中間市第5次総合計画・基本構想(素案)に関する 意見・質問に対する回答 中間市第5次総合計画・基本計画(素案)の説明及び審議
令和4年12月13日～ 令和4年12月26日	第3回中間市総合計画策定審議会の開催(書面)	中間市第5次総合計画・基本計画(素案)に関する意見・ 質問に対する回答
令和5年 1月17日～ 令和5年 2月17日	パブリックコメントの実施	基本構想・基本計画(素案)について市民の皆さまからのご意見を募集 意見数: 3件
令和5年 3月31日	第4回中間市総合計画策定審議会の開催	パブリックコメントを踏まえた中間市第5次総合計画(素案)の審議
令和5年 3月31日	中間市総合計画策定審議会からの答申	中間市第5次総合計画(素案)に対する審議会の意見を答申
令和5年 6月20日	6月議会	中間市第5次総合計画基本構想の策定について上程
令和5年11月28日	12月議会	中間市第5次総合計画基本構想の策定について撤回
令和5年11月29日～	行政各課ヒアリング	中間市第4次総合計画の検証結果を踏まえた見直し
令和6年 6月 5日～	中間市総合計画策定審議会への諮問	中間市第5次総合計画(案)の諮問
令和6年 6月11日	令和6年度 第1回中間市総合計画策定審議会の開催(書面)	中間市第4次総合計画の検証結果を踏まえた中間市第5次総合計画(案)についての説明及び審議
令和6年 7月 2日～ 令和6年 8月 1日	パブリックコメントの実施	基本構想・基本計画(案)について市民の皆さまからのご意見を募集 意見数: 2件
令和6年 8月 6日	令和6年度第2回 中間市総合計画策定審議会の開催	パブリックコメントを踏まえた中間市第5次総合計画(案)の審議
令和6年 8月 6日	中間市総合計画策定審議会からの答申	中間市第5次総合計画(案)に対する審議会の意見を答申
令和6年 9月 3日	9月議会	中間市第5次総合計画基本構想の策定について上程
令和6年 9月26日	9月議会	中間市第5次総合計画基本構想の策定について議決

(趣旨)

第1条 この条例は、中間市(以下「市」という。)における総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政全般にわたる総合的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びまちづくりの方向性を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき策定する市政全般に係る基本的な施策に関する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき策定する具体的な事務及び事業の実施に関する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的として、総合計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(中間市総合計画策定審議会の設置)

第5条 総合計画の策定に関する市長の諮問に応じ、審議及び答申を行うため、中間市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、次の事項について、あらかじめ、審議会に諮問をするものとする。ただし、基本構想又は基本計画を変更しようとする場合であつて、当該変更が軽微なものであると市長が認めるときは、諮問をすることを要しない。

- (1) 基本構想を策定し、又は変更すること。
- (2) 基本計画を策定し、又は変更すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、総合計画に関する事項であつて審議会の意見を聴く必要があると認めるものについて、審議会に諮問をすることができる。

(組織)

第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他の市政に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第8条 委員の任期は、総合計画の諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(総合計画との整合)

第12条 市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中間市総合計画策定審議会条例の廃止)

2 中間市総合計画策定審議会条例(平成26年中間市条例第5号)は、廃止する。

(中間市総合計画策定審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の中間市総合計画策定審議会条例(次項において「旧条例」という。)第2条に規定する中間市総合計画策定審議会になされた諮問であって、この条例の施行の際、諮問に対する答申がなされていないものは、審議会になされたものとみなす。

4 この条例の施行前に旧条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員及び第5条第2項の規定により互選された会長又は副会長であって、この条例の施行の際、現にこれらの職にあるものについては、旧条例第4条の規定による任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、中間市総合計画条例（令和4年中間市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書面会議)

第2条 中間市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）は、特に必要と認めたときは、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、条例第10条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 条例第10条第2項及び第3項の規定は、書面会議に準用する。

5 会長は、書面会議を行ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、未来創造部企画課において処理する。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

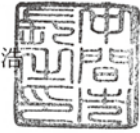
附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

6中未企第327号
令和6年6月5日

中間市総合計画策定審議会
会長 内田 晃 様

中間市長 福田 浩



諮 問 書

中間市総合計画条例（令和4年中間市条例第33号）第6条の規定に基づき、中間市第5次総合計画について貴会の意見を求めます。

中間市長 福田 浩 様

中間市総合計画策定審議会
会長 内田 晃

中間市第5次総合計画について(答申)

令和6年6月5日付け、「6中未企第327号」で諮問があった中間市第5次総合計画(基本構想・基本計画)の策定について、本審議会において慎重に審議しました結果、別添のとおり「中間市総合計画(案)」をとりまとめましたので、答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、本審議会の審議過程で各委員から出された意見を十分に尊重し、総合計画の将来像として掲げた「夢がかなうまち なかま」の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

記

1. 人口減少や少子高齢化の進行等の社会環境が大きく変化する中、複雑かつ多様化する諸問題に対応し持続可能なまちづくりを継続するため、常に問題意識を持ち、従来のやり方にとらわれない新たな発想をもち、重要課題については、全庁横断的な取組として推進し、長期的な視点に立った行政運営に努めてください。
2. 本計画が多くの人にとってわかりやすく、理解しやすいものになるような工夫を施し、市民と行政との共通認識のもとでまちづくりの推進に努めてください。
3. 誰もが便利で快適に暮らせるまちの実現を目指し、デジタルの力を活用した社会課題の解決に向け、ソフト、ハードの両面で積極的な取組を推進するとともに、市内各種団体や近隣市町村等との相互理解、連携を積極的に図ってください。
4. 国際社会全体の共通目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の取組を意識し、誰ひとりとして取り残されない社会の実現に向けて、本市におけるSDGsの推進を図ってください。

中間市総合計画策定審議会委員名簿

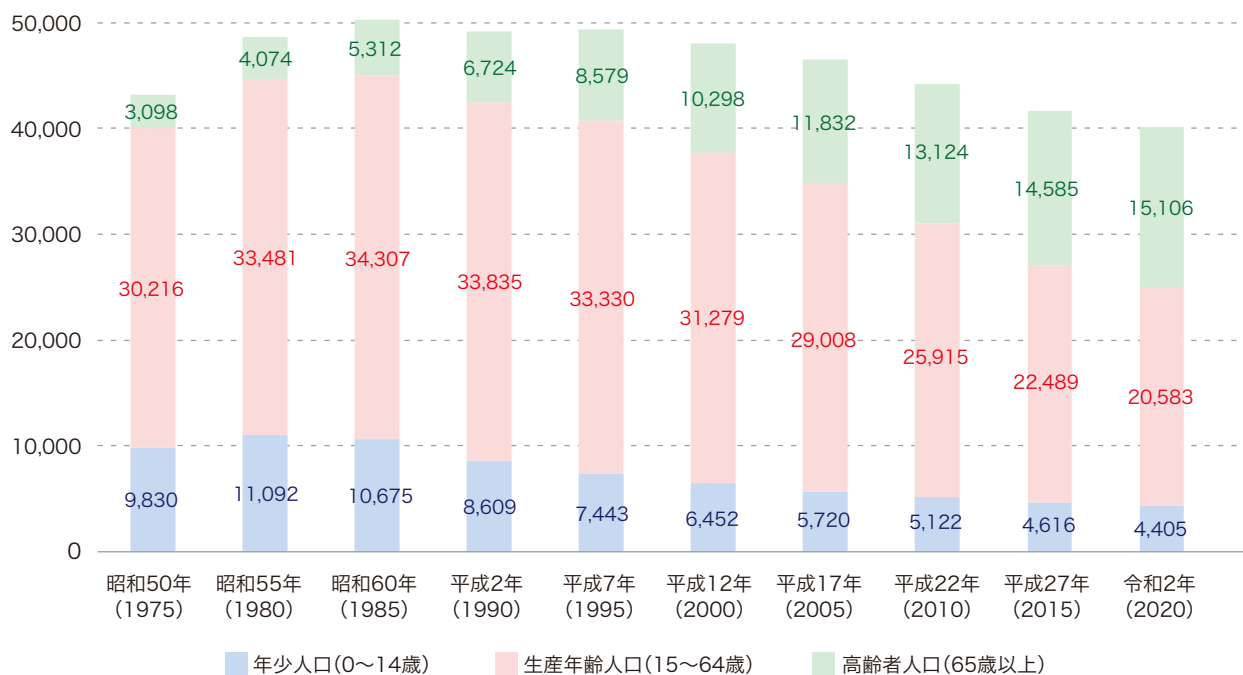
(五十音順:敬省略)

団 体	役 職	氏 名	備 考
中間市校長会		青木 美佳子	
中間市小中学校PTA連合会	会 長	阿部 昭広	
中間市自治会連合会	会 長	池田 久紀	～令和5年3月31日
公立大学法人 北九州市立大学 地域戦略研究所	教 授	内田 晃	会長
中間市自治会連合会	副会長	影谷 和久	令和6年3月15日～
中間商工会議所 青年部		日高 慶太郎	
公立大学法人 北九州市立大学 基盤教育センター	准教授	廣川 祐司	副会長
中間商工会議所	組織運営 委員長	藤木 智	令和6年3月15日～
中間市議会	議 員	堀田 克也	
中間市議会	議 員	大和 永治	
株式会社西日本シティ銀行 中間支店	支店長	吉川 隆弘	～令和5年3月31日

※役職については就任当時。

人口推移

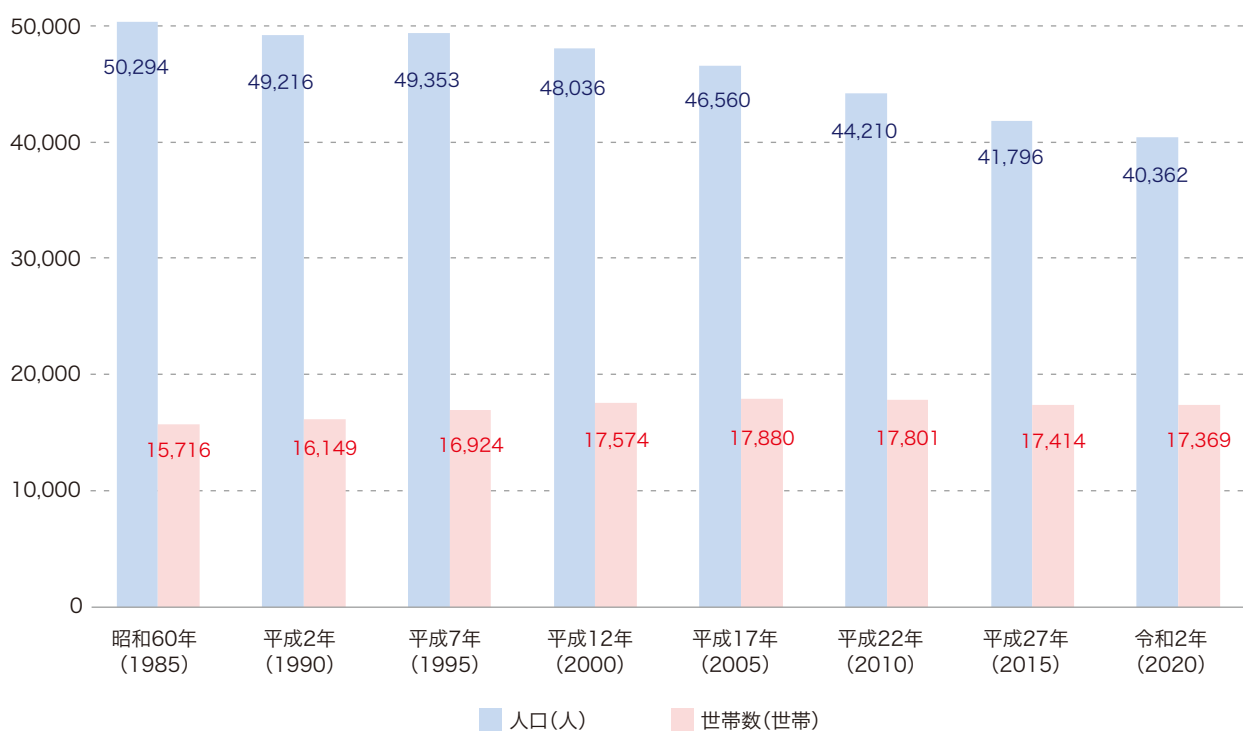
(単位:人)



出典:総務省「国勢調査」より作成

本市の人口と世帯推移を表したもので、1985(昭和60)年をピークに減少しています。年齢別に見ると、年少人口が高齢者人口を下回ること、生産年齢人口の減少が続いています。しかし、高齢者人口は一貫して増加を続けています。

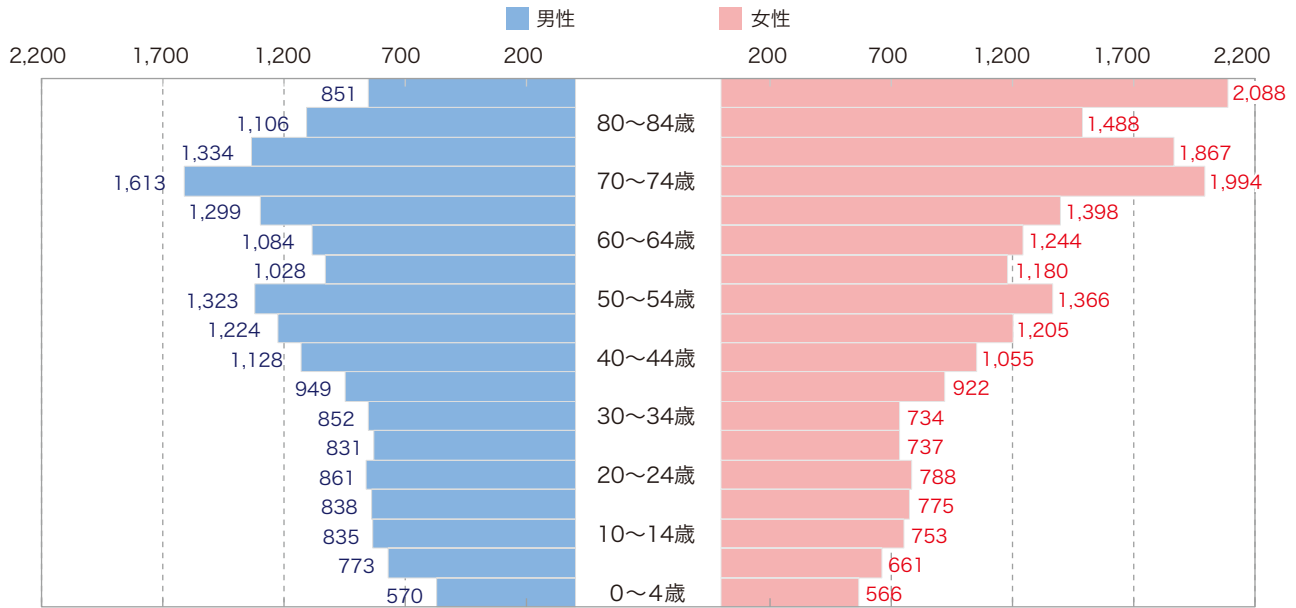
人口・世帯数の推移



出典:総務省「国勢調査」より作成

人口ピラミッド

(単位:人)



出典: 令和5年度【3月末現在】住居表示・自治会・年齢別人口統計表より作成

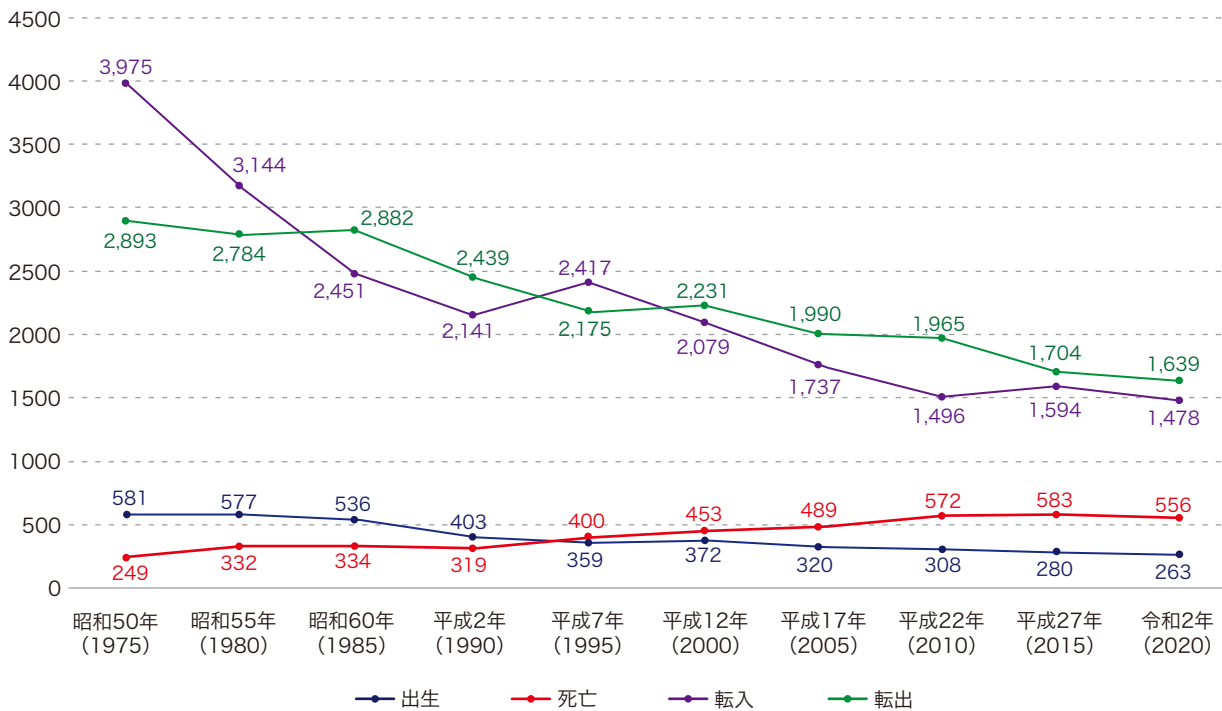
令和6(2024)年3月末現在の中間市年齢別人口統計表から人口ピラミッドを作成したもので、データは住民基本台帳が基になっています。

総人口39,320人のうち、老年人口(65歳以上)は男女合わせて15,038人であることから、高齢化率は38.2%となっています。

高齢化率=老年人口/(総人口-年齢不詳人口)×100で計算

出生・死亡・転出・転入の推移

(単位:人)



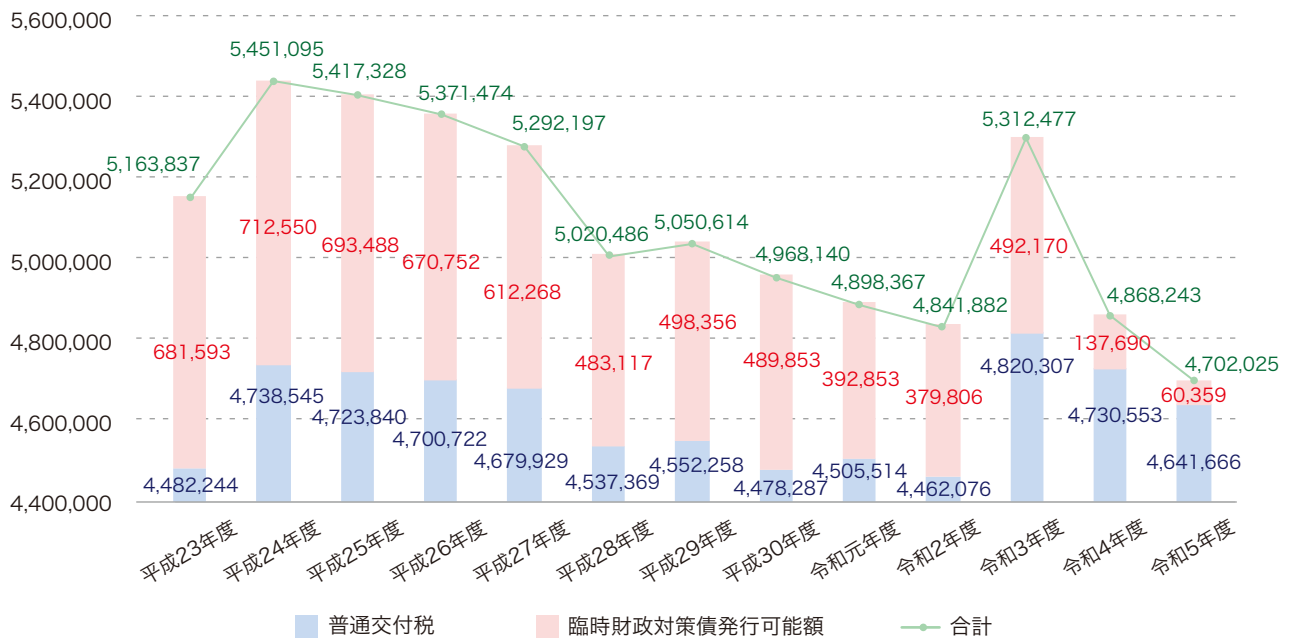
出典: 住民基本台帳より作成

死亡数が出生数を常に上回る自然減、転出者が転入者を上回る社会減が続いています。

自然減、社会減が続くことで更なる人口減少が予想されます。

普通交付税及び臨時財政対策債

(単位:千円)



出典:決算カードより作成

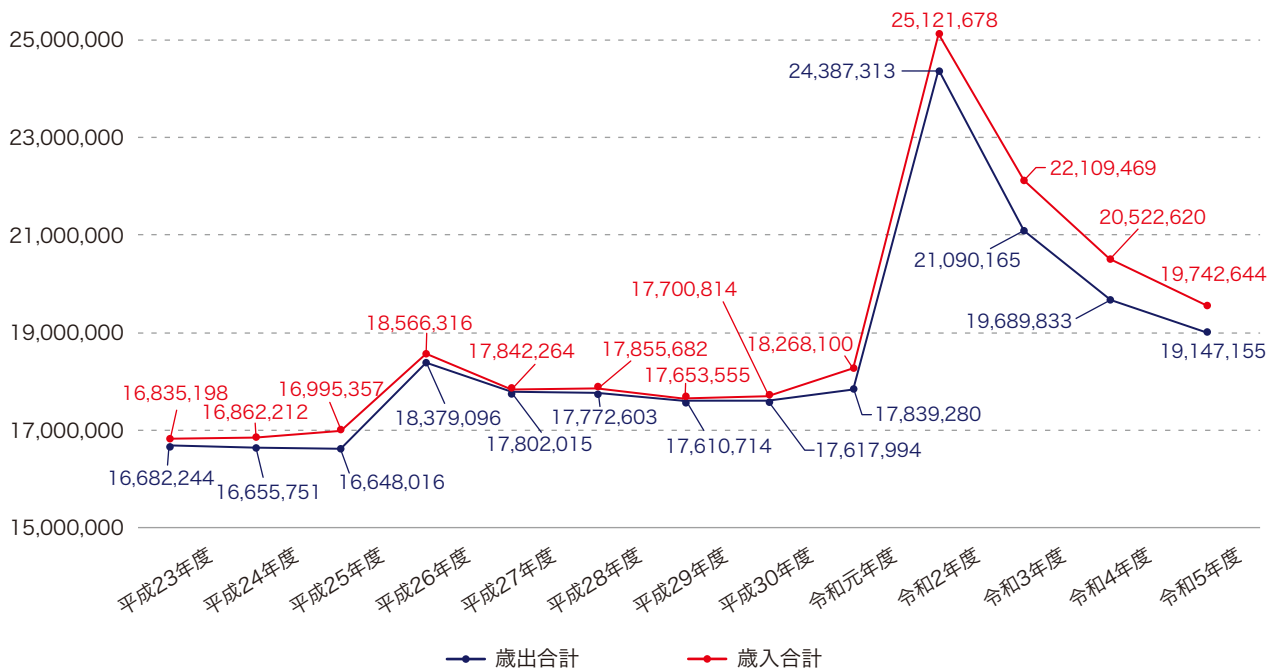
普通交付税と臨時財政対策債については、増減を繰り返しながら、しかし全体的には人口に比例するため減少傾向にあります。その他歳出入の推移については、歳入の方がわずかに低い数値であるものの、ほぼ同額で推移していました。しかし、平成30年度から令和2年までの金額差が広がってきています。

【臨時財政対策債】

臨時財政対策債は、地方債の一種で、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源となります。

歳入と歳出の推移

(単位:千円)

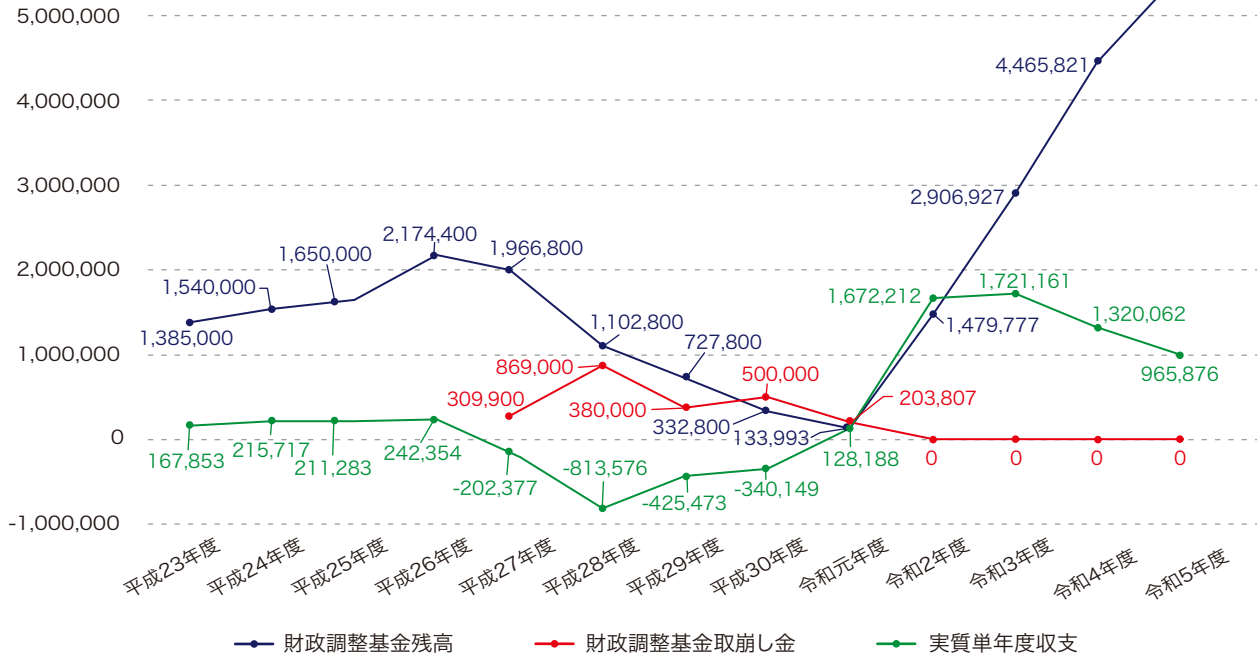


出典:決算カードより作成

令和2年度以降の歳入と歳出については、寄付金の増加や特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により増額しています。

財政調整基金残高と財政調整基金取崩し金

(単位:千円)



出典:決算カードより作成

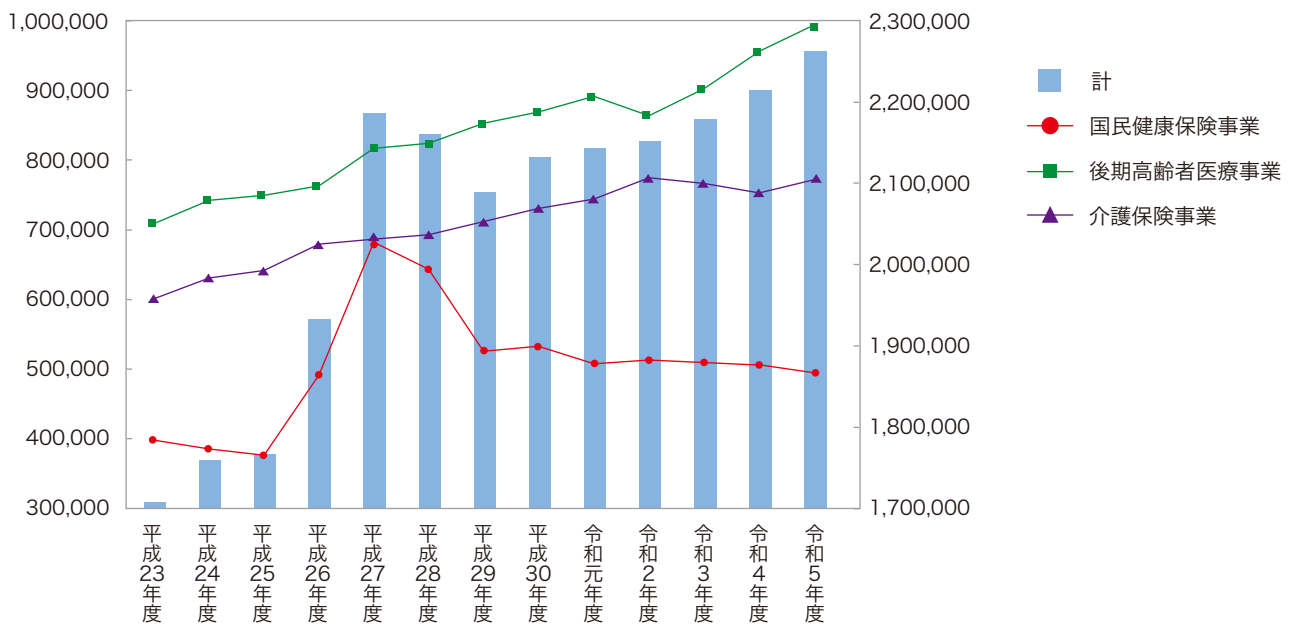
財政調整基金残高は、高齢化に伴う社会保障関連経費の増額や、特別会計への繰出金が増額になったことで減少していましたが、前年度繰越金が多額になったことや市税収入の回復により増加しています。

【実質単年度収支】

単年度収支に地方債の繰り上げ償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたものです。実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を把握するための指標です。

特別会計(社会保障関連経費)への繰出金の推移

(単位:千円)



出典:決算カードより作成

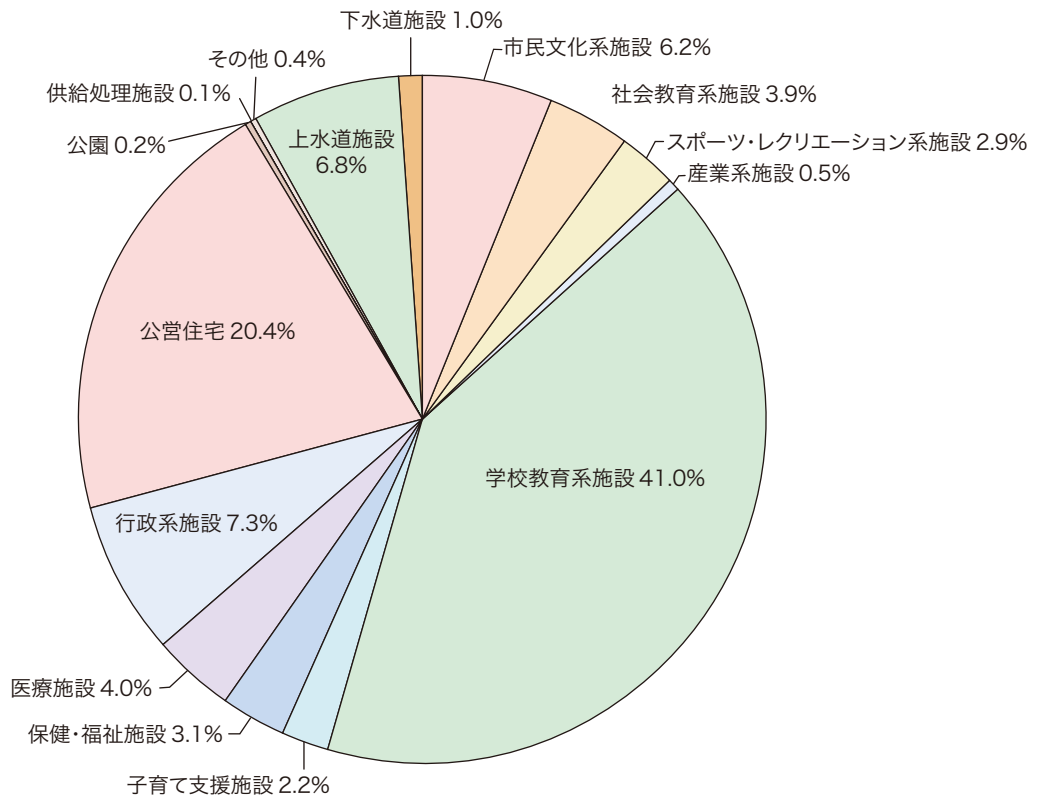
社会保障費は平成25年度から26年度、更に27年度にかけて大幅に費用が大きくなっています。国民健康保険事業費は特に増減が激しく、平成23年度から比較すると大幅に上昇しています。平成27年度及び平成28年度に金額が突出している原因は、一般会計からの法定外繰出金を繰り出したことによるものです。後期高齢者医療事業は令和元年度まで右肩上がりで費用が増えていましたが、令和2年度に低下し、再び増加しています。さらに、介護保険事業についても増加傾向にあります。

分類別公共施設集計表

NO	大分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床割合
1	市民文化系施設	9	9	10,032	6.2%
2	社会教育系施設	4	8	6,320	3.9%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	8	12	4,726	2.9%
4	産業系施設	7	7	800	0.5%
5	学校教育系施設	11	86	66,754	41.0%
6	子育て支援施設	11	12	3,555	2.2%
7	保健・福祉施設	3	4	5,130	3.1%
8	医療施設	1	5	6,468	4.0%
9	行政系施設	15	28	11,989	7.3%
10	公営住宅	12	104	33,276	20.4%
11	公園	5	14	301	0.2%
12	供給処理施設	1	3	115	0.1%
13	その他	18	18	647	0.4%
14	上水道施設	9	9	11,087	6.8%
15	下水道施設	3	4	1,614	1.0%
	合 計	117	323	162,814	100.0%

※床面積不明のものを含む。撤去が決まっている大根土集会所は集計から除外。

以下の円グラフは、分類別公共施設集計表のうち延床割合を示したものです。



出典：中間市公共施設等総合管理計画

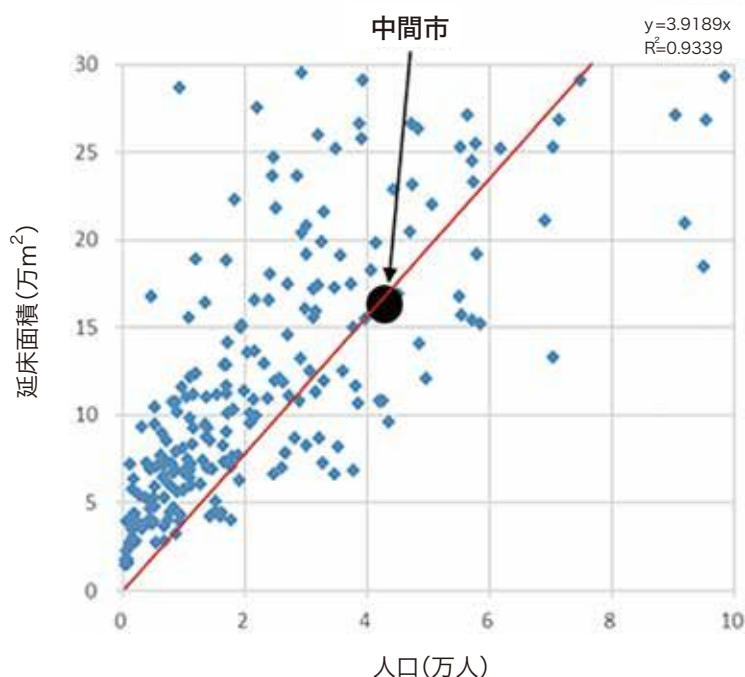
分類別公共施設割合グラフ

施設量の水準

総務省が取りまとめている「公共施設状況調査」のデータを用いて、市町村が保有する全公共施設の施設量（延床面積）と総人口の割合を下図に示しています。

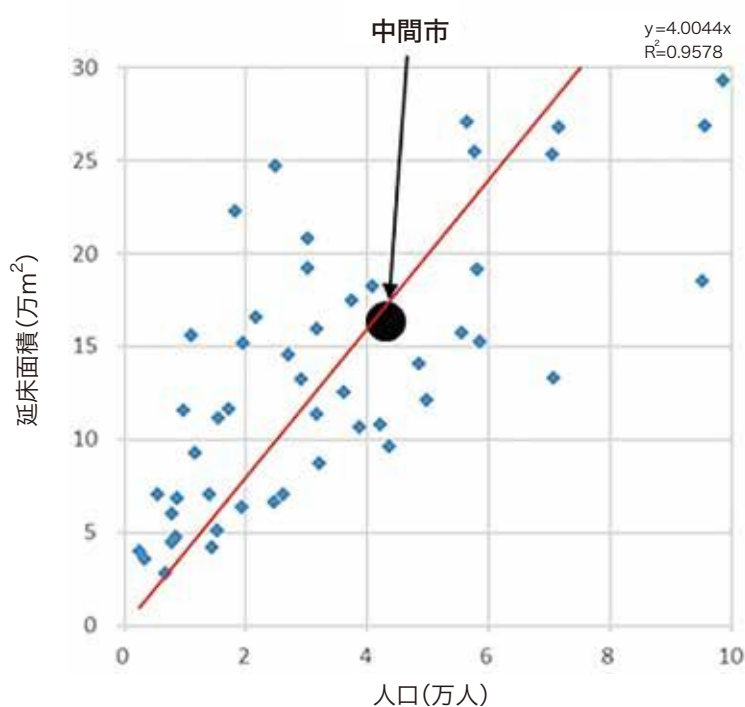
その結果、施設量（延床面積）と総人口とはほぼ比例関係にあり、全国的に見ると1人あたりの公共施設の施設量（延床面積）は約3.75㎡となっています。

同様に、本市の施設量（延床面積）162,814㎡を人口41,796人（平成27年国勢調査結果）で割って1人あたりの施設量を算出すると、3.90㎡/人となり、全国の単純平均値3.75㎡/人とほぼ等しい値となります。また、福岡県内の市町村だけの施設量を算出すると4.20㎡/人であり、本市の3.90㎡/人は、福岡県内の単純平均値に比べ若干低い値となっています。



全国の自治体別の施設量（延床面積）と
総人口の関係

全国自治体平均: 3.75㎡/人



福岡県内自治体別の施設量（延床面積）と
総人口の関係

福岡県内自治体平均: 4.20㎡/人

出典: 中間市公共施設等総合管理計画

都市計画

■現状と課題

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。民間の開発許可申請に対し、その開発が中間市にとって有効かつ利便性の高い物となるよう指導を行い土地の有効利用を図りました。地区計画については、既存計画の変更は行いましたが新規計画の策定は行っていない。今後は未利用地の活用や周辺道路との一体的な計画など地域の特性を生かした土地利用を促進します。

また、都市計画道路については、中心市街地に影響の大きい3km弱の整備区間が延長されました。これにより商業地域の交通機能が向上しました。

公園緑地については、既存施設の経年劣化が激しいため公園機能の回復に重点をおいて遊具の修繕、撤去を実施しました。都市公園では垣生公園のバリアフリー化に着手しています。

次に、公共下水道の普及率は、2005(平成17)年度末現在37%でありましたが、2009(平成21)年度末現在では138haの整備増となったことにより、普及率も53.8%まで増加しました。今後も毎年36haを目標に整備を進めて行きます。

■成果

○都市計画について

住環境や商業地域、交通環境の充実など、計画的なまちづくりの推進を行いました。

農地法や景観条例などの各種法規制との連携による適切な土地利用を行いました。

○公園緑地について

都市公園では長寿命化計画に基づき、垣生公園では園路、遊具、トイレ、垣生池護岸の整備、ベンチの新設などを行いました。また、通谷公園、屋島公園、小田ヶ浦公園、浄花町公園では遊具、照明、フェンスなどの更新を行いました。

特に垣生公園では今回の園路整備によりバリアフリー化が図られ、車いすでの散策が可能となりました。

また、児童遊園、緑地緑道、ポケットパークでは樹木の剪定や伐採、遊具の塗装などの維持管理作業を行い、安全で利用しやすい公園整備に努めました。

○下水道について

2021(令和3)年度末現在の公共下水道の普及率は87.7%、整備面積は781haとなっています。

■第5次総合計画に向けての課題

○都市計画について

高密度で各種機能が集積した市街地特性を生かしながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGsなどの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成すること、都市計画道路の整備により、市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上を図ることが課題です。

○公園緑地について

都市公園については、維持管理の指針となる長寿命化計画を軸とした予防保全型の管理が行えています。児童遊園、緑地緑道などについては、今後も自主点検を的確に行い、長寿命化を前提とした予防保全型の維持管理を地元自治会の協力を得ながら着実に実施することが課題です。

○下水道について

年次計画を踏まえ、計画的に公共下水道普及区域を拡大していくことが課題です。

土地利用

■現状と課題

2006(平成18)年実施の第5回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しにおいて、行政界の変更に伴い第一種住居地域と準工業地域の編入を行いました。商業系地域の編入は行っていない。

また、2009(平成21)年度に中間市都市計画マスタープランの変更を行い将来的土地利用の方向性を示しました。

■成果

2009(平成21)年度に中間市都市計画マスタープランの全体構想で将来の土地利用の方針を示して、適正な土地利用の規制・誘導を促しました。

虫生津工業団地西側の市街化調整区域について、不整形な線引き場所であったため、工業機能の維持・向上と適正な土地利用の規制・誘導を図る目的として、市街化区域の編入、用途地域指定を行いました。

■第5次総合計画に向けての課題

中間市第5次総合計画策定後、3カ年で中間市都市計画マスタープランを改定し、将来の土地利用の方針を定めること、住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)において、将来の都市づくり目標との整合を図り、関係機関との協議・調整により、区域区分や用途地域の見直しなどを検討し、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進していくことが課題です。

水利用

■現状と課題

本市水道事業は、給水人口82,400人を設定し、一日最大給水量は32,600m³(唐戸浄水場・19,700m³、西部浄水場・12,900m³)を確保し、2017(平成29)年までは水需要に十分対応できているとしています。

また、将来の水需要の増加に備え、水資源として1980(昭和55)年に完成した遠賀川河口堰から中間市・遠賀町分として14,660m³を確保するとともに、遠賀川河口堰からの分水のための配水池用地を遠賀町内に確保しています。

近年、主水源としている遠賀川流域の都市化が進み、生活雑排水や畜産排水・農業排水などに起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されています。

遠賀川ではアンモニア性窒素やBOD値の増加、浮州池では富栄養化から藻類の繁殖による異臭味障害などが、年間を通じて発生しています。加えて近年環境ホルモンなどの各種化学物質やクリプトスポリジウムなどで水道水に対する安全性、信頼性が問われていることから、福岡県や流域市町村との一体的な浄化対策を強化・促進しなければなりません。

給配水施設では、さらなる水の安定供給のために経年老朽管の新管への切り替え事業を推進するとともに、漏水防止対策を充実させなければなりません。

また、地震に強い水道を目指して、これまで以上に水道施設の耐震化を促進しなければなりません。

■成果

○水資源の確保・水質の保全について

自然災害などによる不測の事態に備えて、2014(平成26)年12月に北九州市・岡垣町との応援協定を締結しました。このことにより、配水管の漏水事故や渇水時などの不測の事態に陥った時、修繕材料や給水の応援態勢が確立されています。

配水管布設替工事に伴い、老朽管の更新率を向上させました。また、水道施設では唐戸浄水場の改修工事に着手しました。

○農業用水について

過度な農薬や肥料の散布により余剰分が排水に混じるため水質汚濁や富栄養化となることを農業者へ周知し、水質・環境保全を図ることができました。

■第5次総合計画に向けての課題

○水資源の確保・水質の保全について

今後、国が推奨する広域連携の一環として、北九州市と用水供給事業を推進し、更なる給水の確保が課題です。

また、対応年数に応じた水道施設の改修工事や老朽管の更新工事に耐震管を採用すること、水道施設の充実と配水管布設替工事の更新率向上を目指し、健全な上水道経営を行っていくことが課題です。

○農業用水について

引き続き、農業者へ周知していくとともに、農業の生産性の向上につなげていくことが課題です。

道路・橋りょう

■現状と課題

県事業によりJR筑豊本線と平面交差している県道中間宮田線の立体交差化を行いました。

県道中間水巻線の未整備部分の整備を進め、都市計画道路についても4路線の整備を進めました。また、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路について、都市計画決定を踏まえた警察協議を行うなど、計画決定に向けての条件整備を進めました。

■成果

○幹線道路について

2008(平成20)年度にJR筑豊本線と県道中間宮田線との立体交差工事を完了しました。

県道中間水巻線(都市計画道路仮家大膳橋線)の拡幅工事を完了しました。

(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路の都市計画決定とそれに伴う県事業での工事及び塘ノ内砂山線跨線橋を含む都市計画道路の工事に着手しました。

中間市の西部地区における道路交通の円滑化と、近接する小学校への通学道路の安全確保を目的に、2009(平成21)年から2017(平成29)年にかけて県道中間宮田線と市道市営球場2号線を結ぶ御座ノ瀬・中ノ谷バイパス事業を実施しました。

○生活道路について

主なものとして、幅員が狭く緊急車両の通行に支障のある出原・殿牟田線の道路改良工事を行い事態の解消を図りました。

■第5次総合計画に向けての課題

○幹線道路について

引き続き市役所前交差点から蓮花寺交差点の4車線化含め、広域幹線道路網を構築すること、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路や塘ノ内砂山線跨線橋を含む都市計画道路の早期完了を目指し、道路網の充実を図ることが課題です。

○生活道路について

中間市内の道路は歩道と車道に段差のある従来型の歩道が多く、車両の出入口部分で切り下げた箇所があり高齢者や車いすでの通行がしにくい状態であるため、今後も引き続き道路改良を行う際には、条件が整った箇所から段差のないバリアフリーな道路を整備し、親しみやすく安全な道路環境を作っていくことが課題です。

住宅

■現状と課題

市営住宅については、昭和の時代に建設された建物が大多数であり、そのことが建物の老朽化、周辺地域の環境の低下、維持コストの上昇を招いています。現在は中間市公営住宅ストック総合活用計画により建替え、改善を行っていますが、住宅政策の変更により、新たに総合住宅政策の基本として公営住宅等長寿命化計画の策定が必須となり、今後長寿命化計画を策定し、これに基づき財政状況や社会状況などを勘案しながら、建替え、改善、補修など計画的に進めます。

■成果

2012(平成24)年度に公営住宅長寿命化計画を策定し、地域の住宅需要に対応した総合的な住宅活用方針を明らかにするとともに、予防保全的な修繕及び耐久性の向上などの改善事業などを図りました。また公営住宅などの適切な維持管理を行っていくため、長寿命化計画を定期的に見直し、事業費の平準化を図りつつ、改善や修繕、建替えなどの整備を計画的に行いました。

■第5次総合計画に向けての課題

第2期公営住宅等長寿命化計画に基づき、継続して財政状況や社会状況などを勘案しながら、公営住宅の改善や修繕、建替えなどの整備を計画的に進めていくことが課題です。

保健・予防の充実

■現状と課題

全国的な少子・高齢化の傾向は、本市も同様であり、壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にあります。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められています。

本市においては、2008(平成20)年度から実施された特定健康診査やがん検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要です。

また、健康診査については、今後も積極的な広報活動及び受診に向けた取組を強化しなければなりません。

2000(平成12)年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、2002(平成14)年度から介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできましたが、まだまだ実態把握は十分とはいえ、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要があります。

各種事業及びその内容や適正活用について、市民への周知を図り、生涯を通じて継続的に支援していくための管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要があります。

■成果

健康に関する情報や相談窓口などに関しては、福岡県、遠賀中間医師会、連携協定締結企業などと協力しながら、さまざまな広報媒体を使って市民に発信できていると考えます。健康管理システムの導入により、市民一人ひとりにあった、予防接種などの勧奨や感染症予防などに関する情報の提供を行い、生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備することができました。

母子に対しては、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業を推進し、疾病の予防や早期発見に努めました。また、2020(令和2)年度から、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師などの専門職が関係機関との連携を図り、妊娠期から出産・子育てまでのさまざまなニーズに対して総合的かつ切れ目のない支援を行っています。

成・壮年に対しては、早期発見、早期治療の観点から、特定健康診査の受診勧奨などを行い、特定健康診査受診率が、2012(平成24)年度は26.4%でしたが、2021(令和3)年度には37.8%まで上昇しました。健診結果に応じて特定保健指導や生活習慣病の重症化予防のための保健指導・栄養指導、病態別健康教室や運動教室を実施し、2018(平成30)年度には遠賀中間地域糖尿病性腎症重症化予防事業を開始しました。

高齢者に対しては、特定健診の受診機会を増やすことを目的に、2016(平成28)年度から後期高齢者の集団健診への受入れを開始し、2020(令和2)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を実施し、医療費適正化及び健康寿命の延伸に取り組んでいます。

また、2019(令和元)年度には自殺対策行動計画を策定し、全庁的に自殺対策に取り組んでいます。市役所においてパネルなどを展示したり、教育委員会と連携し小中学校に出向いて「SOSの出し方に関する教育」を実施したりしています。近年の少子化、核家族化の背景に鑑み、妊婦及び子育て世代に対しても、メンタルヘルスの視点を取り入れています。

■第5次総合計画に向けての課題

平均寿命の延伸、高齢化、社会構造の変化などにより、自殺者は増加傾向であり、各人の健康課題も多様化しています。市民が心豊かに生活していくには、病気を早期発見、重症化させないことが重要であり、健康管理システムを活用し、市民一人ひとりにあった情報提供や保健指導などを実施していくことが課題です。

医療の充実

■現状と課題

中間市立病院は1965(昭和40)年に開設以来、地域の中核病院として市民の生命と健康を守り、地域医療に貢献してきました。現在は、地域の医療機関との連携を柱に、高度・専門病院の後方病院として、地域の開業医では対応できない外科的手術や入院などの支援病院としての役割を果たしています。

2004(平成16)年度地域医療連携室を設置し他院との連携強化を図り、2006(平成18)年度には患者紹介率(救急搬送患者含む)18%でしたが、2009(平成21)年度では32%まで上昇しました。また、2008(平成20)年5月には救急告示病院の指定を受け、地域の医療ニーズに応じた医療の提供に努めています。

2010(平成22)年9月からは、国民健康保険施設(国保直診)としての指定も受け、地域での保健・医療・福祉との連携を図り市民の健康の保持増進のため、総合的相談の実施や保健指導あるいは、健康教育の開催などにも努め、さらに訪問診療や、訪問看護による在宅サービスの実施などでも連携強化を図っています。

しかしながら、その一方で新臨床研修医制度を契機に医師の大学への引き揚げが始まり、医師不足や病院勤務医の疲弊などの問題が顕在化し当院においても、入院や外来診療の縮小を余儀なくされ経営悪化の要因となっており、常勤医師の確保が緊急な課題となっています。

この経営面の改善に関して、2008(平成20)年度に策定した「中間市立病院改革プラン」に基づき2009(平成21)年度からの3年間に於いて経営の効率化を行い、最終年度である2011(平成23)年度における黒字化に向けたさまざまな取組を実施しています。

また、改革プランの中において、各年度の実績を踏まえ、計画の点検・評価・公表を行うことが明記されていることから、2010(平成22)年11月に「中間市立病院評価委員会」が開催され、2009(平成21)年度決算を踏まえ各事業の点検・評価が行われました。

2010(平成22)年度以降についても各事業年度において、引き続き点検・評価が行われます。

また、施設については、築30年が経過した建物の老朽化や耐震化対策も大きな課題のひとつです。

今後は、地域の拠点病院としてさらに安全で安心な質の高い医療の提供と療養環境の向上に努めます。

■成果

地域の保健、福祉、医療の連携の強化を図る拠点病院として役割、市民の健康づくりに寄与する健康教室、相談窓口の設置など実施することができました。

しかしながら、病院経営の最優先課題である医師を確保できなかったことや建物の老朽化などにより、2018(平成30)年度から経営状況が急速に悪化しました。そこで、経営形態変更も含めた経営状況の改善、医療体制強化を目的として、市長の諮問機関である「市立病院あり方検討委員会」を設置しました。当該委員会の答申を受け、庁内で協議を重ねた結果、民間移譲の方針が決定しましたが、相手方と条件面で折り合いがつかず交渉は中止となりました。2021(令和3)年2月の臨時議会において、市立病院の廃止案が可決され、中間市立病院は2021(令和3)年3月31日にて廃院となりました。

■第5次総合計画に向けての課題

中間市立病院の廃院に伴い、市内の開業医による診療所と市外の急性期病院との連携強化が求められ、高度医療などへの紹介や受診が可能となるよう医療提供体制の早期構築が課題です。

児童福祉

■現状と課題

現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一つとなり、本市においても同様の傾向が見られます。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などの要因となり、深刻な問題となっています。

また、児童の健全育成、次代の親の育成という見地をとらえても、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加などに見られるように、社会情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子どもが極めて不安定な状況に置かれていると言わざるを得ません。

このような現状のなかで、これらを社会全体の問題として受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を目的として、2005(平成17)年3月「中間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。この計画を柱として理想の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指し、子育てに喜びを感じられる環境づくりをすることが急務です。

■成果

○母子保健事業について

乳幼児健康診査や妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業を推進し、乳幼児及び妊産婦に対する健康の増進に努めました。また、2020(令和2)年度には、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師や助産師が妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

体制を整備しました。

○子育て支援のネットワークづくりについて

要保護児童の適切な保護及び要支援児童並びに特定妊婦の適切な支援を図ることを目的に、中間市要保護児童対策地域協議会「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」を設置し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、民生委員児童委員協議会などの関係機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築、連携強化に成果を上げています。

○子育て短期支援事業(ショートステイ)について

保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養護保護し、保護者の養育支援の充実を図りました。

2018(平成30)年度実績 利用者人数2人、利用者日数6日

2019(令和元)年度実績 利用者人数1人、利用者日数2日

2020(令和2)年度実績 利用者人数3人、利用者日数15日

2021(令和3)年度実績 利用者人数2人、利用者日数7日

2022(令和4)年度実績 利用者人数21人、利用者日数43日

○家庭児童相談事業について

2022(令和4)年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、福祉に係る必要な支援を行い、特に要支援児童及び要保護児童などへの支援を強化し、充実を図りました。

・要支援児童及び要保護児童などへの支援については、42機関で構成する中間市要保護児童対策地域協議会「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」を設置し、更なる関係機関との連携強化を図ることができました。

・子どもが、両親などによる暴力を目撃する「面前DV」については、児童虐待にあたることを周知徹底し、啓発を強化することができました。

○中間市子育て支援センターについて

中間市子育て支援センターは、2022(令和4)年4月に総合会館の3階に移転し、育児に不安を抱える保護者に丁寧に寄り添い、発達に合った対応を心がけ、関係機関とも連携を取りながら切れ目のない支援を行うとともに、子育て中の親子の交流の場となっています。「くるり広場」では、2012(平成24)年度から新たに始めた「あかちゃんデー」も2015(平成27)年度には定着し年間利用者数は毎年1万人を超えています。また、中間市子育て支援センターでは、毎月さまざまな「子育て講座」や行事を行い、仲間づくりの推進と地域との交流を広げ、「子育て支援情報誌 れいんぼー」を毎年1回900部発刊し、子育てに関する情報を発信し続けました。

○保育ニーズについて

少子化と言われるようになってはいるものの、共働き世帯やひとり親世帯などの価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などが発生している中でも、従来同様一定の保育ニーズが求められています。そのような状況下においても、延長保育や一時保育、休日保育、病児・病後児保育といったサービスが各施設で提供されることにより、多様な保育ニーズに対応することができました。また、待機児童については、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までにおいて発生した時期があったものの、2021(令和3)年度以降は国が定義する待機児童は発生していません。

○親子ひろばリンクについて

親子ひろばリンクは、指定障がい児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービスとして実施しています。また、心やからだの発達に気がかりのあるこどもの個別相談(18歳までの児童)や親子通園による小集団グループ教室(小学校6年生まで)を充実させています。嘱託医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による(作業・理学療法士は、長期休暇期間のみ)個別相談や個別指導訓練などとの併用により、児童の能力、適正などに応じた療育支援を行っています。年々療育を必要とする対象児童の増加や、対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を早期療育ができるよう医療、教育各関係機関などの情報共有や連携、療育支援からの一貫した総合的な充実を図っています。

○放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実について

中間市底井野小学校、中間小学校の余暇教室を活用し、それぞれ底井野学童保育所、中間学童保育所を開設しました。また、中間東小学校の余暇教室を活用した学童保育所を2013(平成25)年度から開設しています。

■第5次総合計画に向けての課題

○こども家庭センターの設置について

児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行うことで、子育て支援を推進するため、中間市子育て支援センター・家庭児童相談係・母子保健係、子育て支援包括支援センターを合わせた「こども家庭センター」の設置が必要です。こども家庭センターにおいて、子どもの成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援を一体的に実施することにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域を作っていくことが課題です。

○子育て支援のネットワークづくり・家庭児童相談事業について

保育所、認定こども園、幼稚園などの子育て支援を行う施設が、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関としての役割を担い、こども家庭センターとの連携強化を図ることにより、地域の社会資源の機能を強化、充実させていくことが課題です。

○子育て短期支援事業(ショートステイ)について

利用者のニーズに合わせた、短期入所支援の種類・量・質の充実が課題です。

○保育ニーズについて

保育ニーズの変化などにより、2023(令和5)年度から休日保育を実施する保育所がありません。また、公立、私立いずれの保育所でも保育士確保に苦慮しています。障がいがある児童など配慮を要する児童への保育も重要であることから、保護者のニーズを把握して現状に即した児童福祉サービスを提供し、保護者への「寄り添う支援」のための環境を整備することが課題です。

○親子ひろばリンクについて

今後、保護者との連携強化では、保護者のグループに臨床心理士及び保育士が関わり、情報交換、シェアリング、ペアレントトレーニングなどを行い、児童に対する適切な関わり方について考え学び合う場を提供していくことが課題です。

○放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実について

障がい児の受入れや開所時間の延長、対象児童年齢の引上げなど、検討する事項が多くあることに加え、学校再編が予定されていることから、小学校の数が減少し、小学校の建替えが行われる可能性があります。そのため、教育委員会と密に連携したうえで充実させていくことが課題です。

母子(父子)・寡婦福祉

■現状と課題

近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加しています。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱(ぜいじゃく)であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職場への就業支援が重要となっています。

また、父子家庭に対する施策は乏しい現状でありましたが、2010(平成22)年8月から、父子家庭へも児童扶養手当の支給が開始され、経済的負担の解消へ一歩前進しました。今後は、公営住宅への優先入居、子どもの一時預かりや保育時間の見直しなど、父親の生活面での負担解消が求められます。

母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家庭の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、2004(平成16)年1月から行っています。

対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座で、受講講座の受講料の4割(上限20万円下限8千円)を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付しましたが、国の制度改正により、2007(平成19)年10月から、受講料の2割(上限100,000円、下限4,000円)へ支給額が減少しています。

また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1/3の期間(上限12月)を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援してきましたが、この給付金も、国の制度改正で、2009(平成21)年6月から、月額が、市民税非課税141,000円、市民税課税70,500円となり、併せて入学時の負担軽減として一時金が新たに設けられ、市民税非課税50,000円、市民税課税25,000円となり、支給期間も修業期間の1/2(上限18月)へと制度の拡充が図られています。

今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要があります。

■成果

母子又は父子家庭の母又は父の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母又は父に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子又は父子家庭の母又は父に対する生活費の助成を行ってきましたが、法令の改正に伴い助成額や支給期間の上限を引き上げるなどして自立促進を図りました。

○自立支援教育訓練給付金 受講料4割(上限20万円、下限8千円)→受講料6割(上限40万円、下限1万2千円)

○高等職業訓練促進給付金 支給期間(上限18月)→支給期間(上限4年)

2018(平成30)年度実績 自立支援教育訓練給付金1名、高等職業訓練促進給付金4名

2019(令和元)年度実績 自立支援教育訓練給付金1名、高等職業訓練促進給付金4名

2020(令和2)年度実績 自立支援教育訓練給付金2名、高等職業訓練促進給付金3名

2021(令和3)年度実績 事業未実施

2022(令和4)年度実績 自立支援教育訓練給付金1名、高等職業訓練促進給付金5名

■第5次総合計画に向けての課題

母子(父子)世帯には子どもを抱えながら仕事に就き、所得が不安定で収入も少ない世帯が多いことから、自らがその自立を図り家庭生活の安定と向上に努められるように就業支援、経済的支援など幅広い支援を継続して実施していくことが課題です。

障がい者福祉

■現状と課題

本市の身体障害者手帳登録者は、2010(平成22)年3月現在2,434人で、そのうち一級・二級の重度障がい者は1,026人を占め、全体の42.2%となっています。また、療育手帳の交付者は297人、精神障害者保健福祉手帳の交付者は234人です。

本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障がい者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいます。

2006(平成18)年度施行の「障害者自立支援法」により、従来、身体・知的・精神の障がい種別毎に複雑な施設・事業体系であったものを再編、支援の必要度を測る客観的な尺度である「障害程度区分」の導入などによって、一元的なサービスを受けることができることとされました。また、就労支援の充実のための事業強化が図られ、障がい者の自立支援の強化が図られることとなりました。

同法においてサービスの給付決定や相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の実施など、市町村の果たす役割は非常に大きくなっています。

障がい者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障がい者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要です。

なお、「障害者自立支援法」は主として利用者負担の面で、必ずしも利用者の意に沿うものとはなっていなかったことなどから、2009(平成21)年に廃止が決定され、2013(平成25)年中には新法の施行がなされることとなっています。

今後も変化していく障がい者を取り巻く状況に対応しつつ、障がい者の立場に立った施策の実施が必要です。

■成果

2013(平成25)年度の障害者自立支援法の改正により「障害者総合支援法」が施行され、引き続き障がいのある人の主体性を確保することとされ、障がい者の範囲に難病が追加されました。また、2016(平成28)年度には、障害者総合支援法の一部改正により、障がいのある人の「生活」と「就労」の一層の充実が図ることとされました。また、障害者基本法の改正により療育に関する条項が新設され、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、関係機関との横の連携、ライフステージに応じた縦の連携が必要とされています。

本市の身体障害者手帳交付者は、2023(令和5)年3月末現在、2,030人で、そのうち一級・二級の重度障がい者は957人で、全体の47.2%を占めます。また、療育手帳交付者数は546人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は650人です。

中間市ホームページや広報なかまなどを活用し、障がいのある人の生活支援のための種々の福祉サービスや啓発活動、就労を後押しする訓練などのサービスの周知を実施しています。その周知と相まって、福祉サービスの利用者は増加の傾向を示しています。障がい児支援については、早期療育につなげるため、関係課や機関からの相談に応じながら情報共有や提供を行っています。サービス希望者のニーズに沿うよう、計画相談支援事業所などと連携しながら、サービスの適切な支給決定に努めています。また、本市の委託事業として、社会福祉協議会が運営する中間市障害者地域活動支援センターにおいて、さまざまな行事を通じて障がいのある人の自立や社会参加を支援しています。

■第5次総合計画に向けての課題

さまざまな関係機関などと連携し、引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して安定した生活を送れるよう、制度の周知や啓発活動に努めるとともに、障がいのある人の生活や就労を支援していくことが課題です。

障害者地域活動支援センター事業

■現状と課題

1995(平成7)年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、2002(平成14)年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となりました。

このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター(パルハウスぼちぼち)」が2003(平成15)年6月に発足、障害者自立支援法の施行とともに身体障がい者・知的障がい者をも対象とした「障害者地域活動支援センター(パルハウスぼちぼち)」として障がい種別に関わらず、広く障がいのある人の相談や活動の場所として事業実施することとなりました。前身が精神障がい者を対象とした施設であったことから、身体、知的障がい者の利用は精神障がい者の利用に比べ少なく、広報などを通じて周知を図ることが必要です。

2009(平成21)年度からは、社会福祉協議会へ委託されたことで費用的な部分では負担が軽減されましたが、市の直営ではなくなったことで、より一層緊密な連携をとることを意識していくことが求められることとなりました。

■成果

障害者地域活動支援センター(パルハウスぼちぼち)は認知されてきており、相談件数も増加してきています。身体、知的、精神障がいのある人が利用しており、精神障がいのある人が約7割を占めています。障がいのある人が相談できず孤立しないよう、福祉サービス利用などに関する支援をはじめ、各種手続きの援助、生活技術や健康・医療に関する相談対応など地域の障がいのある人の相談窓口として、また、さまざまな行事を通じて地域や団体などとの交流をもつ地域活動支援センターとしての機能を果たしています。新型コロナウイルス感染症の影響により行事は縮小していましたが、2022(令和4)年度からは以前にも増して行っています。また、市とも緊密に連携をとっており、頻繁に情報共有を行っています。

■第5次総合計画に向けての課題

家族の高齢化により、家族会の存続や連携は年々困難となってきました。支援が極めて困難な事例もあり、家族、医療機関、関係機関との連携を深め自立の支援を行っていくことが課題です。

高齢者福祉

■現状と課題

全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率(2010(平成22)年4月現在)は、29.3%となっており、全国平均より約6%、福岡県平均より約7%高くなっています。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっています。増加幅をみると、1985(昭和60)年から1995(平成7)年までの10年間では、約7ポイント、1995(平成7)年から2005(平成17)年までは、約8ポイント増加しており、今後団塊の世代が65歳を迎えることから、さらに高齢化率の上昇が著しく、2018(平成30)年では37.7%に達すると推定されています。

2000(平成12)年4月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用が求められています。

自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められています。

2006(平成18)年度から予防重視型のシステムへ変更されており、市民の多様化するニーズを十分に把握しながら、より一層要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかねばなりません。

■成果

地域包括支援センターが中核機関となり、「地域包括ケアシステムの構築」に向け、高齢者や介護が必要な人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、次のようなさまざまな支援やサービスの提供に取り組んでいます。

・「総合事業」では、要支援者または基本チェックリストによる事業対象者の介護予防を目的として、その状態や置かれている環境などに応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、可能な限り自立した生活を送れるよう適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行っています。

・「一般介護予防事業」では、住民主体の活動の場などの支援を目的に、運動機能などの向上を目的とした介護予防教室などを実施しています。中でも、「ケアトラボリンわいわい教室」は、福岡県が推進する「運動習慣の定着」の取組として2022(令和4)年度末時点で市内19地区で実施し、参加者の筋質や運動能力の向上に一定の効果が見られました。その他、中間市独自の取組として「青竹ふみ体操」を実施し、フレイル予防につながっています。

・「生活支援体制整備事業」では、市全域及び各小学校区の合わせて7か所に協議体を設置し、生活支援コーディネーターが調整役となり住民主体の活動を支援しながら、多様な地域資源の充実に向けた地域づくりを進めています。中でも、「青空市場」は、月1回市内6地区に移動販売車などが集い、自分の目で見て安全に買い物ができるよう支援を行っています。

・「在宅福祉サービス」としては、紙おむつが必要な65歳以上の在宅の要介護認定者に対し、紙おむつなどの現物給付を行っています。また、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、安否確認など見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業では、一人暮らしの高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の「見守り隊」による声かけや安否確認を実施しています。この見守り活動は、地域の民生委員や自治会を中心に各地区独自で活動を実施している地区もあります。

■第5次総合計画に向けての課題

今後も、誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、次のように地域包括ケアシステムの拡充が課題です。

・一般介護予防事業では、コロナ禍により地域で集まることが難しくなったことから、継続的な介護予防教室の実施ができず通いの場の減少により、体力や認知機能の低下が見られます。今後は、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に寄与するためにも、継続的な介護予防教室などを実施していくことが課題です。

・生活支援体制整備事業では、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に、高齢者の社会参加を促進させ、また庁内連携を強化し、地域支援の輪を拡大することが課題です。

・認知症施策の推進では、2023(令和5)年に「共生社会の実現を維持するための認知症基本法」が公布されたことから、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるよう、認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた環境で暮らし続けられるよう支援していくことが課題です。

・在宅福祉サービスでは、安心した生活を送ることができるよう、今後も継続し支援していくことが課題です。

低所得者福祉

■現状と課題

本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、1999(平成11)年度を境にして反転、増加傾向を示しています。

低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占めていることから、自立への期待が困難になっています。

近年、社会経済情勢は益々不透明で、就業には一層困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題です。

■成果

生活困窮者の相談業務について、専門的知識を有する面接相談員を配置するとともに、民生委員、社会福祉協議会、市民生活相談センターと連携し相談業務の充実を図りました。また、生活保護受給者の実態把握と自立に向けた処遇指導を図るため計画的な訪問活動を強化しました。さらに、就労の機会を得るために就労支援員を配置し、ハローワークと連携することで就労自立を促しました。

これらの施策の結果、生活保護率は2011(平成23)年度をピークに減少傾向が継続しています。

■第5次総合計画に向けての課題

景気の低迷、少子高齢化、人口減少などの社会経済情勢の悪化は生活困窮者に大きな影響を及ぼすため、生活保護受給者の更なる減少を見込むことは困難です。引き続き生活困窮者からの各種生活相談及び生活保護申請相談業務を適切に実施していくこと、生活保護受給者が早期に就労自立できるようハローワークと連携し就労支援体制を推進していくことが課題です。

介護保険

■現状と課題

高齢化率の上昇に伴い、介護給付費なども増加し続けている中で、介護保険制度の適正な運営が求められています。制度発足から3年ごとに大幅な改正が実施されてきましたが、併せて2009(平成21)年度から2011(平成23)年度を事業計画年度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づき、地域密着型サービスの充実など事業を展開してきたところではありますが、総合的に適正な運営を図らなければなりません。

■成果

本総合計画を策定した2006(平成18)年度から16年、同後期計画を策定した2011(平成23)年度から11年が経過し、3年度を1期とする中間市高齢者総合保健福祉計画(以下、「保健福祉計画」という。)は6回の改定を行いました。この間、本総合計画策定当初から懸念されていた高齢化率は12.1ポイント上昇し約38.3%に、要介護認定者数は2,423人から3,294人へと約1.3倍に増加しました。これに伴い、介護給付費も増幅し、2,867,527千円から約1.5倍の4,235,405千円に達しました。

一方で、介護保険料は、6つの段階から13(国の基準は9段階)の段階へと、被保険者の所得に応じたよりきめ細かな段階を設定しながらも、給付費との調整を図るため、年額が46,440円(第3期保健福祉計画)から73,920円(第8期保健福祉計画)へと約1.5倍になりました。

介護給付に目を向けると、第7期保健福祉計画(2018(平成30)～2020(令和2)年度)に、地域密着型サービスとして、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を整備方針に掲げました。2020(令和2)年度には、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送ることに寄与しました。さらに、2023(令和5)年度には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備する予定です。また、2006(平成18)年に設置した地域包括支援センターがその規模を拡張させながら、総合事業、介護予防事業、認知症施策に着手し、多種多様化する介護ニーズに対応した施策を講じています。

■第5次総合計画に向けての課題

新型コロナウイルス感染症の感染への不安から、要介護認定者が介護保険サービスの受給を控える傾向が顕著で、第8期保健福祉計画の計画期間は給付費が抑制され、その結果、介護給付費準備基金が291,000千円増加しました。第9期保健福祉計画では、団塊の世代が75歳を迎える2025(令和7)年、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040(令和22)年を見据えた給付費の将来推計をより注視しながら、介護保険料と介護保険サービスとの需給バランスを踏まえた計画を策定することが課題です。

また、介護保険制度が今後も十分に機能するよう制度的持続可能性を踏まえつつ、介護保険サービスの質の向上、給付の適正化に重点的に取り組むことが課題です。

他方、地域包括支援センターでは「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、介護サービス利用者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、支援を深めるために必要な医療や介護、民間サービスなどを「切れ目なく」提供できる介護保険行政を推進していくことが課題です。

さらに、昨今、過酷な労働環境などに起因する介護職員の不足が叫ばれている中、2025(令和7)年には全国で38万人の介護職員が不足すると言われています。人材育成施策を講じ、介護現場を支える多様な介護人材の確保や育成、生産性の向上は喫緊の課題です。

国民健康保険

■現状と課題

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものです。

しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱(ぜいじゃく)であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増高(ぞうそう)も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にあります。

2008(平成20)年4月には、医療制度改革により75歳以上のすべての国民を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設されました。制度創設当初から細かい制度改定などを繰り返し、安定した制度運営を目指しましたが、さらに新たな保険制度を前提として、2012(平成24)

年度限りで廃止されることが決定しました。しかしながら、保険の枠組み(単位)などの詳細ははまだ決定しておらず、さらに、国民健康保険の枠組みについても同時に検討されるなどさまざまな問題をはらみながら検討がなされているところです。より良い制度設計のために、市としてもあらゆる機会を捉え検討会議に意見を提出していかなければなりません。

国民健康保険については、会計は直近の2年間は単年度での黒字を出していますが、累積の赤字は如何ともしがたく、医療費適正化・健康保険税適正賦課・効率的な保健事業などにこれまで以上に取り組む必要があります。

■成果

国民健康保険事業の健全な運営のため、中間市第4次総合計画の基本方針である国民健康保険税の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化などに取り組んできました。本市の国民健康保険事業特別会計は、多額の累積赤字を抱えており、単年度収支の改善のため2009(平成21)、2017(平成29)年度及び2020(令和2)年度に税率の改定を行っています。また収納率向上への取組として2012(平成24)年5月に中間市債権管理基本方針を策定し全庁的に収納率の向上に取り組んだ結果、2022(令和4)年度の国保税の徴収率は現年、滞納合計で87.99%となっており、第4次総合計画最終年の2015(平成27)年度と比較し10.92ポイント上昇しています。加えて医療費適正化への取組として、生活習慣病の早期発見・重症化予防を目的として2008(平成20)年度から特定健康診査・特定保健指導を実施し、2021(令和3)年度の特定健康診査受診率は37.8%で2015(平成27)年度と比較し6.35ポイント上昇しています。

国民健康保険事業の健全な運営に努めた結果、単年度収支は2014(平成26)年度から2022(令和4)年度まで9年連続で黒字決算(2014(平成26)～2016(平成28)は決算補填など目的のため法定外一般会計繰入を実施)となっており、大きな課題である累積赤字については2013(平成25)年度末の1,250,831,582円から598,786,225円減少し、2022(令和4)年度末では652,045,357円となっています。

■第5次総合計画に向けての課題

第4次総合計画策定時からの課題である累積赤字は改善傾向にあるものの、未だ6億円を超える額となっており引き続き大きな課題となっています。2018(平成30)年度から国民健康保険財政の運営主体が市町村から県へと移管しており、2024(令和6)年度からは県内保険料率の均一化に向けての動きが具体的に進んでいく予定となっています。

被用者保険の適用拡大や団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことなどの影響から本市の国保被保険者数は減少傾向にあり、医療総額は今後減少していく見込みですが、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、被保険者1人当たりの税負担が増加する恐れがあります。

被保険者1人当たりの負担を軽減し、国民健康保険事業を健全に運用するため、県と連携を図りながら、引き続き適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化などに取り組んでいくことが課題です。

国民年金

■現状と課題

年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県年金機構と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組を推進していきます。

無年金にならないよう住所異動、国民健康保険加入時に年金取得・納付状況を年金事務所に確認し、納付の促進を促しています。また、所得が少ない人、会社を退職した人には免除制度の説明をし、未納にならないように免除申請を行います。

■成果

2002(平成14)年4月から収納事務は国に移管しており、自治体窓口では主に免除申請勧奨・受理を実施しておりますが、資格取得時に前納割引やキャッシュレス決済を周知するなど、納付率向上にむけた取組も合わせて努めているところです。

2017(平成29)年8月から年金を受け取るために必要な期間が25年から10年に短縮されたので、無年金を防止することはもとより、年金記録の漏れや誤りを防ぐ観点で「ねんきんネット」や「ねんきん特別便」送付によって、年金記録を確認するサービスを拡充したり、制度を理解していただくような取組を、日本年金機構が実施しています。

マイナンバーを利用した情報連携が2019(令和元)年4月から実施され、離職後の国民年金加入手続きなど一部の手続きが電子申請可能となり、また、住所変更(転出・転入・転居)も省略可能とするなど、DX推進に伴い事務が効率化されています。

■第5次総合計画に向けての課題

国民年金は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、全ての国民を対象に、老齢、障がい又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、国民の老齢、障がい又は死亡に関して必要な給付を行うものです。法定受託事務として国との協力・連携のもとに実施しており、行政サービスの更なる向上のためにデジタル技術やデータ活用が求められています。具体的には、年間死亡者数が増加傾向にあるなかで、死亡や相続に関する遺族や行政窓口の負担軽減に向けた取組(ワンストップサービス)などの実施に取り組んでいくことが課題です。

上水道

■現状と課題

本市水道事業では、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、1981(昭和56)年3月に浄水処理能力12,900m³/日の西部浄水場を完成させ給水を開始しました。

この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700m³/日と合わせて計32,600m³/日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強しています。

さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を2000(平成12)年度に着工、2003(平成15)年3月に完成しました。これらにより将来も安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となりました。

水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をたどっていたことから、1981(昭和56)年6月、全国で初めての回転円板法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水のpH値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めています。

しかしながら、今後も農業などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となります。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望が広がっています。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となります。

今日まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は2.7%増加していますが、給水人口は3.1%減少し、給水量は減少の傾向にあります。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられます。

上下水道局にとって、水道水を安心して、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもありませんが、より多様化する利用者の要望に応えるための施設の改良が必要です。

そのためには、今後も健全経営を堅持しなければなりません。同時に現在、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努めていますが、内容をより充実して、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければなりません。

■成果

良質な水道水を安定的に提供するため、水道施設の更新時期に対応して唐戸浄水場の改修工事に着手しました。

また、老朽管の更新率を向上させて、より強固な給水体制を確立しました。

ホームページ以外にTwitter・Facebook・LINE・KBCのdボタンを採用することで、緊急時の迅速かつ幅広い周知を実施できるようになりました。

■第5次総合計画に向けての課題

唐戸浄水場の改修工事を着工し、配水管布設替工事の更新率を向上するために、健全な上水道経営を実施していくこと、今後も時代に合わせた情報公開や緊急時などの情報を迅速かつ正確に周知していくことが課題です。

下水道

■現状と課題

下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共用水域の水質保全という重要な役割をもっています。

本市の公共下水道事業は、1994(平成6)年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手しました。その後、遠賀川下流域下水道(中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成)が1995(平成7)年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行いました。

本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を2007(平成19)年に38,200人と見直しました。

なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は668haとなっています。

本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは1995(平成7)年度からであります。大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、1999(平成11)年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始をしました。

遠賀川下流域浄化センターは2003(平成15)年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となりました。また、1999(平成11)年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっていた本市東部地区の汚水も、2006(平成18)年4月には遠賀川下流域浄化センターでの処理が可能となりました。

本市の2009(平成21)年度末現在の普及率は、53.8%で、水洗化率は74.8%となっています。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要があります。

■成果

本市の2021(令和3)年度末現在の下水道普及率は、87.7%、水洗化率は90.4%となっています。

流域下水道事業は、構成市町である中間市、水巻町、遠賀町、鞍手町の1市3町の負担において、福岡県が遠賀川下流浄化センターを順調に稼働させています。

公共下水道については2020(令和2)年度から事業費を抑制しながらも、公営企業法適用の企業会計として効率的な経営に努め、単年度

決算は黒字決算を継続しています。

■第5次総合計画に向けての課題

公共下水道未普及地域を計画的に整備し、中間市全域が快適で衛生的な生活環境となるよう下水道整備事業を推進していくことが課題です。

また、1999(平成11)年の供用開始から25年が過ぎ、計画的に適切な下水道管渠のストックマネジメント改修を行うことが課題です。

消防

■現状と課題

本市の消防体制は、消防本部・消防署(併せて1署)及び消防団で組織しています。

現在、消防署には、はしご付消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救急自動車など14台の消防用車両、消防団には、消防ポンプ自動車5台、消防団指揮車1台、救助資機材搭載型消防自動車1台を配置しています。

消防施設装備については、消防署では2009(平成21)年11月までに3台全ての救急自動車を救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している高規格救急自動車とし、登録後10年を経過したはしご自動車は2010(平成22)年度で、細部まで分解して点検修理を行うオーバーホールを実施しました。しかし、消火活動や救助活動に欠かせない消防ポンプ自動車、化学消防自動車及び救助工作車は登録後18年を経過しているものもあり、速やかな更新が必要となっています。

一方、消防団の消防ポンプ自動車は2003(平成15)年度からの計画的整備により2011(平成23)年1月に第3分団車両を更新することにより、全ての消防ポンプ車両が同一規格となります。また、2010(平成22)年度に消防団指揮車及び救助資機材搭載型消防自動車を更新整備しています。

救急業務に関しては、年々救急車需要は増大し、救急隊員には高度な救命処置能力が求められています。これら市民の負託に十分に応えるためには、救急車の計画的更新整備とともに、救急救命士の育成、救急自動車搭乗前の就業前研修、就業後の定期研修、症例検討会などの充実により、常に進化する救急医療に即応できる体制を北九州地域救急業務メディカルコントロール協議会とともに構築維持していかなければなりません。

また、現在運用しているアナログ方式(150MHz帯)の消防救急無線は、電波法関係審査基準により2016(平成28)年5月31日までに、※デジタル方式(260MHz帯)に移行するためには、最も遅いタイミングでも2012(平成24)年度に基本設計、2015(平成27)年度までにデジタル基地局設備、電源設備、空中線設備、車載型移動局無線装置、携帯型移動局無線装置などを整備する必要があります。

※統制波(全国共通波)、主運用波(県内共通波)及び活動波(市町村波)を整備する必要があります。

消防救急無線のデジタル化に伴い、これに対応する機能を有する消防緊急指令システムへの更新が必要です。(現有施設は、設置後19年を経過)

さらに、消防庁長官が推進する自主的な市町村の消防の広域化に取り組み、消防体制の整備及び確立を図らなくてはなりません。

■成果

消防力の整備においては、消防車両4台及び救急車両3台を更新整備し、消防施設装備の充実を図りました。また、2014(平成26)年度には国の策定した消防救急無線のデジタル化への移行に伴い、従前アナログ方式であった通信指令設備及び消防救急無線設備を高機能消防指令センター及び消防救急無線デジタル設備に更新整備し、消防通信指令体制の機能強化を図りました。

防火水槽の整備においては、耐震性防火水槽5基を新設、1基を更新整備し、消防水利の充実強化を図りました。

救急業務においては、増大している当市の救急需要に的確に対応するため、新規に5名の救急救命士を養成するとともに、年々高度化が求められている救急隊員の救命処置に対し、2014(平成26)年度に総務省消防庁により策定された救急隊員を指導教育する「指導救急救命士制度」発足に合わせ、「指導救急救命士」1名を養成し、当市救急体制及び救急業務への教育指導体制の更なる拡充を図りました。

防火安全対策においては、住宅火災での死者を軽減するため、消防職員による市内戸別訪問や商業施設での啓発活動を展開し、奏功事例や有効性を繰り返し広報することで住宅用火災警報器の普及促進を図りました。また、火災被害軽減対策においては、市内事業所の消火・避難訓練での指導を通じ、防火管理の重要性を説き、防火意識の高揚を図り、市内事業所の防火管理者選任率を向上することができました。

自主防災組織の強化においては、各校区まちづくり協議会と連携した防災訓練を行い、防災組織の育成及び協力体制を再認識するなど安全安心なまちづくりに向け、地域防災力の推進を図りました。

以上のとおり、第4次計画期間内において、消防を取り巻く環境が変化の中で、消防体制の充実強化及び近代化を図り、事業所や地域と連携した各種防災訓練などを通じ、地域防災力を推進することができました。

■第5次総合計画に向けての課題

近年の災害や事故の多様化・大規模化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、各種消防力の整備においては、車両及び各種消防資機材などについて今後も計画的に更新していくことが課題です。

救急業務においては、当市における少子高齢化の進展や今般の新型コロナウイルス感染症拡大による救急出動の増加に伴い、同時に3台の救急車が出動する件数が2013(平成25)年の「10件」に対し、2022(令和4)年には「150件」と大幅に増加しており、今後も全ての救急隊に救急救命士を配置し、救急活動の質を向上させるため、計画的に救急救命士を養成していく必要があり、また、コロナ禍での経験を踏まえ、

新たなウイルス感染症発生に備え、各種出勤業務に使用する感染防止資材が不足することがないように計画的に整備していくことが課題です。

防火安全対策においては、今後も住宅用火災警報器の普及促進事業を継続するとともに、地域住民と連携した消防訓練などを通じ、防災意識の高揚を図り、また、市内各事業所の火災被害軽減に向け、事業所などに設置している消防設備などの点検の推進や消防設備違反を是正するための積極的な査察指導を実施していくことが課題です。

防災

■現状と課題

地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、2005(平成17)年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、我が国における地震はいつ、どこでも発生することを想定しなければなりません。

いったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせます。

このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握するように努め、十分な防災対策を講じる必要があります。併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であると同時に、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要です。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要です。

洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路などの見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要があります。

■成果

校区ごとの防災研修で、住民の話し合いにより、各自治会の集合場所から避難所までの安全な経路を示した「避難ルートマップ」を作成し、全世帯に配布しました。その後、すべての自治会に自主防災組織が結成され、その「避難ルートマップ」をもとに避難訓練を実施しました。

現在、校区まちづくり協議会の主催で、校区の避難訓練が実施されており、市や消防本部は避難訓練を積極的に支援し、住民主体で実効性のあるものにしています。災害時の情報伝達については、防災行政無線のほか、エリアメール、ホームページ、KBCのdボタン、自治会長への自動架電システム、SNSなど複数の手段を用いるようにし、市民により伝わるようにしました。また、広報なかまやホームページで日頃の備えなどについて周知し、自助・共助の重要性を啓発しました。公助として、応援協定の締結を進め、民間企業からの応援を得られるようにしました。

■第5次総合計画に向けての課題

公助による災害対応にも限界があることから、自助、共助による取組を一層推し進める必要があります。そのためには、日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成を図る必要があることから、校区まちづくり協議会を中心とした活動を積極的に支援し、多くの校区住民をその活動に取り入れていくことが課題です。

交通安全

■現状と課題

本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にあります。

一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、依然として交通事故の発生件数や交通事故死傷者が横ばい傾向となっています。特に、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる傾向があり、さらに近年では高齢者が加害者となる事例も増加しています。

今後もあらゆる世代に対して、一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、街頭キャンペーンや交通安全教室などの啓発活動をととして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通マナーやモラルの向上を推進します。

■成果

○交通安全思想の普及徹底について

警察と連携し、新入学時の交通安全教室や交通安全週間に街頭キャンペーンなどを行い、交通事故抑止を行いました。また、広報なかまや市のホームページなどで交通安全思想の普及、啓発を行いました。最近では、高齢者が加害者となる事故も増えていることから、2017(平成29)年10月から高齢者運転免許証自主返納事業制度を開始し、高齢ドライバーによる事故抑止にも努めました。この結果、交通事故件数は、2019(令和元)年211件、2020(令和2)年174件、2021(令和3)年123件、2022(令和4)年154件と減少傾向にあります。

○交通安全施設の整備について

交通安全を目的とする工事としては、宮園・前田線においてカラー舗装などの歩道の改良などを行いました。また、市内道路の舗装や附帯する構造物の点検委託を行い通学する児童や歩行者の安全対策に努めました。

■第5次総合計画に向けての課題

○交通安全思想の普及徹底について

これまでの啓発活動を維持し、交通事故を抑止するとともに、高齢者が加害者となる交通事故を減らすため、高齢者運転免許証自主返納事業を継続して実施していくことが課題です。

○交通安全施設の整備について

会基盤として重要な道路については、地域の安全と交通事故防止の観点から、予防保全のための管理計画を整備し舗装面や附帯する構造物に関する的確な維持管理を行っていくことが課題です。

情報化

■現状と課題

国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤である庁内LANの整備に伴い、2002(平成14)年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおi(愛)ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方向通信が、また市民との双方向の通信が可能となりました。

さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など3ヶ所に、市民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっています。

今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要です。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにも申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく必要性が生じています。

■成果

行政機関においてパソコンなどハード機器については、リースによる定期的な更新を行い運用しています。また、職員のセキュリティーの認識を高めるため地方公共団体情報システム機構が主催する情報セキュリティーなどの各種教育研修に参加し職員の育成に努めました。システムのオープン化に伴い総合行政システムの導入及び、北九州地区電子自治体推進協議会においてシステムの共同利用を図り、第4次総合計画においての情報化は一定の成果を上げることができました。

■第5次総合計画に向けての課題

住民ニーズの多様化により業務が増加する中、国が示している自治体DX推進計画に基づき業務の効率化を図ることで、住民サービスの維持・向上が期待できます。具体的には、システムの標準化・共通化、申請手続きのオンライン化、BPRを活用し、行政サービスの利便性を向上し、さらなる効率化を図ることで住民サービスへの転換を行っていくこと、情報セキュリティーの強化のために国が推奨するガバメントクラウドを利用することで、適切な情報の管理及び利活用を図っていくことが課題です。

し尿処理

■現状と課題

現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始していますが、汲取(くみとり)世帯は減少し半数以下までになっている状況です。環境への負荷軽減のため、地域の実情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要があります。

2003(平成15)年度より遠賀川下流域浄化センターが稼働し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっています。また、遠賀川下流域浄化センターの稼働が、本市の公共下水道普及率増加へつながっています。

合併処理浄化槽においては、年平均20基の合併処理浄化槽設置が行われており、公共下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、1989(平成元)年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要があります。

下水道認可区域が拡大され、合併浄化槽の補助対象区域が縮小されるなか公共下水道の普及促進を進め、水洗化率向上を図っていく必要があります。また、年々集中豪雨が多発しているため、し尿収集の衛生的な収集体制を図り、水害による浸水対策については、迅速かつ衛生的に収集を行い地域の衛生サービスに努める必要があります。

■成果

合併処理浄化槽設置整備事業補助金により、公共下水道未整備地区の水洗化が進みました。

■第5次総合計画に向けての課題

公共下水道の整備が進むことによって事業計画区域が拡大し、合併処理浄化槽の補助金対象区域が減少したことに伴い、2014(平成26)年度以降、補助対象物件総数が2件と激減しています。

下水道認可区域ではあるものの、自宅前道路に下水道管渠が整備される時期と住宅を新築または改築されるタイミングが合わない場合、合併処理浄化槽の設置を推進し、後年に公共下水道につなぐよう水洗化の向上に向け適正に誘導していくことが課題です。

また、認可区域において、地勢上公共下水道につなぐことが困難な宅地については、合併処理浄化槽の設置を進めるための助成制度を検討するなど、水洗化が促進されるための誘因を研究し、市内全世帯の水洗化に向けた新たな施策を展開していくことが課題です。

じん芥処理

■現状と課題

じん芥処理については、2001(平成13)年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入しました。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年14,200t前後で推移しており、年々減少傾向です。処理費については、2009(平成21)年度で4億8千8百万円要しています。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が2006(平成18)年度までで終了し、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、2007(平成19)年度からは北九州市と一体となった資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、北九州市へごみ処理を委託しています。

資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、ビン・カンのほか、新たにプラスチック製容器包装ごみを追加し再資源化を図っています。

■成果

5種分別収集(可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ、プラスチック製容器包装ごみ)及びペットボトル、発砲食品トレイ、紙パックの3品目の拠点回収を継続して実施しました。家庭用廃食用油の回収は自治会・地区衛生連合会において年4回して実施しました。使用済乾電池の回収については、市内5箇所に回収ボックスを設置し、広報により周知を図りました。生ごみ処理器購入経費の一部補助を行い、生ごみの減量化を図りました。中間・遠賀リサイクルプラザにてリサイクル品の展示販売を行いました。ごみ排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進については、2017(平成29)年度に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しました。

■第5次総合計画に向けての課題

ごみの排出抑制に関する取組を継続し、引き続きごみの排出を抑制すること、リサイクル率の向上のために資源化の取組をさらに推進していくことが課題です。

また、広域事務組合及び構成市町において協議し、製品プラスチックの資源化を検討していくことが課題です。

環境保全

■現状と課題

住宅地において不法投棄や野外での廃棄物焼却、空き地の管理不徹底による雑草繁茂といった都市型の、身近な生活環境の問題が苦情相談という形で顕在化してきています。環境意識の向上とモラルの低下を防ぐため、広報紙や市ホームページにより、また、学校や地域向けの環境講座を実施することで、啓発を継続していく必要があります。

自然環境の保全において市民の関心が高い河川の水質については、公共下水道の普及に伴って一定の改善が見られます。流域の住民や団体に呼びかけ定期的に河川清掃を実施し、不法投棄ごみの撤去により、良好な水環境の維持に努めています。市民との協働事業として開始された環境に優しい有用微生物群(EM)を利用した取組も普及し、事業開始前と比べて側溝などからの悪臭苦情が少なくなりましたが、引き続き、生活排水対策や水質汚濁防止の啓発にも力を入れていく必要があります。

また、地球温暖化防止に向けた地域の取組として、学校を通じて子どもやその家族を対象としたエコライフデーが、参加者増など一定の成果を上げています。将来、家庭部門における二酸化炭素の排出増加が見込まれるなか、省エネの普及を目的とした地域省エネルギービジョンとの整合性を図りつつ、さらなる取組や啓発を図っていきます。

■成果

不法投棄や屋外での廃棄物焼却及び空き地の管理については、広報やホームページにより周知を図るとともに、職員が現地にて対応を行っています。グリーンクリーンなかまの市内清掃活動を毎月第2日曜日に実施し、市内の環境整備を図っています。曲川清掃を年2回実施するとともに、年2回の水質検査(6箇所)を実施し、良好な水環境の維持を図っています。公共下水道の普及に伴い水質は改善されており曲川源流の水辺の里では、毎年ゲンジボタルの飛翔が確認されています。

地球温暖化防止に向けた地域の取組として、やっちゃれエコライフ活動を継続して行っており、約8千人の方々に参加してもらい二酸化炭素排出削減に向けて市民に対し、省エネの意識の醸成を図っています。

■第5次総合計画に向けての課題

広報紙やホームページを活用した啓発を継続的に実施し、市民や事業者に対し環境への意識やモラルの向上、SDGsの推進を図っていくことが課題です。

また、2030(令和12)年度までに公共施設に再エネ100%電力を導入すること及び民生部門の電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロの実現を目指していくことが課題です。

農業

■現状と課題

本市の農家戸数は、農林業センサスによると、2005(平成17)年の159戸から年々減少し、2010(平成22)年は138戸、農業就業人口も2005(平成17)年は173人、2010(平成22)年は143人と減少傾向にあります。

農業者数は減少の傾向にありますが、幸い、本市では農業後継者や新規就農者などが出てきています。しかし、現在の農業政策は、農産物

の貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている輸入自由化「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)」への加入問題や、国内の農業政策が不安定であることから、農業を取り巻く諸情勢は今後厳しくなると推測されます。

このような状況を打開し、農業の振興を図っていくために、機械の共同利用、農作業の受託や共同化などといった営農組織の法人化を図ります。また、地産地消による学校給食への米及び野菜の搬入を拡大し、さらに、2011(平成23)年3月にオープンする「新鮮市場さくら館」にて安心・新鮮な地元産の農作物を販売することにより、地元はもちろんのこと、周辺地域の皆様に喜んでたくさんご利用いただける取組を行い、地産地消の取組を拡大すると同時に、農業従事者の収入の増加及び、地域経済の活性化を図り、魅力ある農業経営と活力ある農業環境をつくり出す必要があります。

■成果

農業環境の整備では、福岡県の補助事業(農村環境整備事業)を活用し、用水路の漏水・流水の阻害などの早急な改善や、農業用道路を整備することで農作業の効率性が図られています。

土地利用型農業の振興では、大豆農作業受託組合や個人農業者が集まった農事組合法人の設立など営農組織の法人化を図ることができ、また、2011(平成23)年3月に「新鮮市場さくら館」がオープンし、近隣及び地元農業者から新鮮な旬の野菜などが出荷され、周辺地域の多くの住民に利用されており地産地消を推進することができています。

集落営農組織の形成では法人化を目指し各集落で話し合いが行われ経理の一元化を行い法人化を目指しています。

農業振興計画の策定は農業者を主役に捉え、中間市、遠賀4町、各農業委員会、JA北九州、NOSAI及び福岡県関係機関が一体となって地域農業の持続可能性を確保するため農業振興計画を策定しました。今後も振興計画をもとに農業の発展を目指しています。

■第5次総合計画に向けての課題

農業者の高齢化が進んでいることに伴い後継者不足となっている状況であるため、離農に伴う農業者の農地管理の負担増加や遊休農地などの発生防止を行う必要があることから、農業後継者や新規就農者に向けた支援を行っていくことが課題です。

商業

■現状と課題

これまで、市内9地区にあった任意の商店組合のうち、2地区(中尾、宮林)の組合が解散し、現在、7地区の商店組合が活動を行っています。

そのなかで、「筑前中間さくら祭」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃん祭」などの市のイベント時に合わせて、独自のイベントに取り組む商店組合もあらわれ、また、七夕と歳末時期には、市内全7地区の商店組合が共同で大売出しやイベントを行っています。これらの商店街は、いずれも小規模な商店で構成されており、しかも業種の構成も極めて少なく、商業集積もまばらです。

こうした既存商店街の抱える課題としては、①集客力を持つ魅力のある商店が少ない、②顧客が安全に往来できる歩道がない、③植栽がなく全体的に街並みが良好な景観とはいえない、④空き店舗や空き地が増え、空洞化が著しい、などです。このため、昭和町商店街の街路灯を整備し、活性化・防犯対策・省エネ・地球温暖化防止に一定の効果を得ることができましたが、抜本的な解決にはならず、さらなる検討が必要です。

一方で、「元気な風商品券」(プレミアム付商品券)は、発売直後に売り切れており、大きな効果を上げています。

蓮花寺交差点周辺に展開する大型小売店舗や金融機関が集積する商業地域では市内外からの集客でにぎわう一方、幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出による新たな商業集積が進んでいます。こうした状況のなか、既存商店街の活性化に向けては、商工会議所を中心に商店主により魅力のある商店への変革とともに、空き店舗や空き地に新規進出が容易となるような対策を講じ、新旧商店の相乗効果により集客向上を図ることが必要です。

■成果

大型小売店舗のリニューアルオープンや新規大型店舗の進出により、市内外からの集客力は確実に高まっています。

一方で、新規起業支援補助金事業や平成30年に開始した中間市チャレンジショップ事業において創業支援を行い、市内における新規開業を促進する環境整備を図りました。

また、プレミアム商品券の発売について、効果を高めるよう改善を続けていきます。

なお、商店組合の4地区が解散して組合数が3地区に減少しました。

■第5次総合計画に向けての課題

大型商業施設や大規模小売店舗の進出により消費者の利便性が向上した反面、個人商店などの廃業による空き店舗の増加に歯止めがかかっていない状況です。そのため、既存店舗の活性化や空き店舗への新規出店の促進が継続した課題です。

また、残る3地区の商店組合も法人化には至っておらず、法人化に向けた取組が課題です。

消費生活の安定

■現状と課題

当市では、2000(平成12)年から公的資格を有する消費生活専門相談員を配置し、的確な解決処理に対応するなど苦情・相談処理体制の充実を図ってきましたが、消費生活に伴う苦情相談は、近年急激に増加しているうえ、相談内容の複雑化により解決が長期化傾向にあります。

こうした相談件数増加の背景には、2001(平成13)年4月に施行された消費者契約法により、従来に比べ広範囲に消費者保護が図られ

るようになったことや、著しい情報化の進展により不特定多数の消費者への情報発信が容易になったため、架空請求などの不当請求が増えたことが考えられます。

そのような中、2006(平成18)年に「貸金業法」、2008(平成20)年に「特定商取引法」及び「割賦販売法」が改正され、2009(平成21)年9月には、消費者庁が新設されました。

また、2010(平成22)年1月には消費者ホットダイヤルが開始されたことにより、相談者が居住する近隣市町村の窓口を選択し、苦情相談を行うことができるようになりました。

さらに、2010(平成22)年4月には、全国の消費生活センターなどを結ぶ、システム情報共有ツール「PIO-NET」が改良され再配備されたことで、全国の消費生活相談センターで情報を共有することが可能になりました。

今後も、相談内容の高度化、複雑化する消費者相談に対して、的確・迅速な解決処理を図るとともに、体制の強化、及び市民へ消費知識や悪徳商法などの情報提供を広報やホームページで促進していかなければなりません。

■成果

2017(平成29)年度から、遠賀郡4町の消費生活センター及び消費生活相談窓口と連携して消費生活相談の広域対応を行い、相談者の利便性の向上を図りました。

また、同じく2017(平成29)年度に、高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、当市保健福祉部や警察、民生委員などと連携して地域の見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置し、スムーズに情報共有を行えるネットワークを構築しました。

■第5次総合計画に向けての課題

消費者庁主導で消費生活相談のデジタル化が計画されており、全国一律に相談情報共有システムが新たに構築されることとなります。そのための端末やインターネット回線などを整備していくことが課題です。

消費生活相談員は消費者安全法で資格を有する者と定められていますが、相談員のなり手不足により有資格者を継続的に確保し続けることが難しくなっていることから、安定した人材の確保が課題です。

工業

■現状と課題

製造業は、技術の高度化により、従来の素材型産業から付加価値の高い加工組立型産業への転換が急がれます。本市の場合、地域振興整備公団が開発・造成した五楽工業団地が完売したことから、新たな工業団地の開発を検討しましたが、現状は、景気の成り行きが不透明であるため、計画は中断されたままです。

工業(製造業)の活性化は、雇用の安定・創出につながる面を有しており、市民の市内における就業意欲は高いものがあり、市民意識調査においても、若い人が住むために必要な対策の最上位に、「企業誘致など雇用の確保を図る」が位置されており、若者定住促進に向けては重要な施策と位置づけなければなりません。

また、2011(平成23)年2月に、鞍手インターが開通し、九州自動車道へのアクセスが向上することにより、物流の効率化が図れ、企業誘致などに新たな取組が必要となります。

そうしたなかでは、引き続き、国・県と連携しながら経営の近代化、事業の円滑化に向けて支援していくとともに、社会経済情勢を察知しながら五楽新工業団地の整備事業に取り組む必要があります。

■成果

進出企業との調整や地権者との折り合いがつかず、(仮称)五楽北部工業団地の造成には至っていませんが、撤退した企業の跡地や既存工場の未利用敷地部分に企業が進出して工場が新設され、新たな雇用の創出につながりました。

■第5次総合計画に向けての課題

工場の新設や移設を計画している企業から物件の照会がなされていますが、空いている市の事業用地がないため企業のニーズに応えることができず、多大な機会損失が生じています。大規模開発とまではいかないものの、事業用地の確保が課題です。

失業対策諸事業

■現状と課題

2008(平成20)年の世界的な金融危機によって急激に落ち込んだ日本経済は、最悪期は脱したとはいえ、依然として厳しい状況が続いています。雇用環境は悪化し、失業率は5%台が続き、有効求人倍率も過去最低水準が続いています。特に契約職員などの非正規職員については、身分保障の希薄さが浮き彫りとなり、契約が切れた後の職場の確保が難しいことや中途での契約解除などにより、雇用状況は非常に厳しい状況にあります。本市においても雇用の場の確保や所得の向上は、市民生活を営むうえで切実な課題となっています。

さらに、近年若者の失業者数も増加しており、若者の応募機会の拡大などについて事業主への周知や啓発を実施しています。また、働くことに不安を抱えている人や、自信を失っている人などを対象とした地域の支援拠点として、「若者しごとサポートセンター」が設置されています。本市でもこのような施設と連携を図り、広報やホームページなどで、若者の就労事業対策に対して、働きかけを行っていく必要があります。

このような状況の中、対策事業として、国・県と連携して行う緊急雇用対策事業を行い、一定の成果を上げています。この事業により失業者を市内事業所に臨時的に雇用し、契約終了後、同事業者が正規雇用する予定であり、雇用の創出となっています。

■成果

新型コロナウイルス感染症の流行により労働機会の喪失または減少した方に対し、「中間市緊急短期雇用創出事業」を実施し、2020（令和2）年度に延べ49名、2021（令和3）年度に延べ85名の雇用を創出しました。

当該事業のうち、市内小中学校における施設内の消毒作業では、教職員の業務負担軽減につながりました。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事務量の増大した部署において採用した事務補助員については、当該事業終了後も会計年度職員として採用されたケースもあり、継続的な雇用を生みだしました。

■第5次総合計画に向けての課題

多くの求職者が存在する一方で慢性的な人手不足に悩まされている業種もあり、求人側と求職側の需給が合わない「雇用のミスマッチ」を解消することが課題です。

高齢者雇用対策

■現状と課題

わが国では、急速な高齢化が進んでおり、現在は団塊の世代も次々と現役を離れ、就業人口は減少していきませんが、仕事量は減少するわけではなく、次世代の者で急速に仕事を消化することはできません。現在は、雇用問題も深刻ですが、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であり、そうした視点も高齢者が生きがいとしてとらえ、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また、経験を活かした、「定年の引き上げ」や「再雇用」など仕事を続けていける環境の整備が求められます。

そのこととともに、充実した老後を送っていくには、一定の仕事しながら、趣味や学習、文化やスポーツ、レクリエーションなどの機会と場が身近にあることも必要です。

■成果

2022（令和4）年度、中間市シルバー人材センターでは、高齢者の現役時代に培った豊富な知識や技能・経験を活かせるように、入会説明会を毎週金曜日に開催し会員の就業に関しての相談など、会員とのコミュニケーションを図り、能力を発揮できる環境作りの整備を行っています。また、会員の技能向上のため、剪定技能講習会やチェーンソー取扱講習会を実施し、雇用機会の確保に努めています。さらに、独自事業である「刃物研ぎ」、「エアコン清掃」、「手作り小物販売」、「カブトムシ幼虫販売」、「シルバー愉快農園」の活動や樹木剪定のボランティア活動などを通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進にも貢献しています。

一方で、2021（令和3）年4月には高齢者雇用安定法が改正され、国の方針として、事業主は70歳までの定年引き上げや定年制の廃止などの措置を講ずるよう努めることとしています。

■第5次総合計画に向けての課題

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、社会参加、高齢者雇用はますます重要となり、雇用だけでなく多様な就労・社会参加・生きがいづくりの場を整備していくことが一層求められていくことになります。高齢者の多様な雇用・就業ニーズに応えるためには、企業による取組では限界があるため、地域の関係者が協働して多様な就業機会を創出していくことが課題です。

障がい者雇用対策

■現状と課題

本市の障がい者は年々増加傾向にあります。障がいのある人がその適正と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて、充実した生活を過ごせるようにすることが社会全体の共通した使命であり、生活の自立、社会参加を促進していくうえで、就労の機会の確保は重要な課題です。

2006（平成18）年度に施行された障害者自立支援法に定められている障害者福祉サービスのうち、就労支援サービスの利用者は自立支援制度の周知とともに増加しているが、一般の雇用に結びつくことは難しいようです。

現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」という法定雇用率1.8%を目指していますが、2010（平成22）年6月1日現在の福岡県内の平均雇用率は1.71%である。目標値に近づいているとはいえ、経済情勢が不透明な現在においては、雇用機会の確保とともに雇用の安定、及び自立の促進に向けた取り組みが必要です。

■成果

法定雇用率については、国により1.8%から2.6%に引き上げられており、2022（令和4）年度の福岡県の民間の実雇用率は2.29%で過去最高となっています。なお、中間市役所の実雇用率は3.44%であり、法定雇用率2.6%を上回っています。

障害福祉サービスのうち、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う就労移行支援サービスの利用者は、制度の周知とともに年々増加傾向にあります。2022（令和4）年度の利用者は34人で、2018（平成30）年度の20人から年々増加しています。サービス利用者のうち一般就労した人数は、2022（令和4）年度で7人であり、サービスの利用が障がいのある人の就労に寄与しています。また、サービスの利用により就労した人に対し、就労に伴う生活面の課題などへの支援を行う就労定着支援サービスについても利用者が一定程度おり、引き続き、利用に関して計画相談支援事業所などと連携を図っています。

■第5次総合計画に向けての課題

障害福祉サービスも認知されてきており、就労に関するサービスの利用を希望する人も増えています。引き続き、計画相談支援事業所などと連携し、適切なサービスの支給に努め、生活の自立、社会参加の促進を図ることが課題です。

中小企業雇用対策

■現状と課題

中間市の産業分類事業所数及び従業者数は、小売・飲食業・サービス業・建設業の占める割合が多く、これらの業種は、ほとんどが中小企業若しくは小売業のため、これら中小企業の振興発展を重点的に促し、雇用を確保する必要があります。

■成果

中間市中小企業融資制度の直近の融資額は、2019(令和元)年度:1,270万円(6件)、2020(令和2)年度:450万円(1件)、2021(令和3)年度:600万円(1件)、2022(令和4)年度:2,250万円(6件)となっています。

新型コロナウイルス感染症対策として国が実質無利子・無担保の融資施策を実施したため一時的に利用件数は減少しましたが、社会的・経済的規制の緩和が進みコロナ前の水準に戻ってきています。

■第5次総合計画に向けての課題

福岡県の中小企業融資制度をはじめ、他の融資制度と比べて金利などの借入条件が特段有利に働いているとはいえないため、条件の見直しが課題です。

観光

■現状と課題

垣生公園や遠賀川河川敷など、市民が利用できる身近な観光資源を活用した祭りやイベントが、筑前中間祭り実行委員会主催で開催されていますが、本市には観光に資する魅力的な資源に乏しいため、既存の祭りをさらに魅力ある内容へ高めていくとともに、新たな観光スポットとなる施設を開発することも必要です。

2009(平成21)年度に八幡製鉄所遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産候補資産となり、これが世界遺産となれば、唐戸水門、堀川、近年映画ロケ地として活用されているJR遠賀川鉄橋と併せた、文化遺産などの観光資源化を推進します。

■成果

2015(平成27)年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、「遠賀川水源地ポンプ室」がユネスコ世界文化遺産に登録され観光事業に積極的に取り組むこととなり、世界遺産価値の周知、来訪を促進するため、眺望スペースや世界遺産インフォメーションセンター、解説案内サイン、駐車場を整備し充実を図るとともに、眺望スペースに観光ガイドを配置し観光資源化の基盤づくりができました。

三大祭りや、市内を歩いて巡る「なかまフットパス」を主要な観光資源とし、世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室に加え、既存の観光資源である堀川の中間唐戸や、堀川、垣生公園、屋根のない博物館などを活用した7つのフットパスコースを整備し、SNSなどを活用して広く発信を行い、市内外の方に中間市の魅力を発信することで観光客数の増加を図れています。

■第5次総合計画に向けての課題

既存の観光資源を有効に活用するとともに、新たな仕掛けにより、中間市への観光来訪者数の増加及び滞在時間の確保が課題です。

幼児教育

■現状と課題

本市において、現状では市教育委員会所轄(しよかつ)の公立幼稚園はありませんが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄(しよかつ)の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われています。近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が地域の子どもの育ちに積極的にかかわろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されています。

このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおけるそれぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要です。

■成果

2019(令和元)年10月1日から3歳から5歳児がいる世帯(市民税非課税世帯は0歳から2歳児も対象)の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料が無償化されました。それに伴い、私立幼稚園の保護者に対する就園奨励が廃止されました。

■第5次総合計画に向けての課題

現在においても少子化は改善しておらず、地域社会や家庭の教育力の低下がさらに進んでいます。幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補いつつ、相互の連携により幼児教育の充実を図っていくことが課題です。

また、幼児教育に従事する職員のなり手が少なくなってきたり、人材の確保が課題です。

小中学校教育

■現状と課題

近年の少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることは、増加傾向にあります。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきましたが、

学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測されます。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければなりません。

教職員については、教育実践研究の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになりましたが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽(けんさん)を積むことが必要となってきます。

また、これまで指導方法の工夫・改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされています。

さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、少数数学習のための教室の整備や第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的变化に対応する施設の充実に課題が残っています。

今後も、学校教育の役割、学校教育における不易の部分の明確にし、21世紀をたくましく生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければなりません。

■成果

○道徳教育の充実について

2017(平成29)年度に小学校、2018(平成30)年度に中学校において、「特別の教科 道徳」(以後、道徳科という。)が新設されました。このことにより、考議議論する場や体験活動などが重視された道徳科の授業の在り方についての理解が進み、道徳教育の量的・質的充実が図られました。

○学力の向上について

全国学力・学習状況調査開始時の2007(平成19)年度当初は全国平均との格差が見られていましたが、近年では全国平均と同等以上の結果が出るようになり、全体的な児童生徒の学力の向上が見られます。特に小学校においては、全国平均を超えることが多くなり、学力の底上げが進んできています。中学校においても、全国平均には届かないものの、2007(平成19)年度の調査開始時に比べると、着実に学力は伸びてきています。

○授業改善について

変化の激しい現代社会においては、基礎基本の知識を活用して新たな課題を解決するための思考力・判断力・表現力が求められており、小中学校における授業もそれらの力を育むための改善が進んでいます。例えば、算数・数学で、解き方や考え方を説明する活動を多く取り入れたり、社会科で複数の資料から課題を見出し、級友と話し合いながらその解決方法を考えるなど自ら課題を見出して知識や技能を活用し、他者と協働しながら学習する授業が多くなされるようになってきました。

○教職員の指導力向上について

上記のような授業を行うために、今求められる授業の在り方についての研修を行ったり、学校を訪問して授業を参観し指導助言を行ったりしながら、授業改善の取組を進めてきた結果、多くの教員にその考え方が浸透しつつあり、そのような授業を模索する教職員が増えていきます。また、県教育センターや福岡教育大学附属小倉小中学校への研修を希望する教職員や、県教育委員会が主催する教育論文に応募する教職員が増えるなど教職員の指導力向上に向けた意識も高まっています。

○教育施設の整備について

学校施設の質的整備の充実に向けて、第4次総合計画では、1981(昭和56)年以前の建築基準法で建てられた建物(校舎や屋内運動場)について、耐震診断結果に基づき、2009(平成21)年から2013(平成25)年にかけ耐震補強工事を実施しました。また、2015(平成27)年度には、全小中学校の屋内運動場について、非構造部材の耐震化工事も実施しました。さらに、子どもたちの教育環境を快適なものとするため、全小中学校の普通教室に空調設備を導入しました。

■第5次総合計画に向けての課題

現在の教育環境は、築40年を超える学校施設の老朽化、児童生徒数の減少に加え、ICT教育や英語教育、道徳教育などの教育内容の多様化や新型コロナウイルス感染症による環境の変化など、児童生徒を取り巻く教育環境は急速に変化してきています。このような中、これからの学校教育は、全ての児童生徒の可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの実現である「令和の日本型学校教育」の構築を目指した取組を進めています。

今後の課題として、中間市教育大綱に掲げられた基本理念のもと、個を生かす学校教育の充実による確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成に取り組むとともに、将来の学校のあり方として、学校施設の再編による学校規模の適正化を図り、さまざまな時代のニーズに対応できる新しい学校施設の整備・充実、そして、児童生徒が安全安心に学び、生活できる教育環境の構築による更なる教育の質の向上に取り組むことが求められています。

また、教職員の働き方改革の推進、教職員の人材育成にも引き続き取り組んでいくことが課題です。

社会教育

■現状と課題

家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、さまざまな学習の機会が求められています。

このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要があります。

さらに、地域の特性を活かした学習活動の場として「校区公民館」の設置が求められています。

また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっています。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要です。

■成果

日頃の学習の成果を発表する場である「中央公民館コミュニティ文化祭」、「生涯学習センター文化祭」、「文連文化祭」を毎年実施し、団体間、世代間の交流を促すことができました。

また、市民の学習ニーズに的確に対応するため、2015(平成27)年度に第2次生涯学習基本計画を策定し、社会の変化に応じた見直しをすることができました。

中央公民館講座において、市民の学習ニーズを捉えながら、さまざまな年代層向けの講座を実施し、自主的な学習活動の支援、促進を行いました。

■第5次総合計画に向けての課題

社会教育活動の基盤作りのため、老朽化した社会教育施設の設備の更新などが課題です。

また、市民のニーズに応えるため、限りある財源を有効に活用し、満足度の高い講座を企画・実施していくことが課題です。

社会体育

■現状と課題

平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改修、既存施設を1箇所にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきました。

それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にありますが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられます。

また、河川敷を利用したサッカー場、ラグビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にまとめた総合運動場の整備が求められています。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要です。

今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければなりません。

■成果

2011(平成23)年度～2015(平成27)年度において、各社会体育施設の老朽化に伴い、市営野球場のグラウンドの整備、中間東小学校解放事業トイレなどの整備、ジョイパルなかま庭球場整備、中間市体育文化センター周辺改修工事などを行い、利用者が安全に快適に利用できるよう施設整備を図り、利便性の向上につながりました。

また、各社会体育施設を指定管理業者に指定管理運営を委託し、地域住民スポーツなど健康体力づくりへの動機や、機会の創出、提供を行い、さらには、2013(平成25)年からは、なかま元気スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)を設立し、ダンス教室、なかまっ子陸上教室、ニュースポーツ、いきいき健康教室を開設し、幼児から高齢者、親子や家族、仲間などで体力、運動能力の向上、運動不足の解消などさまざまなスポーツの環境を作り成果を上げました。また、スポーツ推進委員にさまざまなスポーツの知識を身につける研修や講座に派遣し、地域スポーツ指導者の育成を図ることができました。

■第5次総合計画に向けての課題

各社会体育施設の老朽化が進むなか、計画的な施設整備を実施することに加え、これまでの取組を踏まえた事業展開をすることにより、子どもから高齢者まで各人がより一層の健康管理を行えるような体制を構築していくことが課題です。

青少年健全育成

■現状と課題

有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づけないよう対策を講じています。

また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行などの状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性の逸脱行為、深夜徘徊(はいかい)、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっています。

■成果

関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民で組織した青少年育成市民会議を通して、少年の主張大会、研修会、体験活動を実施し、青少年の健全育成を図ることができました。

また、月2回夜間の定例一斉補導、各まつり毎に行う特別補導、少年を守る日(毎月第3水曜日)に白いポストの有害図書回収やコンビニ、カラオケ店、書店への立入検査などを実施しました。また、市内の交番と共同パトロールを実施したことで、効果的な補導活動ができ、青色パ

トカーでの巡回も行い、青少年の非行防止と健全育成に大きな効果を得ることができました。

青少年対策として、少年相談センターが中心となり、白いポストからの悪書回収、ゲームセンター・携帯電話販売店・コンビニエンスストアなどへの立入調査、少年が集まるような場所での声掛け、補導活動などを補導員と一緒に行いました。

■第5次総合計画に向けての課題

青少年健全育成には、小学校・中学校・高校、折尾警察署との緊密な連携が必要であり、情報共有、支援、助言などを行いながら各事業を実施していくことが課題です。

また、子どもが生まれる前から、その子の家庭に、地域、行政などが何らかの関わりを持つようにし、みんなで子育てを行うことで健全な青少年を育てていくことが重要であり、この方針のもと青少年問題協議会で協議を行い、関係部署で組織する専門部会で具体的な施策を検討します。最近の傾向として、SNS内でのいじめや家庭内での虐待など見えにくいところで問題が起きていることもあり、その対策や対応が課題です。

芸術・文化の振興

■現状と課題

本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、1995(平成7)年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、1996(平成8)年11月には「なかまハーモニーホール」が開館しました。

今後は「中間市文化団体連合会」などの自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要があります。

■成果

2011(平成23)年度は「Chageの細道2011」、2012(平成24)年度は「清塚信也ピアノリサイタル」、2013(平成25)年度は「春風亭昇太・林家たい平 二人会」、2014(平成26)年度は「森山良子アコースティックコンサート」、2015(平成27)年度は「世良公則 O-kiraku Live 2015 in NAKAMA」など魅力ある事業の実施に加え、各種団体によりさまざまなサークル活動が実施され、市民が芸術・文化に触れる機会を拡充することができました。

■第5次総合計画に向けての課題

優れた文化や芸術に触れる機会をこれまで以上に充実させていくこと、開設から25年以上経過し、老朽化している「なかまハーモニーホール」の設備を更新していくことが課題です。

文化財保護

■現状と課題

文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務です。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日的課題です。

本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では、1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきました。

今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要があります。

また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題です。

■成果

世界遺産登録に向け長年推進活動を行ってきた遠賀川水源地ポンプ室が、2015(平成27)年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界遺産に登録されました。遠賀川水源地ポンプ室は、日本が産業分野において急速な発展を成し遂げた証左となる文化遺産であり、中間市の“観光施策元年”の象徴的な施設です。

遠賀川水源地ポンプ室の保全のために、中間市街なみ環境整備事業計画を策定し、将来的な耐震修景に向けた耐震設計などを進め、ユネスコ世界遺産センターへ報告書の提出を行いました。

来訪者の受入対応として、眺望スペースや世界遺産インフォメーションセンター、解説案内サイン、駐車場を整備し充実を図るとともに、眺望スペースに観光ガイドを配置し世界遺産価値の伝達を行いました。

また、遠賀川水源地ポンプ場敷地内限定公開や企画展示など、世界遺産を活用したイベントなどを実施しました。世界遺産価値を継承するため、世界遺産キッズアカデミーなどの子ども向けの学習機会を設けました。

国民共通の財産である世界遺産を後世に継承していくため、遠賀川水源地ポンプ室を保全し、世界遺産に接する機会を設けることで、世界遺産を活かしたまちづくりに努めました。

■第5次総合計画に向けての課題

遠賀川水源地ポンプ室を後世に継承するため、所有者や国・関係自治体と連携しながら、世界遺産価値の保全に取り組んでいくこと、また、文化財や世界遺産を保存するだけでなく、これらを活かしたまちづくり、地域づくりを推進していくことが課題です。

生涯学習

■現状と課題

本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組を推進するよう努めます。

今後は、「中間市生涯学習基本計画」に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題です。

■成果

中央公民館講座、生涯学習センター講座、歴史民俗資料館講座、図書館講座、ハーモニーホール講座など、各施設で市民のニーズを捉えた講座や教室を多数開催し、市民のライフステージに応じた学習機会を提供することができました。これにより生涯を通じて学ぶことの出来る取り組みを推進することができました。

■第5次総合計画に向けての課題

生涯学習活動を活発にしている年齢層とそうでない年齢層とに2極化されており、活動している層による生涯学習活動をより一層促進すること、活動していない層にいかに関心を持ってもらうかが課題です。

人権

■現状と課題

世界の人権問題の取組としては、1948(昭和23)年の国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連10年」などの取組が生まれました。また、わが国においては日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきました。

中間市においても、1979(昭和54)年に初めて同和地区の実態調査を行い、それを基に1981(昭和56)年に中間市同和対策基本計画を策定しました。国の同和対策関係法案と併せて、本格的に中間市の同和対策事業が始まり、このような数々の施策は、生活環境改善などのハード面について一定の成果をおさめました。また、市民の人権教育や人権啓発、地域の就職対策など多くの面で中間市の人権問題が喚起されました。しかし、「人権の世紀」といわれる21世紀に入って10年以上経過してもなお、連日のように命が軽んじられ、同和問題を始め、女性や老人・障がいのある人たちへの差別、未来を担う子ども達への暴力など、人権を取り巻く環境は複雑化、また深刻化していく傾向にあり、人権擁護の取組はますます重要になっています。

中間市においても、2010(平成22)年に策定した「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき具体的に取組を進めています。また、「行動計画」を策定し、人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくりを目標に、人権問題の解決に一層努力していかねばなりません。

■成果

本市では、2019(令和元)年に「中間市人権擁護条例」の一部改正を行い、「中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」と題名も改めて施行しました。

本条例は、国においての障がい者差別や部落差別の解消の推進に関する法律などの施行や、本市の事情を踏まえ、「市民や事業者による差別行為の禁止」や「市内事業所の職場での研修や啓発活動の実施を努力義務とすること」などを新たに規定し、あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のない中間市を実現することを目的としています。本市の人権のまちづくりを果敢に進めていくための決意と方針を本条例に込めています。

2018(平成30)年度に実施した人権教育・啓発に係る市民意識調査では、「人権に関する関心」については、全体の63.1%が「非常に関心がある」または「まあまあ関心がある」と回答しています。県の調査結果と比較すると5.4ポイント低くなっていますが、有効票555件でのサンプリング誤差に留意すると大きな差は認められない結果といえます。「あまり関心がない」と「ほとんど・全く関心がない」を合わせた割合が34.0%を占めていることは課題といえます。年代別にみると、子育て世代に当たる30歳代と40歳代で関心を持っている人の割合が高くなっているのが特徴です。

人権問題に関する関心度は県の平均レベルにあるが、世代間での関心度の格差を縮めていくことが課題といえます。

■第5次総合計画に向けての課題

同和问题、女性問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題、インターネット、外国人、性的少数者に関する問題の分野別人権問題のほかにも、いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題、社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。

これらの人権課題についても、差別と偏見を解消するため、あらゆる機会をとらえて、引き続き教育や啓発活動を実施していくことが課題です。

また、前回の「施策の方向性」を踏まえ、2020(令和2)年に策定した「第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」について、市民意識調査を実施し、審議会に諮り見直しを行い「第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定します。その後は、この基本計画に基づいて、市民に人権尊重に対する理解を深め、体得します。そのため、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、教育・啓発などの一層の充実が課題です。

住民基本台帳カードの普及・奨励

■現状と課題

住民基本台帳カードの普及・奨励については、国の電子自治体の構築及びIT化の推進という施策に基づき、2000(平成12)年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、2003(平成15)年8月から本格稼動しました。

このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どの市区町村からでも取得が可能になります(住民基本台帳事務の効率化)。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理(付記転入届・付記転出届)ができます。③この住民基本台帳カード(写真つき)を用いれば、確実に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使えます。④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができます。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されています。

ちなみに、当市における2010(平成22)年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口45,577人に対し1,615人、普及率は3.54%で、極めて低い結果となっています。

今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていきます。

■成果

当市における2016(平成28)年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口43,139人に対し2,497人、普及率は5.78%で、前回から若干増加したものの、普及は進みませんでした。

2015(平成27)年10月1日にマイナンバーが住民に符番され、住民基本台帳カードは2016(平成28)年12月31日をもって発行終了となり、代わって2016(平成28)年1月1日からマイナンバーカードの発行が開始となりました。

住民基本台帳カードの発行終了後、マイナンバーカードの普及促進に努め、2023(令和5)年3月31日現在で、交付率は68.46%となっています。

普及促進の一環として、市民課窓口でのマイナンバーカードの申請補助、商業施設・介護施設・ワクチン接種会場や公民館に出向く出張申請補助、マイナポイント申込支援などの実施及び第2土曜日、第4日曜日のマイナンバーカード臨時交付窓口の開設をしました。

その他にもカードの利活用の促進で2022(令和4)年11月にコンビニ交付の導入、2023(令和5)年2月にマイナポータルを利用した転出届・転入の予約サービスを開始しました。

■第5次総合計画に向けての課題

マイナンバーカードは2024(令和6)年秋には健康保険証と一本化、2024(令和6)年度末には運転免許証と一体化し、対面でのより重要な本人確認ツールとなります。また、行政手続きのオンライン申請、民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用の場が拡大していく予定です。

このことから、今後もマイナンバーカードの普及促進のため、住民への周知・広報の充実、強化が課題です。

男女共同参画

■現状と課題

男女共同参画の取組は、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきました。

1946(昭和21)年に国連婦人の地位委員会が設置され、1975(昭和50)年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府(現内閣府)に設置され、1977(昭和52)年に国内行動計画が策定されました。

1979(昭和54)年、国連総会は女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、1985(昭和60)年に日本はこの条約を批准しました。さらに、1995(平成7)年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも政府と女性たちのパートナーシップによって総合的、体系的な取組が進み、1999(平成11)年には男女共同参画基本法が公布・施行されました。

福岡県では、2001(平成13)年10月に福岡県男女共同参画条例が制定され、2002(平成14)年に第1次福岡県男女共同参画計画、2006(平成18)年には第2次福岡県男女共同参画計画が策定され積極的な取組を行っています。

本市においては、2002(平成14)年に第1回目の市民意識調査を行い、それを基に2004(平成16)年に「中間市男女共同参画プラン」(10か年計画)を、2006(平成19)年には「中間市男女共同参画行動計画」(3か年計画)を策定し、具体的に施策を展開してきました。

さらに、2009(平成21)年には、新たに学識経験者・有識者及び市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を発足させ、同年に実施した第2回目の市民意識調査の結果を踏まえ「中間市男女共同参画プラン」の後期への見直しを行い、2010(平成22)年に同プランに基づいて2013(平成25)年度までの「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定しています。

今日、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されています。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を発揮できる社会を構築することが必要となっています。また、子どもを安心して生み育てることができるように仕事と子育てが両立できる社会を構築することも必要です。

また、近年、夫やパートナーからの暴力が顕在化するなど、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態を直視する

ときに、特に女性に対する暴力について早急に対応が求められます。女性に対する暴力は、女性の人権が軽視あるいは無視されることから生じており、個人の人権が性別に関係なく平等に尊重される社会を確立する必要があります。

■成果

2018(平成30)年度に実施した男女共同参画に係る市民意識調査では、「男女平等や女性の地位向上」については、「関心がある」と回答した割合は60.6%であり、2013(平成25)年度に行った調査結果と比較してみると10.4ポイント高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感しない」と回答した割合が53.6%と調査開始以来初めて半数を超え、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が徐々に低くなっている傾向がみられます。さらに、これを男女別に比較すると、今回の調査では男性の「同感する」と回答した割合は44.4%であり、前回調査結果の58.3%から大幅に減少しており、男性の意識が大きく変化していることが分かります。

■第5次総合計画に向けての課題

上記市民意識調査では、「男女共同参画の施策の認知度」に対する回答でセクシャルハラスメントやDV防止法などの認知度は高いものの、中間市独自の施策などについては「知らない」との回答の割合が多い結果となりました。男女共同参画社会づくりには、市民の意識改革がなにより重要です。国や県の動向を注視しながら、中間市独自の取組を実施し、身近なところからの意識改革を推進していく必要があります。そのため、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、啓発・教育・相談事業などの一層の充実が課題です。

国際交流

■現状と課題

本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼、またホームステイ受け入れといったさまざまな市民の自主的な交流が行われています。

現在、世界ではテロや内紛・天災などの影響で活動支援を必要とする国々は多く、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、今後も参加者への支援は欠かせません。

一方、市内の中学校や小学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手(ALT)を招致し、語学教育の充実を図っています。

さらに、2009(平成21)年度からは、外国人在住者が言葉の問題から孤立しないようにと、ボランティアの方と日本語教室を開催しています。

今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要です。

■成果

青年海外協力隊やシニア海外ボランティアといった国際協力事業に携わる市民の方に対し補助金を交付し、活動を支援しています。

在住外国人への支援を行う団体と日本語教室を共催しており、市民主導による国際交流の推進や外国人の日常生活支援、多文化共生のまちづくりによる国際交流の環境整備を図っています。

また、世界遺産の概要を説明する解説案内サインに外国語表記を施し、外国人観光客の受け入れ環境を整備しています。

■第5次総合計画に向けての課題

国際交流の推進には、市民の参加が重要であるため、市民が主体の国際交流事業に携わる団体や市民に対し、継続的に支援していくことが課題です。

広報・広聴機能の充実

■現状と課題

近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、情報提供などの広報活動を行ってきました。

また、市政に市民の声を幅広く取り入れるため「市長への手紙」「パブリックコメント」などの広聴活動を行ってきました。「協働のまちづくり」を掲げる中間市にとって、従来の行政主導型の市政から、市民との協働の市政への転換には、市民の市政への参加は欠かせません。しかしながら、広報活動・広聴活動の現状として、市民参加型という観点からは十分なものとは言えないため、市民だれもが気軽に市政に参加できる環境を整えていくことが課題です。

さらに、「中間市ホームページ」は導入後、長い年月を経過しており、日々進化していくシステムに比べて利用のしやすさに満足いくものとは言えないため、ホームページのリニューアル、レイアウトやコンテンツの見直しを行う必要があります。

■成果

市内外へ発信・交流できるツールとして2011(平成23)年2月28日に公式Twitter「なかっぱ」を開設しました。2023(令和5)年6月末時点でのフォロワー数は9,314人です。

2012(平成24)年3月から「市長へのメール」をホームページ上に開設しました。メール件数は2011(平成23)年度は2件、2012(平成24)年度は23件、2013(平成25)年度は74件、2014(平成26)年度は26件、2015(平成27)年度は29件、2016(平成28)年度は25件、2017(平成29)年度は70件、2018(平成30)年度は49件、2019(令和元)年度41件、2020(令和2)年度は121件、2021(令和3)年度は115件、2022(令和4)年度は52件となっています。

2014(平成26)年10月からはFacebook「中間市役所」を開設、市内のイベントや話題発信をしています。2023(令和5)年6月末時点でのフォロワー数は1,306人です。

その後は、2019(令和元)年からLINE「中間市」を開設、2023(令和5)年6月末時点の登録者数は1,675人となっています。また、2020(令和2)年からはインターネットを介せずに情報を簡単に得られるKBCdボタンを開始しています。

ホームページは2022(令和4)年にシステムをリニューアルし、検索のしやすさやスマートフォンなどでの使いやすさを考慮しました。広報紙はページ数が削減されていますが、デジタル機器などの操作が難しい高齢者や障がい者の方々に配慮した構成を考え作成しています。

■第5次総合計画に向けての課題

情報の取得にはさまざまなツールがあり、読まれる方々の多様性に配慮すべきであり、ツールごとのメリット・デメリットによって使い分けていく必要があります。情報伝達においてスピードが求められる災害時などは、職員だけでなく市民と一体になり、命を守るための情報発信が必要です。時代の変化に適應できるよう庁内の横断的な連携と取組が一層必要になります。デジタル化はさらに進むことが予想されることから、効率化とともに正確性をいかに担保していくかが課題です。

行財政計画

■現状と課題

行財政計画の取組は、1986(昭和61)年5月に「第1次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきました。

さらに、1996(平成8)年9月には「第2次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組を進め、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに、2002(平成14)年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組の必要性に迫られ、2003(平成15)年4月からの3ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組を始めました。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、2005(平成17)年11月に「第3次行政改革大綱」を、また、同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間を推進期間として、行財政改革に取り組んだ結果、目標効果額を上回る成果を挙げてきました。

2010(平成22)年度以降も引き続き、地域の実情に応じて不断に行財政改革を推進し、新たなプランを基に持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指します。

〈国の三位一体改革〉

国の膨大な赤字を減らすためと、1999(平成11)年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金などの削減を目標に、2003(平成15)年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られました。本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第3次行政改革大綱」を策定しました。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければなりません。

■成果

○人件費の削減と人材育成について

職員の定員管理の見直しにより、適性などを考慮した効果的な人事配置などを行うことで新規採用者数の抑制に努めました。また、給与制度の適正化を推し進めた結果、財政負担に直結するラスパイレース指数の引き下げに成功し、2021(令和3)年度には基準値である100を下回りました。2019(令和元)年以降は、人事院勧告などにより全国的に給与水準が引き上げられる中、職員数の削減及び給与制度の適正化により人件費の上昇を抑制することができました。

○職員の人材育成と資質向上について

「①職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する」という計画に関しては、2011(平成23)年度から人事評価制度の試行実施を開始し、段階的に対象職員の範囲などを拡大しながら運用方法などの検証を行い、2016(平成28)年度に本格実施に至りました。計画期間後も引き続き人事評価制度の構築を進め、2017(平成29)年度からは評価結果の勤勉手当への反映を開始し、また、2020(令和2)年度からは昇給への反映も開始しました。

「②職員の意識改革と能力向上のため、人材育成基本方針に基づき、効果的な人材育成システムを構築する」という計画に関しては、職員研修の充実特に力を入れ取り組んでおり、職員の事務改善に対する意識や市政への参画意識を高めるため、事務改善提案や市政全般に関する課題提案を行い、市長へのプレゼンテーションを行う研修を取り入れるなど、これまでにない新たな研修を企画・実施してきました。

また、2021(令和3)年度には職員研修委員会を設置し、職員のニーズを踏まえた効果的な研修を実施できるよう取り組んでいます。

○財政について

本市の財政は、人口減少及び少子高齢化の進展、下水道事業の推進などの影響により、市税や地方交付税を柱とする歳入が伸び悩む一方で、歳出においては社会保障関連経費及び繰出金などが増加し、歳出超過となった結果、2015(平成27)年度から2019(令和元)年度までの5年間、財源不足を基金からの繰入により補う状況が続きました。その結果、一般会計基金残高が25億円以上減少し、財政調整基金

残高は約1億3千万円と枯渇状態に陥りました。

そこで、2019(令和元)年度から予算編成に枠配分方式を導入したほか、借換債を実施するなど、さまざまな収支及び財政構造の改善に向けた取組を実施しました。その結果、2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度の決算において、財政調整基金を積み増すことができました。

しかしながら、これは、ふるさと納税の好調や土地売却収入といった臨時的収入の増加、コロナ禍での給付費や施設の管理運営費などの減少といった影響があったことにも支えられた結果であり、持続可能な財政基盤の確立までには至っていません。

○「協働」について

2005(平成17)年11月の中間市行政改革大綱において、「自立」・「協働」・「効率」の三本柱が掲げられ、「協働」についての取組を進めてきました。具体的には、町内会連合会及び公民館連合会と協議を行い、2011(平成23)年4月にひとつの町内会にあった「町内会」と「町内公民館」のふたつの組織を「自治会」に一本化し、自治会の役員の担い手不足、事務負担、後継者不足を改善しました。また、これだけでは自治会の負担は軽減しないことから、将来、自治会をはじめ地域の諸団体が衰退し、消滅し、解散していかないように、小学校校区内の自治会、婦人会、老人会、PTAなどの諸団体が集まり、結成された校区まちづくり協議会を設立しました。会員不足、後継者不足などで弱体化しつつある諸団体の活動を校区まちづくり協議会が行っていくことで、活動が維持でき、また、地域の課題解決を校区まちづくり協議会が行うことで住みやすい校区をつくっていくものと考えています。市では、校区まちづくり協議会が主体となって考える地域課題の解決に向けた活動を支援しています。

■第5次総合計画に向けての課題

○組織について

本市では、財政面での危機的状況を乗り越え、持続可能な行財政運営への転換を図るため、行財政改革を強力に推進してきた結果、本市職員数は類似団体の中で極めて低い水準となり、職員1人当たりの業務量の増加が顕著となっています。また、市民ニーズの多様化及び複雑化に加え、人口減少問題など、多くの政策課題を抱え、組織全体が疲弊しつつある状態となっています。したがって、この現状を打破することが課題であり、次のとおり取組を行うことで解消を図ります。

- ①たてわりの意識を捨て、組織全体での協力体制を構築できるよう、部署間、職員間での協力制度を強力に推進します。
- ②財政状況を注視しつつ、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる職員数を確保するため、計画的な職員採用を行っています。
- ③限られた人材や財源で、最大限質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の人材育成制度を充実させ、職員の職務に対する意欲や能力の向上を促します。また、採用の段階で優秀な人材を確保することが、組織としての人材育成のスタートであると考え、採用試験制度の改善及び見直しを積極的に行っていきます。
- ④市民から信頼される市役所の実現に向け、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めていきます。
- ⑤近年、メンタルヘルス不調により病気休暇を取得する職員が増加傾向にあることから、職場環境の改善及びメンタルヘルス研修などの充実により、職員が心身ともに健康な状態を保ち、持てる力を最大限発揮できる職場環境を目指します。

○財政について

予算編成については、枠配分方式を採用しており、経常的な歳入に見合った歳出とする編成方針が基本となっています。枠配分方式については、これまでも歳出抑制に一定の効果は上げていますが、事業単位での取捨選択がほとんどなされておらず、本質的な収支の改善には至っていません。

歳入については、人口減少と少子高齢化の進展により市税収入の減少が予測されます。これまで好調であったふるさと納税についても、2020(令和2)年度をピークに減少に転じており、加えて自治体間競争の激化もあって、今後更に大幅に減少する恐れがあります。

歳出については、老朽化した公共施設の維持保全などに係る多額の行政需要が見込まれ、事業の規模や内容によってはその額が大幅に膨らむことも予測されます。また、国の施策であるDXやGXの推進、経済社会構造の急激な変化には柔軟に対応していく必要がありますが、その財政的負担は多大なものになることが見込まれます。

この状況に対応するためには、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行う必要があり、行政の広域化の検討、推進が課題です。

○「協働」について

将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、「自立」・「協働」・「効率」の三本柱が重要です。しかし、「協働」の担い手である諸団体では、役員の担い手不足、高齢化、加入率の低下などさまざまな課題を抱えています。協働の担い手となる校区まちづくり協議会など諸団体の活性化、支援が課題です。

広域行政

■現状と課題

本市及び北九州市・遠賀4町とで北九州市都市圏広域行政推進協議会を構成し、北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきました。

また、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の17自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできました。

2009(平成21)年度からは、福岡県と遠賀4町とともに「遠賀・中間広域連携プロジェクト」もスタートし、さまざまな事業に取り組んでいます。遠賀・中間地域広域行政事務組合では、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことにより効率化を追求しており、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務に関する事務を委託していますが、2001(平成13)年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀4町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいます。

今後は、中間市における未加入部門(消防行政)をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければなりません。

合併問題については、現時点では他市町との合併の実現は困難な状況にあります。機会があるごとに、合併や連携のあり方について、意見交換や情報交換を行い、将来再び合併の流れが起これば、市民の意志を確認し、議会とも協議しながら的確に対応していきます。

■成果

北九州市都市圏広域行政推進協議会については、北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指し、まちづくり・広域行政・生活・居住空間の整備などさまざまな事業を実施し、一定の成果を上げてきました。近年では、こども文化パスポート事業や食のイベントなどの連携事業を行っており、圏域の魅力の発信などにも寄与したところです。しかしながら、2016(平成28)年度から新たな枠組みとして開始された「連携中枢都市圏北九州市都市圏域」の構成市町と活動内容が重複していたことから、必要な事業は同枠組みの中で推進することとし、協議会は2022(令和4)年3月31日をもって廃止となりました。今後は連携中枢都市圏北九州市都市圏域の枠組みにおいて引き続き地域の一体的な活性化に取り組んでいきます。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会については、地域が一体となって魅力ある高次都市機能を兼ね備えた質の高い複合都市圏を形成するための事業を推進することを目的とし、グルメや特産品、観光などのイベントの実施や、市町職員向け研修、提案・要望活動、圏域内を巡る検討会などを実施してきたことで、地域全体の発展に寄与しました。現在は、東九州自動車道をはじめとする高速交通体系の整備促進など、東九州軸地域振興のための事業促進に関する要望活動を継続して実施しており、その他の取組については先述の「連携中枢都市圏北九州市都市圏域」へ継承されています。

「遠賀・中間広域連携プロジェクト」については、交流の環、地産の環、発信の環、資源循環といった“4つの環”をテーマに「水辺のくに博覧会」事業や遠賀・中間魅力発信事業など、さまざまなプロジェクトを実施し、地域を支える人材の育成や交流人口の拡大を図ることで、遠賀・中間地域の振興に寄与してきましたが、社会情勢の変化や市町村の抱える課題が多様化・複雑化していることから在り方を見直すこととなり、2023(令和5)年3月31日をもって解散となりました。

その後は、別途開催されている「地方創生市町村圏域会議」を情報交換の場から、県と市町村が連携して取り組む政策課題について意見交換を行う会議体に見直すことで、各市町村や圏域が抱える課題の把握とその解決に取り組むと同時に県と市町村との施策の方向性の認識共有を行っていくこととなりました。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業については、2007(平成19)年度からじん芥処理をリレーセンターで行っています。同年度から、北九州市への可燃ごみの焼却処理委託及びプラスチック製容器包装に関する分別収集を開始し、関係市町と連携を図りつつ循環型社会の形成を目指しています。

合併問題については、現在まで単独市として歩んでおり、他市町との合併の可能性は検討されていません。もし合併に向けた機運が高まった折には、市民の意志を確認し、十分に協議し対応していくこととしています。

上記のように第4次総合計画の理念のもと、広域連携の枠組みは時代に合わせ変化しつつも、本市を含む圏域の一体的な発展及び活性化を図るため、さまざまな事業を実施し、成果を上げてきました。第5次総合計画策定後も引き続き他市町と密に連携・協力しながら取組を推進していきます。

■第5次総合計画に向けての課題

人口減少が進行する中、地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、「連携中枢都市圏北九州市都市圏域」などの枠組みにおいて引き続き広域連携を推進すること、更なる効率化のため新たに広域化が可能な分野を検討していくことが重要です。

このことから、第4次総合計画の理念のもと推進してきたソフト・ハード両面の整備によるサービス向上に向けた取組やPRイベントなどの成果を次の展開に活かしつつ、本市の産業特性や地理的特性、生活圏を考慮した上で地域の更なる活性化を図っていくことが課題です。

また、新たな課題についても、広域での解決が可能な事案については積極的に取組を推進していきます。

ちよーどいい生活宣言都市



中間市の公式マスコットキャラクター
「なかっぱ」

令和7年3月 発行

中間市 未来創造部 企画課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話：093-244-1111(代表) FAX：093-245-5598

URL： <https://www.city.nakama.lg.jp/>